

農業物価統計調査における 民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農業物価統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 農業物価統計調査の概要等

農業物価統計調査は、農産物生産者価格調査と農業生産資材価格調査からなり、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としている。

なお、平成22年調査からは民間競争入札を実施し、民間事業者が業務を実施している。

(1) 調査の対象

農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査ごとの調査の対象は以下のとおりとする。

ア 農産物生産者価格調査

調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）。

なお、調査品目、調査都道府県及び調査市町村は以下により選定する。

- (ア) 調査品目については、農家が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目（「指数採用品目」）及び行政施策上重要な品目等（「価格調査品目」）を選定（別紙3）。
- (イ) 調査都道府県については、当該調査品目の出荷量が多い都道府県から順次加算し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの都道府県を選定。
- (ウ) 調査市町村については、調査品目別の調査都道府県ごとに、当該品目の出荷量が多い市町村から順次加算し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%までの市町村の中から、出荷量が多い市町村について6市町村を限度として選定。

イ 農業生産資材価格調査

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力をもち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを選定。

なお、調査品目は、農家が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目（「指数採用品目」）及び行政施策上重要な品目等（「価格調査品目」）を選定（別紙3）。

(2) 調査の規模

農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査ごとの調査客体数は以下のとおりである（都道府県別の調査客体数は「農産物価統計調査都道府県別調査客体数」（別紙4）のとおり）。

ア 農産物生産者価格調査

(7) 一般農産物生産者価格調査

約1,500客体

(イ) 野菜生産者価格調査

約850客体

イ 農業生産資材価格調査

約1,300客体

(3) 調査時期

品目別の調査月については、農産物生産者価格調査は別紙5、農業生産資材価格調査は毎月（ただし、別紙6の品目についてはその定める期間）とする。

また、調査日については、各調査ごとに以下のとおりとするが、特別な事情（調査日に調査品目の取り扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とする。

ア 農産物生産者価格調査

(7) 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

調査の期日：原則毎月15日現在

(イ) 野菜生産者価格調査

調査の期日：原則毎月5日及び15日現在（月2回調査）

イ 農業生産資材価格調査

調査の期日：原則毎月15日現在

(4) 調査事項

ア 農産物生産者価格調査

農産物生産者価格（農家が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格）

イ 農業生産資材価格調査

農業生産資材価格（農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格）

(5) 調査方法

調査客体が次のいずれかの方法から選択して実施。

- ア 調査員が調査客体から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
- イ 調査票を郵送により配付し、調査客体が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法
- ウ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を使用して調査票を配付・回収する方法

2 農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷等）、調査票の配付・回収、記入、督促、照会対応、調査票の審査、調査票データの電子化・集計（都道府県別集計）、調査客体への謝礼支給である（別紙7）。

ア 業務期間

平成23年11月1日から平成27年3月末日まで（平成24年1月調査から平成26年12月調査）とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

- (ア) 調査関係用品の印刷原稿（「調査客体配付用品一覧」（別紙8）参照。）調査関係用品の見本については入札説明会において提示する。
- (イ) 調査対象一覧表及び調査品目一覧表
- (ウ) 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している登録調査員の氏名、住所、電話番号（自宅若しくは携帯）及び年齢の情報を記載したもの。民間事業者が適切な調査の実施に必要な調査員の配置のために、当該地域等の条件を示して農林水産省に登録調査員の紹介を求めた場合、農林水産省は民間事業者への情報提供の同意が得られた登録調査員の中から、該当者を整理した名簿を貸与する。

- (エ) 照会対応事例集
- (オ) 審査・集計・検討事項一覧表（以下「審査事項一覧表」という。）（別紙9）
- (カ) 政府統計共同利用システム オンライン調査システム利用手順書（以下「利用手順書」という。）
- (キ) ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）

「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器

(ク) 前年調査結果

回収した調査票の審査を実施する際に、前年の調査結果を比較するためのもの

(ケ) 農作物価統計調査 都道府県別集計プログラム

都道府県別集計プログラムは、MicrosoftExcel2003以上で動作するマクロである。

(コ) 農作物価統計調査オンライン調査システム操作ガイド（以下「システム操作ガイド」という。）

ウ 業務の引継

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、民間事業者に十分な業務の引継等を行うものとする。

また、本業務の終了等に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9(1)の報告等をもとに次期事業者(平成27年調査以降の事業)へ引継を行うものとするが、必要に応じて、業務終了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料を求める場合がある。この場合は、民間事業者は農林水産省の求めに応じて資料の作成・提出を行うこと。

エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

本業務は次の工程からなる。

- ・ 実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・調査方法の確認、調査員の確保・指導）
- ・ 実査（調査関係用品の配付・調査票の作成、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）
- ・ 審査（調査票審査、調査客体への疑義照会）
- ・ 集計（調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表（別紙10）の作成）
- ・ 調査客体への謝礼支給

(7) 調査関係用品の印刷（11月～12月）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

- a 調査客体に配付する調査関係用品を農林水産省が提供した見本を基に作成・印刷すること。
- b 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した印刷仕様（紙質、色など）を使用すること。
- c 調査客体に配付する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省農作物価統計調査事務局」とすること。

(イ) 調査客体への協力依頼・調査方法の確認、調査員の確保・指導

毎年11月～12月に調査客体に対し、翌年の調査の協力依頼及び調査の方法（面接又は電話による他計調査もしくは自計調査）について確認を行うとともに、調査関係用品の配付の方法及び頻度についても調査客体に確認する。この際、他計調査で実施する場合には、速やかに調査員を確保し、必要な教育（研修）

等を実施する。また、インターネットが整備されている調査客体については、オンライン調査について協力を求めることとし、協力していただける調査客体があった場合は農林水産省に連絡する（農林水産省はシステム設定作業の一部を行う。オンライン調査への変更は、年途中からでも可能である。）（別紙11）。

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)ウの提案書にその具体的な内容を記述すること。

また、調査客体については継続して調査することを原則としているので、前年に引き続き調査に協力していただけるようお願いする。

やむを得ず調査の継続が困難となった場合には、次のとおりとする。

- a 民間事業者は、調査客体名と継続が困難となった理由を農林水産省に連絡する。
- b 農林水産省は、代替の調査客体の選定を行う。
- c 民間事業者は、代替の調査客体に対し、調査の趣旨、調査内容等の説明を行い、調査への協力を依頼し調査客体を確定するとともに、農林水産省にその結果を連絡する。

また、調査開始前に、農林水産省から契約後に貸与される「調査対象一覧表」及び「調査品目一覧表」を基に、すべての調査客体に対して調査品目及び調査月について確認する。

(ウ) 調査関係用品の配付・調査票の作成

- a 調査客体が自計調査を選択した場合は、調査客体毎に調査月毎の該当調査品目を記入した調査票を配付する。

調査客体が他計調査を選択した場合は、調査員が調査事項について聞き取り、調査員が調査票に記入する。

調査客体がオンライン調査を選択した場合は、bによりID、パスワードを設定のうえ、システム操作ガイドに添付し配付するものとする。

調査関係用品の配付に掛かった郵送料については、実額（調査客体への郵送に掛かった代金。）を国が負担する。

- b オンライン調査システムの調査回答者情報等登録作業(年12回)

オンライン調査を選択した調査客体について、毎月5日までにオンライン調査システム上において調査回答者情報等の登録作業を行う（別紙12参照）。

作業手順については、「利用手順書」を参照すること。

なお、作業場所については民間事業者で用意することとし、システム環境についても、ソフトウェアはWindows Vista(SP1)、WindowsXP(SP2)、Windows 2000(SP4)、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Internet Explorer6、Adobe Reader 7.0.9以上を、ネットワークはADSL等のブロードバンド環境、固定IPアドレスを民間事業者で準備すること。

ただし、情報セキュリティ管理の観点から作業場所については、セキュリティ対策を講じるものとする。

(イ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応（随時）

- a 調査客体からの調査内容等に関する照会に適宜回答する。

b 調査全体及び調査項目に関する問い合わせの対応については、農林水産省が契約後貸与する照会対応事例集に基づいて、問い合わせ・苦情等対応マニュアルを作成し、平成23年12月までに農林水産省の了解を得ること。

また、オンライン調査システムに関する問い合わせの対応については、農林水産省が契約後に貸与するシステム操作ガイドを基に行うこととし、そのための体制を整えるものとする。

c 問い合わせ、苦情等対応業務を行う者に対しては、調査客体への協力依頼までに本業務の内容を充分理解させる。

(オ) 調査票の回収・督促

a 調査票の回収方法は、調査員による面接・聞き取り又は郵送、FAX、オンライン調査システムによる以外は民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

オンライン調査システムによる場合は、オンライン調査システム上において、回答データ取得の作業を行う(別紙12参照)。作業の手順については、「利用手順書」を参照するものとする。

調査票の回収に掛かった郵送料については、実額(調査客体からの郵送に掛かった代金。)を国が負担する。

b aにより回収した調査票について、調査月ごとの調査客体別の調査品目及び調査品目数に誤りがないか確認・整理する(別紙13参照)。

なお、その確認・整理の方法及び提出様式は、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

c 指定した期日までに調査票が提出されない調査客体等に対してそれぞれ督促を行う。

d 回収した調査票の内容が「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合や、調査客体から「調査日に調査品目の取扱いがない」との連絡を受けた場合は、調査客体に調査可能日(土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日)を聞き取り、当該日に再度調査すること。なお、「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合の判断がつかない場合には、その都度農林水産省へ確認すること。

e 年途中で調査客体が休業又は廃業及び調査品目の取扱いを中止するなどの情報を得た場合は、速やかに農林水産省に連絡し指示を受けること。

なお、年途中で調査客体が脱落した場合は、農林水産省で代替の選定を行うので、民間事業者はエ(イ)cにより代替の調査客体を確定する。

(カ) 調査票の審査、調査客体への疑義照会

毎月の審査は、提出された調査票の内容について、農林水産省が貸与する審査事項一覧表に基づき価格の妥当性等の審査を行い、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、調査票の内容を修正する。

(キ) 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成

a 毎月、エ(カ)により審査を終了した調査票について、都道府県別に農林水産省が別途提示するファイルフォーマットに基づき電子化し、電子化したデー

タを農林水産省が貸与する農業物価統計調査都道府県別集計プログラムを使用して集計し「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成する（なお、ファイルフォーマットについては入札説明会において提示する。）。

ただし、調査客体の都合により調査日が属する月の末日までに提出ができなくなった場合には、農林水産省へ連絡し指示を受けること。

また、作成した都道府県別結果表について農林水産省が貸与する審査事項一覧表に基づき、品目別の価格の変動要因等の検討を行い「価格変動要因等整理表」を作成する。なお、調査客体又は細部銘柄に変更があった場合、調査の開始月においては当月の価格に加えて直近の調査期間最終月の価格を、調査期間中の変更においては当月の価格に加えて前月の価格の把握を行い価格変動要因等整理表に整理する。

なお、価格変動要因等整理票の作成方法は従来の方法（審査・集計・検討一覧表に記載）によるほか、民間事業者の創意工夫により設定し、5(2)イの提案書にその具体的な内容を記述すること。

- b 12月分の納入後、aにより作成した都道府県別結果表について、農林水産省が貸与する審査事項一覧表に基づき、品目別の価格の妥当性等を審査するとともに変動要因等を検討し、必要に応じて調査客体に対して疑義照会を行い、都道府県別結果表を修正する。また、修正した都道府県別結果表を基に「都道府県別確定価格結果表」の電子ファイルを作成する。

また、検討した品目別の価格の変動要因等を「年間の価格変動要因等整理表」に整理する。

- c 都道府県別結果表の作成・検討に当たっての留意点

- (a) 前年結果との検討は、24年については農林水産省が貸与する23年調査結果を用いて行う。
- (b) 都道府県別結果表について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき検討を行った結果、修正が必要となった場合には、その要因を調査し、データの修正を行う。
- (c) 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合は、その要因を調査し、修正が必要となった場合にはデータの修正を行う。
- (d) 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容について確認を求めた場合は応じること。

- (ク) 調査客体への謝礼支給

調査を実施した調査客体に対し、1年間の調査終了後、謝礼として、調査票を回収した月数に応じ、一般農産物生産者価格調査は最大年間3,600円、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は最大年間4,300円（ただし、1(2)ア(7)、(イ)及びイの調査をすべて行った調査客体については、最大年間12,200円。）の謝金の支払い又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、実額（謝金代又は謝礼品代）を国が負担する。年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退客体数について、9(1)ア(キ)の事業報告書に記載すること。

オ 情報セキュリティ管理

- (ア) 本業務の実施に当たって、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルについては5(2)イの提案書と併せて提出し、農林水産省の審査を受けること（特に、前年・当年調査票、調査対象一覧表及び調査品目一覧表、登録調査員名簿、調査票データについては細心の注意を払うこと。）。
- (イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体類は契約終了時までには粉碎等により廃棄すること。
- (ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、今後の対応方針について協議すること。

カ 納入物件（納入媒体・納入期限）

- (ア) 都道府県別結果表（電子媒体・調査日が属する月の末日）
- (イ) 価格変動要因等整理表（同上）
- (ウ) 調査票（電子媒体・調査日が属する月の末日、紙媒体・調査年の翌年2月28日）
- (エ) 都道府県別確定価格結果表（電子媒体・調査年の翌年2月28日）
- (オ) 年間の価格変動要因等整理表（同上）
また、農林水産省の執務用・保存用として、調査客体配付用品一覧（別紙8）に掲げる印刷物一式の紙媒体を5セット、印刷終了時に納入する。
なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする。以下同じ。

(2) 業務受託に関する留意事項

- ア 民間事業者は(1)エに示した本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。
- イ 民間事業者は「農林水産省農業物価統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称及び農林水産省の受託事業である旨は、調査客体へ配付する「調査のあらまし」に明記する。
また、民間事業者は調査客体からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先、FAX番号を農林水産省に報告すること。
- ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置し作業フロー及び作業体制を明確にすること。
担当者は業務履行時間内（平日の9:00～18:00）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。
- エ 本業務に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合

は認めること。

オ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールを策定し、平成 23 年 11 月までに農林水産省と調整すること。また、各工程ごとの作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整すること。

カ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

キ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報が記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できる研修を事前に行うこと。研修内容、スケジュールについては平成 23 年 11 月までに農林水産省の了解を得ること。

ク 調査の実施に当たり、民間事業者が農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省は登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認し、同意が得られた登録調査員の名簿を整理したうえで、(1)イ(ウ)に示す登録調査員名簿を民間事業者に貸与する。

なお、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故などの補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

ケ 天災地変等の影響により、調査が行えなくなる客体があった場合、調査実施客体数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たって調査結果の質を確保するため、以下の対応を行うこととする。

ア 本業務の実施に当たり、(1)エ(ア)に示す各工程毎に作業方針を策定し、農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、(1)エ(カ)により民間事業者が作成した問い合わせ・苦情マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査客体については継続して調査することを原則としている。

したがって、調査客体の代替を必要最小限とし、一連の業務（督促業務等）を通じ、調査票の回収率は100%を維持すること。

エ 報告期日までに報告するとともに、調査票の審査、調査結果表の検討については集計した結果について農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討事項すべてについて行うこと。

なお、調査票及び結果表等の審査については、民間事業者は、次の(ア)及び(イ)について、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。

(ア) 農林水産省が調査票データ、集計値等の確認を求めた場合は応じること。

(イ) 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、9(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件により確認する。

(5) 契約金の支払いについて

ア 契約の形態は請負契約とし、調査関係用品の配付及び調査票の回収に掛かった郵送料、並びに調査客体への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金を国が負担する。

イ 調査関係用品の配付及び調査票の回収に掛かった郵送料、並びに調査客体への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額については、請求時に支払った実額（以下「実額支払い分」という。）を証明できる書類（領収書や振込証明書等）を添付すること。

ウ 契約金の支払い（実額支払い分を含む。）については、落札者が決定後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額及び支払時期・回数を決定する。

支払いに当たり民間事業者は、9(1)アに示す報告及び2(1)カに示す納入物件や業務の完了を確認できる書類等を農林水産省に提出する。

農林水産省は、適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策を作成及び提出し、農林水産省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 農林水産省が、9(1)アに示す報告や2(1)カに示す納入物件の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

イ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

(7) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を農林水産省に対して行うことができる。なお、民間事業者は、業務の改善提案に当たり、農林水産省に対して必要な助言を求めることができる。

3 農作物価統計調査の契約期間

契約期間は、平成23年11月から平成27年3月末日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること（なお、未成年者、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるの意志表示を書面により証明することをいう。
- (7) 入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けた者であること。
- (8) 12(8)の構成員である外部有識者本人又はこれらの者との利害関係を有する事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

ア 入札公告	平成23年7月中旬頃
イ 入札説明会	平成23年8月上旬頃
	平成23年9月上旬頃
ウ 入札説明会終了後の質問期限	平成23年9月中旬頃
エ 入札書類提出期限	平成23年9月下旬頃
オ 入札書類の評価	平成23年10月上旬頃
カ 開札	平成23年10月下旬頃
キ 契約の締結	平成23年10月下旬頃
ク 業務の引継ぎ	契約締結後、速やかに

なお、正式なスケジュールについては、支出負担行為担当官による入札公告において確認すること。

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）及び「表1 評価項目一覧」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したものを提出することとする。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（ただし、国が支払い又は支給実績に応じて負担する調査関係用品の配付及び調査票の回収に掛かる郵送料、並びに調査客体への謝金又は謝金相当の謝礼品支給額は除く。）の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6に示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 本業務実施計画
- (イ) 実施体制・設備・環境
- (ウ) 本業務従事予定者の研修
- (エ) セキュリティ対策
- (オ) 組織の専門性
- (カ) 調査関係用品の印刷・配付、調査への協力依頼及び調査客体への謝礼支給
- (キ) 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応
- (ク) 調査票の回収・督促
- (ケ) 調査票の審査
- (コ) 調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告

なお、上記について農林水産省が民間事業者の創意工夫により設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によ

るものとする。

なお、評価においては、外部有識者（評価者）による審査も行うこととする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおり。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次				評価項目	評価の観点	得点配分			提案書項目番号
大項目	中項目	小項目	細項目			必須(基礎点)	加点	加重	
1 実施計画									
1.1	本業務実施計画	・本業務実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか			基本的な調査実施計画	7	-	-	
		☆・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか			調査の効率化	-	9	3	
2 実施体制									
2.1	実施体制・設備・環境	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか			基本的な組織体制	3	-	-	
		・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか				3	-	-	
		・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか				3	-	-	
		・支出に係る証書書類等の整理・保管体制等を有しているか			基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-	
		・本業務を実施する場所、設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか				3	-	-	
		・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか(各工程において適正に責任者を配置しているか)			統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3	
		・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか				-	6	2	
2.2	組織の専門性	・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格及び農業生産資材の価格等の知見を有しているか			専門性	-	12	4	
		・電話による督促、問い合わせ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することになっているか			処理能力	-	3	1	
		・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか			実務実績	-	6	2	
		・ISO9001の認証を受けているか(注1)			資格	-	3	1	
2.3	本業務従事予定者の研修	・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(農業物価統計調査について、秘密の保護についてなど)			研修のプログラム	4	-	-	
		☆・研修の計画に工夫がみられるか(方法、研修時間など)			研修計画	-	6	2	
		☆・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか				-	6	2	
2.4	セキュリティ対策	・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか			基本的なセキュリティ	3	-	-	
		・プライバシーマークの認証を受けているか(注1)				-	3	1	
		・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注2)			万全なセキュリティ	-	6	2	
		・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか				-	3	1	
3 個別業務の実施方法									
3.1	調査関係用品の印刷・配付、調査の協力依頼・確認及び調査客体への謝礼支給	・印刷・配付、調査客体への協力依頼、謝礼支給についての手順が具体的に示されているか			基本的手法	5	-	-	
		☆・調査客体の継続的な調査協力を得るための工夫が見られるか				-	9	3	
		☆・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか				-	3	1	
3.2	問い合わせ・苦情等対応	・問い合わせ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか			基本的手法	5	-	-	
		☆・調査客体からの問い合わせ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか			問い合わせ・苦情等対応の工夫	-	9	3	
3.3	調査票の回収・督促	・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか			基本的手法	5	-	-	
		☆・調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための創意工夫による設定がされているか			調査票回収・督促業務の質	-	12	4	
		☆・回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫による設定がされているか				-	9	3	
3.4	調査票の審査	・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか			基本的手法	3	-	-	
		☆・調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか(回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫がされているか)			調査票審査業務の質	-	9	3	
3.5	調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告	・調査票の電子化・都道府県別結果表(集計含む)及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか			基本的手法	3	-	-	
		☆・都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか			効率化	-	9	3	
		☆・価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための行為工夫による設定がされているか				-	9	3	
		・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか				-	6	2	
4 その他									
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか			その他	-	3	1	
					50	150			
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目					93	93			
実施体制、実績を評価する項目					107	50 57			
技術点合計					200	50 150			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で0~3点の4段階により評価 </div>									
注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う 注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う									

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか(必須項目として評価する)、また、効果的なものであるか(加点項目として評価する)について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が、「表1 評価項目一覧表」上の「必須(基本点)」を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して次表審査基準により0点から3点を付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされる項目を、すべて満たしていること。

イ 得点配分

技術点に関し、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を93点、実施体制、実績を評価する項目の配分を107点とする。

表3 得点配分

技術点(必須項目:基礎点)	50点
技術点(任意項目:加点)	150点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）についてすべて満たす場合は50点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

なお、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになる位まで算出する。

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙1）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

農林水産省は、調査客体からの調査票の受理等に使用するためのオンライン調査シ

システムへのアクセス権を民間事業者に付与する。

なお、本業務実施のための政府統計共同利用システム使用に係る費用については、無償（但し、通信費用、電気料等は利用者負担）とする。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 2(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の(ア)から(キ)について、農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

(ア) 調査不能状況（随時）（別紙14）

(イ) 問い合わせ・苦情等対応状況（調査日が属する月の末日）（別紙15）

(ウ) 督促状況（同上）（別紙16）

(エ) 疑義照会状況（同上）（別紙17）

(オ) 調査品目及び調査品目数の確認の状況（同上）

(カ) 勤務体制（同上）

a 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表

b 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告

c 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告

d 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(キ) 事業報告書

平成24年調査：平成25年2月末日

平成25年調査：平成26年2月末日

平成26年調査：平成27年2月末日

なお、各別紙に示した報告の様式については、内容を満たしていれば、民間事業者が追加項目やレイアウト変更の提案を行うことができる。

イ 農林水産省は、民間事業者から受けた報告(1)アについて取りまとめの上、調査年の翌年の6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする（11(5)により実施状況等を提出する平成25年調査を除く。）。

(2) 調査について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条

第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等(適宜)

農林水産省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認(適宜)

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示について

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

(イ) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない（ただし、2(1)エ(ケ)の調査客体への謝礼を除く。）。

エ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、上記(イ)及び(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(4)秘密の保持」及び本項（「(5)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項その他事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 上記(イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合には、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の

責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務の更なる質の向上の推進、天災地変等の影響による調査不能客体の発生、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

農林水産省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を業務の統括者又は従業員としていることが明らかになったとき

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により農林水産省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を農林水産省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

(1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自らの賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事す

る者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価（平成26年3月を予定）を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成24年及び平成25年の各年12月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9(1)の報告を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

ア 9(1)ア(ア)～(カ)に掲げる項目

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費

- (4) 農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

- (5) 農林水産省は、本業務の実施状況等について、11(1)の評価を行うために平成26年2月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）及び個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科することとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、毎年度業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9(2)により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

別紙 1	従来の実施状況に関する情報の開示	
別紙 2	農林水産省の組織図	
別紙 3	農業物価統計調査の調査品目等一覧表	
別紙 4	農業物価統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数	※
別紙 5	農産物の品目別調査都道府県及び調査月	※
別紙 6	農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月	※
別紙 7	農業物価統計調査の流れ図（平成24～26年の実施方法）	
別紙 8	調査客体配付用品一覧	
別紙 9	審査・集計・検討事項一覧表	
別紙10	価格変動要因等整理表	
別紙11	農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ	
別紙12	農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査客体からの回答データ取得作業の手順	
別紙13	調査票提出枚数等確認票	
別紙14	調査不能状況	
別紙15	問い合わせ・苦情等対応状況	
別紙16	督促状況	
別紙17	疑義照会状況	
別紙18	農業物価統計調査の実施状況について（平成22年分調査）	

※ 前回(平成17年)基準の一覧表であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成24年調査から調査月、調査客体数を変更する場合がある。(平成23年7月決定予定)

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成20年度	平成21年度	平成22・23年度
(農林水産省)				
人件費	常勤職員	190,522	188,033	-
	非常勤職員	9,836	9,714	-
物件費		76,536	62,994	-
委託費（調査協力謝金）		12,475	12,702	275,100
計（a）		289,369	273,443	275,100
参考値（b）	減価償却費	995	1,150	-
	退職給付費用	33,059	25,884	-
	間接部門費	691	696	-
(a) + (b)		324,114	301,173	275,100
(注記事項)				
<p>1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間。 実施に要した経費は、20年度及び21年度は1月から12月までの1年間の経費を、22・23年度は民間競争入札により実施した2年間の委託費を計上している。</p> <p>2. 各費目の内容及び算出方法は以下のとおり。</p> <p>○人件費（常勤職員） 人件費の内訳は、基本給、諸手当、社会保障料等である。</p> <p>(1) 統計・情報センター分</p> <p>① 全国の統計・情報センターを客体数により、大・中・小の3階層に分け、各階層から統計・情報センター5か所を無作為に選定。 ② 各統計・情報センターの人件費を合計した値を、選定した統計・情報センター5か所の客体数で除し、階層ごとに1客体当たりの人件費を算出。 ③ 各階層に属する全国の統計・情報センターの客体数に1客体当たりの人件費を乗じ、階層別の人件費を推計。さらに、人件費を合計し、本調査における全国の人件費を算出。</p> <p>(2) 農政事務所等分</p> <p>① 全国の農政事務所（局含む。）から5か所を無作為に選定。 ② 各農政事務所の人件費を合計した値を、選定した農政事務所の客体数で除し、1客体当たりの人件費を算出。 ③ 全国の客体数に1客体当たりの人件費を乗じ、本調査における全国の人件費を算出。</p> <p>上記（1）及び（2）で算出した人件費を合計し、当該調査の常勤職員の人件費を算出。</p> <p>○人件費（非常勤職員） 当該調査の統計調査員手当の実績額から計上。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年及び21年の非常勤職員は、調査客体の受持数によって支払われる手当額が変動する。 具体的には、次のとおり手当額を支払うこととしている。 <p>固定額（調査の準備等に対する報酬）＋変動額（1客体当たり単価×受持客体数）</p>				

手当単価

1人当たり固定額：1,300円、変動額（1客体当たり単価）：500円
（平成20年度）

全国の農業物価統計調査員数：約228人
調査員調査対象客体数：約19,079客体（延べ客体数）
・固定額：1,300円×228人＝296,400円
・変動額：500円×19,079客体（延べ客体数）＝9,539,500円

（平成21年度）

全国の農業物価統計調査員数：約209人
調査員調査対象客体数：約18,885客体（延べ客体数）
・固定額：1,300円×209人＝271,700円
・変動額：500円×18,885客体（延べ客体数）＝9,442,500円

○物件費

印刷製本費（調査票等関係書類）、通信運搬費（郵送料）、備品費、消耗品費、被服費、光熱費、通信費（電話料）、借料（パソコン等）、保守料、非常勤職員旅費を計上。（調査に直接利用する費目のみ計上。（自動車関係費を費目から除く。））

- ・ 印刷製本費及び非常勤職員旅費を除く物件費については、本業務に要した経費の特定が困難なため農林水産省統計部における各経費を積み上げた額を同部所管の全調査の客体数（延べ）で除して1客体当たりの物件費を計算した後、これに本業務の客体数を乗じて本調査に係る経費として計上している。
- ・ 印刷製本費（調査票等関係書類）は、平成20年度：285,000円、平成21年度：55,000円として計上している。
- ・ 非常勤職員旅費については、平成20年度：533,000円、平成21年度：528,000円として計上している。なお、調査員の旅費は調査員が調査活動において一定距離以上の移動を伴った場合に支払うこととしており、計上額は実績額である。

○委託費

20、21年度については、調査協力謝金を計上した。22・23年度は民間委託した契約額（22・23年調査分）を計上した。

なお、契約額には、調査票の配付及び調査票の回収における郵送料及び調査協力謝金を含む。

（参考）

平成22年調査の郵送料（調査客体への調査票の配付約2,200件、調査票の回収約200件）は約142万円、謝金支払は（クオカード支払い2,475客体、現金支払い821客体）約1,313万円である。

○減価償却費（建物）

- ・ 定額法により算出
- ・ 建物全体の減価償却費のうち、本業務を担当している職員の人員により按分し算出した。

○退職給付費用

退職給付金単価に当該調査の常勤職員の人員を乗じて算出した。

○間接部門費

間接部門費の人員費、物件費、退職給付費用の総額を農林水産省統計部組織定員数で除し、当該調査に係る人員を乗じて算出。（調査客体数による按分から人員数による按分に変更）

2 従来の実施に要した人員			(単位：人)
	平成20年度	平成21年度	平成22・23年度
常勤職員	25,981	25,785	-
非常勤職員	228	209	-
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>○ 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。</p> <p>○ 農産物価統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</p>			
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>○ 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。</p> <p>○ 月毎の人員配置について 常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。</p>			
<p>(注記事項)</p> <p>1. 常勤職員（平成20年、21年度調査）は、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した人数を記載。 非常勤職員（平成20年、21年度調査）は、統計調査員手当の実績額から延べ人数を算出。</p> <p>2. 他の業務を兼務している常勤職員については、当該業務に携わる比率を考慮して算定。</p> <p>3. 具体的には、業務に従事した日（時間）数を年間の営業日（時間）数で除し、人員を算出。</p> <p>4. 人員については、全国の農政事務所等及び統計・情報センターの数値を集計したものである。</p> <p>5. 平成22年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ952人日である。 調査客体への協力依頼 90人日、調査関係用品の印刷 9人日、調査票の回収・督促 192人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応 601人日、調査客体への謝礼支給 60人日。 なお、社員以外に、回収に調査員264人、回収及び督促、審査・疑義照会に派遣社員を1～6月は27人、7月以降は19人で対応。</p>			

3 従来の実施に要した施設及び設備

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・
いす等

(注記事項)

1. 施設について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制であるが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
農産物生産者価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%
農業生産資材価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

- 1 回収率の算定根拠
回収率は、以下により算出したものである。
なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。
また、調査月により調査品目が異なるため、調査対象数は毎月変動する。

①平成20年度

- 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 369）指定先、回収数：（ 2 369）指定先
- 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 329）指定先、回収数：（ 1 329）指定先

②平成21年度

- 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 270）指定先、回収数：（ 2 270）指定先
- 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 332）指定先、回収数：（ 1 332）指定先

③平成22年度

- 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 182）指定先、回収数：（ 2 182）指定先
- 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 287）指定先、回収数：（ 1 287）指定先

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙3及び別紙17参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の審査について、調査品目ごとの作柄、市況、需給動向など価格形成に関する要因を把握するよう努め、調査結果へ反映させている。
- 調査客体は継続を原則としているが、既存調査客体で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、農政事務所等及びセンターにおいて選定し、調査は選定した調査客体の協力を確認してから実施している。
また、既存調査客体への翌年分の協力依頼は12月頃に民間事業者が行い、調査の協力を確認している。

（注記事項）

1 調査協力依頼の方法と実績

22年調査は、全調査客体に対して、訪問により調査協力を行った。

2 調査方法と実績

22年12月時の調査方法別調査客体数は以下のとおり。

	F A X	郵送	調査員		オンライン
			電話	訪問	
調査客体数	1,282	62	1,744	231	140

また、22年調査時の調査票の配付及び調査票の回収における郵送料は約142万円（郵送に掛かる人件費等は含まない。）であった。

3 督促の方法と実績

平成22年調査は、未回収客体へ電話やF A Xにより督促を行い、数回の電話で連絡の取れない場合には、調査員が直接訪問し、督促・回収を行った。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
督促	1,968	1,181	787	608	446	429	459	373	402	437	300	332
電話・FAX等	1,931	1,158	772	604	445	426	457	370	401	434	297	330
訪問	37	23	15	4	1	3	2	3	1	3	3	2

4 疑義照会の内容と件数

平成22年調査は、「審査・集計・検討事項一覧表」に沿って審査し、疑義が生じた調査客体に対し経費計算の有無や価格の増減要因についての疑義照会を行った。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
疑義照会件数	1,002	453	105	251	389	584	599	514	650	554	535	450

5 客体からの照会件数と内容

平成22年調査は、「問い合わせ・苦情等対応マニュアル」に沿って調査客体からの照会対応を行った。

照会内容は主に調査票の記入の仕方などが多かった。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
照会件数	21	14	2	10	1	1	1	0	0	1	1	3

6 調査協力謝金の支払方法と実績

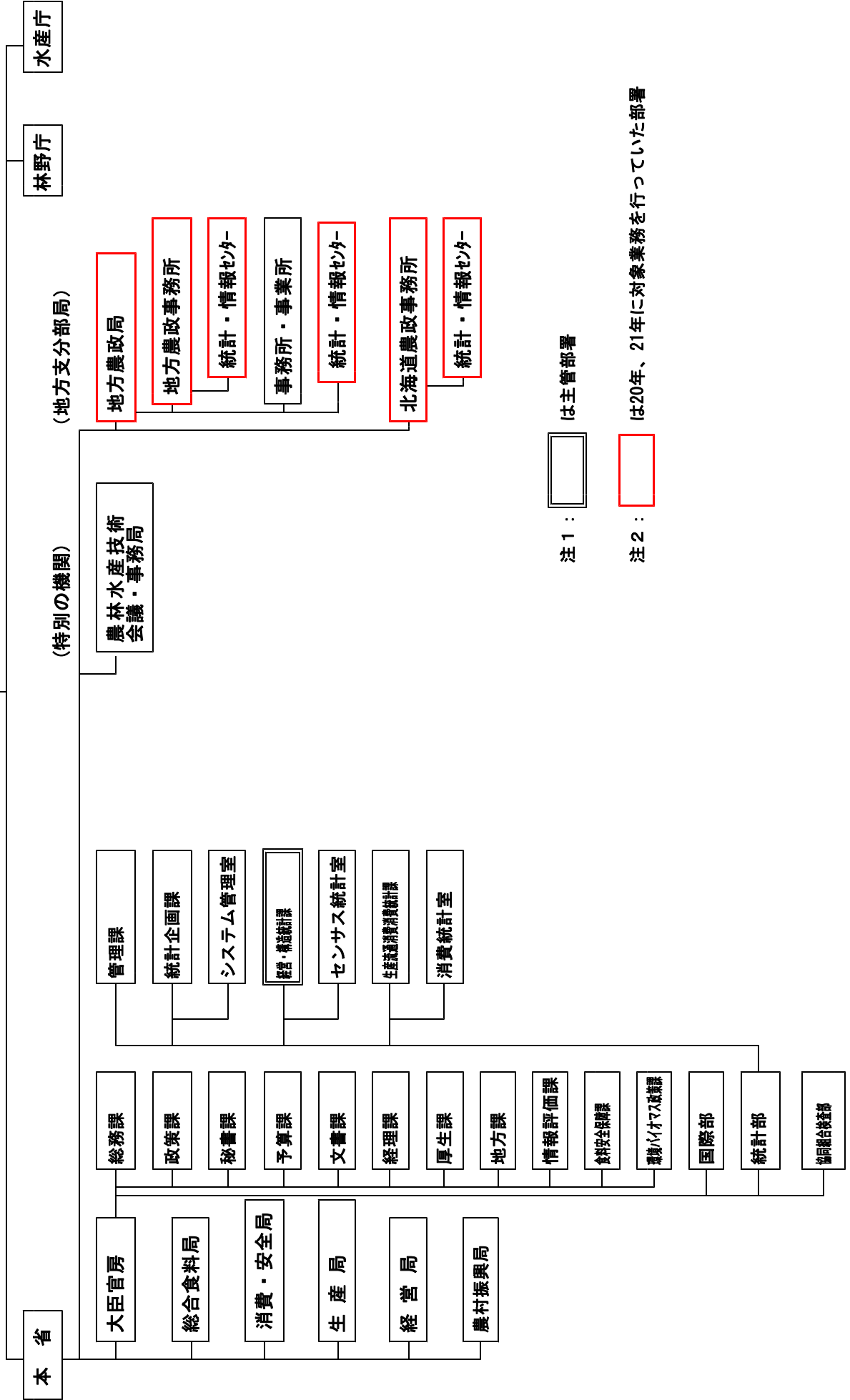
22年調査における調査客体に支払う謝金については、クオカード又は口座振込により支給した。

延べ3,296客体に対し、1客体年間最大12,200円で総額約1,313万円（謝礼支払いに掛かる振込手数料や人件費等は含まない。）を支払った。

		調査客体数	支払金額(円)
謝礼支払い	クオカード	2,475	9,828,400
	現金振込	821	3,298,800
受領辞退		139	562,700

○農林水産省の組織図 (平成23年4月現在)

農林水産省



注 1 : は主管部署

注 2 : は20年、21年に対象業務を行っていた部署

農作物価統計調査の調査品目等一覧表 (平成22年基準)

(1) 一般農産物生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級		単 位	区分	コード	
米	うるち玄米		1	等	60kg		1015	
	もち玄米			〃	〃		1045	
	うるち白米			〃	10kg		1060	
	もち白米			〃	〃		1070	
麦	小 麦		1	等	60kg		1080	
	裸 麦			〃	〃		1090	
	六条大 麦			〃	50kg		1100	
	ビール麦	二条大 麦	2	等	〃		1110	
雑穀	そば		玄	そば	45kg		1985	
豆	大豆		黄色	大豆	60kg		1120	
	大豆		普通	小豆	〃		1130	
	らっかせい		殻付	2等程度	〃		1140	
	いんげんまめ	大 手 亡	3	等	程度	〃	価	1150
金 時			〃	〃	〃	価	1160	
いも	かんしょ	食 用			10kg		1170	
		加 工 用			〃		1180	
	ばれいしょ	食 用			〃		1190	
		加 工 用	でん粉	価	15%	1t		1200
		種 子 用				20kg		1210
果	りんご	ふ じ	秀	3 2 玉	10kg		1220	
		つ が る		〃	〃		1230	
		王 林	秀	3 6 玉	〃		1240	
		ジョナゴールド	秀	3 2 玉	〃		1250	
	みかん	普通温州	優	—	M	〃		1270
		早生温州	優	—	M	〃		1280
	なつみかん(甘なつ)		優	—	L	〃		1290
	いよかん		優	—	L	〃		1300
	なし	二十世紀	秀	2 8 玉	〃			1310
		豊 水		〃	〃			1320
		幸 水		〃	〃			1330
	かき		秀	—	M	〃		1340
	ぶどう	デラウェア	秀	—	L	4kg		1350
		巨 峰		〃	〃	〃		1360
		ピオーネ	秀	3	L	5kg		1370
	もも		秀	1 8 ~ 2 0 玉	〃			1400
	くり		秀		L	10kg		1410
	う め				〃			1420
	キウイフルーツ					3.6kg		1430
	おうとう		秀	—	L	2kg		1440
すもも					5.6kg		1450	
しらぬい(デコボン)					5kg		1460	
パイナップル					10kg	価	1480	
マンゴー		アーウィン	種		2kg	価	1485	
工芸作物	葉たばこ		中葉、Aタイプ		1kg		1490	
	てんさい				1t		1500	
	さとうきび				〃		1510	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
工 芸 農 作 物	茶	生 葉	せ ん 茶 用	1 0 kg		1520	
		荒 茶	”	”		1530	
	こ ん に や く い も		生 い も	”		1540	
	い	い 草	草 丈 1 2 0 c m 、 上	”		1550	
		い 表	3 種 表 、 綿 糸	1 枚		1560	
花	切	き く	中 輪	1 0 0 本		1580	
		ば ら	赤	5 0 本		1590	
		カ ー ネ ー シ ョ ン		1 0 0 本		1600	
		カ ス ミ ソ ウ		”		1610	
		り ん ど う		”		1620	
		チ ュ ー リ ッ プ		”		1630	
		ゆ り		”		1640	
	花	ト ル コ ギ キ ョ ウ		”		1650	
		ス タ ー チ ス		”		1660	
		ガ ー ベ ラ		”		1670	
		洋 ら ん		”		1680	
		球 根	チ ュ ー リ ッ プ		1000球		1690
			ゆ り		1 0 0 球		1700
			グ ラ ジ オ ラ ス		1000球		1710
鉢 物	洋 ら ん		1 鉢		1720		
	シ ク ラ メ ン	5 ~ 6 号 鉢	”		1730		
	プ リ ム ラ 類		”		1740		
畜 産 物	鶏 卵		M 、 1 級	1 0 kg		1750	
	生 乳		総 合 乳 価	”		1760	
	肉 畜	肉 用 牛	去 勢 肥 育 和 牛 若 齢		生 体 1 0 kg		1770
			め す 肥 育 和 牛		”		1780
			乳 お す 肥 育 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 1 7 ~ 2 2 か 月	”		1790
			乳 用 肥 育 (交 雑 種)	生 後 2 2 ~ 2 9 か 月	”		1800
			乳 廃 牛		”	価	1810
		肉 豚	肥 育 豚		”		1820
	肉 鶏	ブ ロ イ ラ ー		”		1830	
	子 畜	乳 子 牛	ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種 め す	生 後 6 か 月 程 度	1 頭		1850
			ホ ル ス タ イ ン 種 お す	生 後 7 ~ 1 0 日	”		1860
			交 雑 種	”	”		1870
			肥 育 用 乳 用 お す (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	”		1880
			肥 育 用 乳 用 (交 雑 種)	生 後 8 か 月 程 度	”		1890
子 畜	和 子 牛	め す	生 後 1 0 か 月 程 度	”		1900	
		お す	”	”		1910	
	子 豚	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	”		1920		
成 畜	乳 用 成 牛	ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種		”		1930	
	肉 用 成 牛	繁 殖 用 め す 和 成 牛		”		1940	
稲 わ ら				”		1980	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

(2) 野菜生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
野	果	き ゆ う り		5 kg		2010	
		な す		〃		2020	
		ト マ ト	生 食 用	4 kg		2030	
		か ぼ ち や		1 0 kg		2050	
		す い か		〃		2060	
		い ち ご	生 食 用	1 kg		2070	
	菜	ピ ー マ ン		1 0 kg		2080	
		メロン	ア ン デ ス メ ロ ン	秀 ー L	〃		2090
			温 室 メ ロ ン		〃		2100
		ス イ ー ト コ ー ン		〃		2150	
		オ ク ラ		1 0 0 g		2165	
	葉	は く さ い	結 球 は く さ い	1 0 kg		2170	
		キ ヤ ベ ツ		〃		2180	
		レ タ ス	L	〃		2190	
		ほ う れ ん そ う		〃		2200	
		ね ぎ			5 kg		2210
			白 ね ぎ		〃	価	2220
			青 ね ぎ		〃	価	2230
		た ま ね ぎ	L	1 0 kg		2240	
		茎	に ら		4 kg		2250
			し ゆ ん ぎ く		〃		2260
			に ん に く		1 0 kg		2270
			ブ ロ ッ コ リ ー		〃		2280
	ア ス パ ラ ガ ス		グ リ ー ン	〃		2290	
	み つ ば			1 kg		2300	
	こ ま つ な			〃		2310	
	菜	チ ン ゲ ン サ イ		2 kg		2320	
		お お ば		1 0 0 g		2375	
根		だ い こ ん		1 0 kg		2380	
		に ん じ ん		〃		2390	
		ご ぼ う		〃		2400	
	さ と い も	こ い も	〃		2410		
菜	か ぶ		〃		2420		
	や ま の い も		〃		2430		
	れ ん こ ん		〃		2440		
	し よ う が	根 し よ う が	〃		2450		
	まめ科野菜	さ や え ん ど う		〃		2460	
		さ や い ん げ ん		〃		2470	
		え だ ま め		〃		2480	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

(3) 農業生産資材価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード
種 苗 及 び 木	種 も み		水 稻	1 0 kg		3010
	き ゆ う り 種 子		F 1	2 0 ml		3020
	す い か 種 子			〃		3030
	メ ロ ン 種 子			1 0 0 粒		3040
	結 球 は く さ い 種 子		F 1	2 0 ml		3050
	キ ャ ベ ツ 種 子		〃	〃		3060
	ね ぎ 種 子			〃		3070
	た ま ね ぎ 種 子		黄 玉 系	〃		3080
	だ い こ ん 種 子			〃		3090
	に ん じ ん 種 子		毛 つ き を 除 く	〃		3100
	種 ば れ い し よ			2 0 kg		3130
	飼 料 用 と う も ろ こ し 種 子			1 kg		3140
	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス 種 子		国 内 育 成 種	〃	価	3150
	チ モ シ ー 種 子			〃	価	3160
	苗	水 稻 苗		育 苗 箱 も の	1 箱	
き ゆ う り 苗			1 本		3180	
な す 苗			〃		3190	
ト マ ト 苗			〃		3200	
メ ロ ン 苗			〃	価	3210	
温 州 み か ん 苗 木		2 年 生	〃		3220	
畜 産 用 動 物		初 生 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)		1 羽	価
	肉 用 鶏 (専 用 種)			〃		3270
	中 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)	4 0 ~ 6 0 日	〃	価	3280
		大 び な	卵 用 鶏	〃		3290
	子 豚	肉 用 (雑 種)	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	1 頭		3300
		繁 殖 用 め す 豚 (雑 種)	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	〃		3310
	乳 用 牛	ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種 子 牛	生 後 6 か 月 程 度	〃		3320
		ホ ル ス タ イ ン 純 粋 種 成 牛		〃		3330
	肉 用 牛	繁 殖 用 和 牛 め す	生 後 1 0 か 月 程 度	〃		3340
		去 勢 和 牛 若 齢 肥 育 用	〃	〃		3350
		乳 用 お す 肥 育 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	価	3360
		乳 用 肥 育 子 牛 (交 雑 種)	生 後 8 か 月 程 度	〃		3370
		乳 用 お す 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 7 ~ 1 0 日	〃	価	3380
乳 用 子 牛 (交 雑 種)		〃	〃		3390	
肉 用 成 牛	繁 殖 用 和 牛 め す		〃		3400	
	肥 育 用 (経 産 牛)		〃	価	3410	
肥 料	無 機 質	硫 安	N 2 1 %	樹 脂 袋 20kg		3420
		石 灰 窒 素	N 2 1 % 、 粉 状 品	ビ ー ニ ー 袋 20kg		3430
		尿 素	N 4 6 %	樹 脂 袋 20kg		3440
		過 り ん 酸 石 灰	可 溶 性 り ん 酸 1 7 % 以 上	〃		3450
		よ う 成 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 2 0 %	〃		3460
		重 焼 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 3 5 %	〃		3470

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
肥料 (つづき)	無機質 (つづき)	複 合 肥 料	高度化成(基本成分のみ)	N 1 5 % ・ P 1 5 % ・ K 1 5 %	樹脂袋20kg	価	3500
			高 度 化 成	N 1 5 % ・ P 1 5 % ・ K 1 5 %	〃		3510
			普 通 化 成	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3520
			配 合 肥 料	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3530
			固 形 肥 料	N 5 % ・ P 5 % ・ K 5 %	ビニール袋20kg		3540
		消 石 灰	アルカリ分 6 0 % 以上	〃		3550	
		炭 酸 カ ル シ ウ ム	アルカリ分 5 3 ~ 6 0 % 未 満	紙袋30kg		3560	
		け い 酸 石 灰	可溶性けい酸20%、アルカリ分35%内外	樹脂袋20kg		3570	
		水 酸 化 苦 土	苦 土 5 0 ~ 6 0 %	紙袋20kg		3580	
		有機質	な た ね 油 か す	〃		3590	
		鶏 ふ ん	乾 燥 鶏 ふ ん	紙袋15kg		3600	
飼 料	大 麦	庄 べ ん 大 麦	皮 つ き 又 は 皮 む き	紙袋20kg		3610	
		ば ん 砕 大 麦	〃	〃	価	3620	
	ふ す ま	一 般 ふ す ま		紙袋30kg		3630	
	へ い キ ュ ー ブ	ア メ リ カ 産	麻袋30kg		3650		
	脱 脂 粉 乳	子 牛 用 人 工 乳	紙袋20kg		3660		
	大 豆 油 か す		〃		3670		
	ビ ー ル か す	水 分 8 0 %	1 t	価	3680		
	ビートパルプ	外 国 産		麻袋50kg		3690	
		国 産		ビニール袋60kg	価	3700	
		と う も ろ こ し	庄 ぺ ん	バラ1 t		3710	
配 合 飼 料	鶏	成 鶏 用	粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	〃		3730	
		ブロイラー 後 期	5 週 齢 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	〃		3740	
	豚	ほ 乳 期 子 豚 育 成 用	生 後 2 か 月 以 内 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	紙袋20kg	価	3750	
		幼 齢 育 成 用	2 ~ 4 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	バラ1 t		3760	
		若 齢 〃	4 ~ 8 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 2 . 5 ~ 1 6 . 5 %	〃		3770	
	乳 牛	幼 齢 育 成 用	3 ~ 6 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 6 ~ 1 9 %	〃	価	3780	
		若 齢 〃	6 ~ 1 8 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 3 ~ 1 5 %	〃	価	3790	
		飼 育 用	1 8 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 8 %	〃		3800	
	肉 牛	肥 育 用	6 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 2 ~ 1 5 %	〃		3810	
	農 業 薬 剤	殺 虫 剤	D - D 剤	D - D 9 2 %	20 l		3820
M E P 乳 剤			M E P 5 0 %	500ml		3840	
アセフェート水和剤			アセフェート 5 0 %	500 g		3850	
クロルピクリンくん蒸剤			クロルピクリン 8 0 %	20 l		3865	
クロルフェナピル水和剤			クロルフェナピル 1 0 %	500ml		3866	
アセタミプリド水溶剤			アセタミプリド 2 0 %	500 g		3867	
殺 菌 剤		プロベナゾール粒剤	プロベナゾール 8 %	3 kg		3870	
		T P N 水 和 剤	T P N 4 0 %	500ml		3880	
		ピロキロン粒剤	ピロキロン 5 %	3 kg		3890	
		マンゼブ水和剤	マンゼブ 7 5 %	500 g		3900	
		ダゾメット粉粒剤	ダゾメット 9 8 %	5 kg		3915	
		チオファネートメチル水和剤	チオファネートメチル 7 0 %	500 g		3916	
殺 虫 殺 菌 剤		シラフルオフェン・フェリムゾン・フサライト®粉剤	シラフルオフェン0.5%、フェリムゾン2%、フサライト®1.5%	3 kg		3920	
		イミダクロプリト®・カルプロハ®ミド®粒剤	イミダクロプリト®2%、カルプロハ®ミド®4%	1 kg	価	3930	
		フィプロニル・フロベナゾール®粒剤	フィプロニル0.6%、フロベナゾール®24%	1 kg		3945	
	シノテフラン®・フロベナゾール®粒剤	シノテフラン®2%、フロベナゾール®24%	1 kg		3946		
	チアメトキサム・ヒロキロン®粒剤	チアメトキサム2%、ヒロキロン®12%	1 kg		3947		

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
農 業 薬 剤 (つづき)	除 草 剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩液剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩 4 1 %	500cc		3980	
		グルホシネート液剤	グルホシネート 1 8 . 5 %	〃		3996	
		ジクワット・パラコート液剤	ジクワット7%、パラコート5%	1 l		3997	
		グリホサートカリウム塩液剤	グリホサートカリウム塩 4 8 %	500ml		3999	
諸 材 料	農 業 用 ビ ニ ー ル		厚さ0. 1 m m ・ 幅1. 3 5 m	1 0 0 m		4000	
	農 業 用 ポ リ エ チ レ ン		厚さ0. 0 5 m m ・ 幅1. 8 0 m	〃		4010	
	袋 掛 用 紙 袋	防疫又は防虫用、二重袋ワックス付		1 0 0 0 枚		4020	
	穀 物 用 紙 袋	3 0 k g 、 3 層角底紙バンド付		1 枚		4030	
	穀 物 用 麻 袋	6 0 k g 入 り 用		〃		4040	
	穀 物 用 樹 脂 袋	自脱コンバイン用、チャック付		〃		4050	
	梱 包 用 樹 脂 製 品	樹脂パック、いちご用3 0 0 g 入		1 0 0 0 枚		4060	
	野 菜 用 段 ボ ー ル	1 0 k g 入 り 用		1 箱		4080	
	果 実 用 段 ボ ー ル	1 0 k g 入 り 用 (み かん 用 又 は り ん ご 用)		〃		4090	
	稲 わ ら	乾 燥 稲 わ ら		1 0 k g		4100	
	ペ ー パ ー ポ ッ ト			1 冊		4120	
光 熱 動 力	ガ ソ リ ン		「自動車ガソリン」 (CPI 採用品目)	1 l		4130	
	灯 油		「灯油」 (CPI 採用品目)	1 8 l		4140	
	軽 油		引 取 税 込 み の も の	〃		4150	
	重 油		燃 料 用 (A 重 油)	2 0 0 l		4160	
	モ ビ ー ル 油		粘 度 3 0 番 内 外	1 l		4170	
	農 用 電 力		小 口 電 力 、 低 圧	1 か 月 3 0 k w h		4190	
	水 道 料		計 量 制 、 基 本 料 込 み	1 か 月 4 0 m ³		4200	
農 機 具	小 農 具	く わ		平 く わ 、 柄 つ き	1 丁		4210
		か ま		薄刃草刈りがま、23 c m 内外、柄つき	〃		4220
		人 力 噴 霧 器		背 負 い 式 自 動 噴 霧 器	1 台		4240
		ホ ー ス		「ビニールホース」 (CPI 採用品目)	1 m		4260
	大 農 具	刈 払 機 (草 刈 機)		肩かけ、エンジン付、1. 5 p s 程度	〃		4280
		動 力 田 植 機	4 条 植 え	土 付 苗 用 (乗 用 型)	〃		4290
			6 条 植 え	〃	〃	価	4300
		動 力 噴 霧 器		2. 0 ~ 3. 5 p s (可 搬 型)	〃		4310
		動 力 耕 う ん 機		駆 動 けん 引 兼 用 型 (5 ~ 7 p s)	〃		4330
		乗 用 型 ト ラ ク タ	15 p s 内外	水 冷 型	〃		4340
25 p s 内外			〃	〃		4345	
35 p s 内外			〃	〃		4350	
70 p s 内外	〃		〃	価	4360		
ト レ ー ラ ー	積 載 量 5 0 0 k g 程 度	定 置 式	〃		4370		
自 走 式 運 搬 車		クローラー式、歩行型、5 0 0 k g	〃		4390		
バ イ ン ダ ー		2 条 刈 り	〃		4400		

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード		
農 機 具 (つづき)	大 農 具 (つづき)	コ ン バ イ ン	2 条 刈り	自 脱 型	1 台		4410	
			4 条 刈り	〃	〃	価	4420	
		動 力 脱 穀 機	自走式、こき胴幅40～50cm	〃			4430	
		動 力 も み す り 機	ロール型、全自動30型	〃			4440	
		通 風 乾 燥 機	16 石 型	立 型 循 環 式	〃			4480
			32 石 型	〃	〃	価		4490
		温 風 式 暖 房 機	毎時75000kcal、1000㎡、重油焚き	〃				4530
		ロ ー タ リ ー	乗用トラクター20～30ps、作業幅150cm	〃				4540
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー	「パーソナルコンピュータ」(CPI採用品目)		〃			4570		
料 金	自 動 車 ・ 同 関 係	軽 四 輪 ト ラ ッ ク	660 c c 、 350 k g 積 み 程 度	〃			4580	
		四 輪 ト ラ ッ ク	1 . 0 t 積 み 程 度	〃			4590	
		ラ イ ト バ ン	1 5 0 0 c c 程 度	〃			4600	
		自 動 車 定 期 点 検 料	四輪トラック、6か月定期点検	1 台 分				4610
建 築 資 材	角 材	杉角材、正角10.5cm、長さ4m、1等	1 本				4620	
	板 材	杉板材、厚さ1.5cm、幅18cm、長さ4m程度、1等	3.3㎡				4630	
	合 板	ラワン材、普通合板、182cm×91cm×2.5mm	1 枚				4640	
	ト タ ン	平 板 3 0 番 内 外	〃				4650	
	セ メ ン ト	ポルランドセメント、袋入り(25kg入り)	1 袋				4680	
	ア ル ミ サ ッ シ	90 c m × 180 c m 程 度 ガ ラ ス 含 む	1 窓				4700	
	シ ャ ッ タ ー	スチールシャッター、幅3m×高さ2.5m程度	1 台				4710	
	硬 質 塩 化 ビ ニ ー ル 管	口 径 2 0 m m ・ 長 さ 4 m 程 度	1 本				4720	
塗 料	「塗料」(CPI採用品目)		1 缶				4730	
農 用 被 服	作 業 着 (上 下)	テترون65%程度、厚手のもの	1 着				4740	
	軍 手	純 綿 、 白	1 ダース				4750	
	地 下 た び	焼 付 底 、 大 人 用	1 足				4760	
	ゴ ム 長 ぐ つ	半 長 ぐ つ 、 大 人 用	〃				4770	
	雨 合 羽	ビニール製、大人用	1 枚				4780	
賃 借 料 及 び 料 金	水稲耕起・代かき料金	ト ラ ク タ 使 用		10 a			4800	
	田 植 料 金	田 植 機 使 用		〃			4810	
	稲 刈 料 金	コ ン バ イ ン 使 用		〃			4820	
	も み す り 賃			60kg			4830	
	精 白 賃			〃			4840	
	共 同 施 設 料	稲	ラ イ ス セ ン タ ー 使 用 料	〃				4880
		麦	〃	〃				4890
野 菜		手 選	1 0 0 k g				4900	
果 実		機 械 選	〃				4910	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

農業物価統計調査都道府県別調査客体数及び調査員数

地方農政局等	都道府県	都道府県別調査客体数(平成23年)			調査員配置 (平成23年度)	
		農産物生産者価格調査		農業生産資材 価格調査		
		一般農産物	野菜			
調査規模(全国)		1,415	755	1,306	3,476	247
北海道	北海道	73	49	65	187	7
東北	宮城	30	9	19	58	5
	青森	23	15	50	88	7
	岩手	32	11	23	66	4
	秋田	21	15	34	70	4
	山形	37	20	32	89	5
関東	福島	46	22	21	89	7
	埼玉	37	24	23	84	6
	茨城	41	28	24	93	6
	栃木	50	29	24	103	7
	群馬	30	16	18	64	3
	千葉	47	44	28	119	6
	東京	11	10	14	35	2
	神奈川	47	15	16	78	7
	山梨	28	7	17	52	5
	長野	47	19	19	85	5
北陸	静岡	40	24	32	96	8
	石川	21	11	15	47	5
	新潟	30	29	46	105	5
	富山	10	7	30	47	4
東海	福井	14	5	14	33	3
	愛知	25	28	31	84	5
	岐阜	32	13	44	89	6
	三重	26	9	19	54	3
近畿	京都	26	18	17	61	5
	滋賀	10	7	19	36	4
	大阪	4	8	12	24	3
	兵庫	24	20	33	77	6
	奈良	14	4	16	34	4
中国四国	和歌山	25	8	23	56	3
	岡山	29	13	47	89	8
	鳥取	25	9	30	64	4
	島根	23	9	34	66	6
	広島	32	16	29	77	6
	山口	17	12	38	67	5
	徳島	33	27	29	89	9
	香川	35	18	38	91	8
	愛媛	38	14	36	88	8
	高知	15	15	15	45	2
九州	熊本	46	20	31	97	5
	福岡	38	12	24	74	8
	佐賀	18	4	23	45	4
	長崎	40	11	28	79	6
	大分	39	18	24	81	3
	宮崎	28	10	32	70	5
	鹿児島	40	21	30	91	6
沖縄	鹿嶋	18	2	40	60	3

※ 調査客体数については、前回(平成17年)基準の客体数であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成24年調査から調査客体数を変更する場合がある。(平成23年7月決定予定)

農産物の品目別調査都道府県及び調査月
(1) 全国指数品目

類 別	米				麦	
	うるち玄米	もち玄米	うるち白米	もち白米	小 麦	
コード番号	1015	1045	1060	1070	1080	
調査月	1~12	1~ 3 8~12	1~12	1~12	6~10	
北海道	1~12	1~ 2 10~12	1 10~12	1 10~12	8~10	
東北	青森	1~12		1~12		
	岩手	1~12	9~10		8	
	宮城	1~12	10~11	1 10~12	7~ 8	
	秋田	1~12				
	山形	1~12	9~10	9~11		
	福島	1~12	10~11	10~12	10~12	
関東	茨城	1~12	9~11	1~ 3 8~12	7~ 8	
	栃木	1~12	10~12		7	
	群馬	1~12	10~11	10~12	6~ 7	
	埼玉	1~12		3~ 4 9~12	1~ 2 10~12	6~ 7
	千葉	1~12	8~ 9			
	東京					
	神奈川	1~12	11	1~12	1~12	
	山梨	1~12				
	長野	1~12	10~12	10~12	10~12	7~ 8
静岡	1~12	9~10	1~12	1~12	6~ 7	
北陸	新潟	1~12	1~ 3 9~12	9~11	9~10	
	富山	1~12	1~ 2 11~12	1~12	10~12	
	石川	1~12	1~ 3 10~12	1~12	9~10	
	福井	1~12	1~ 3 10~12	1~12	10~12	
東海	岐阜	1~12	9~12	9~12	10~12	
	愛知	1~12		1~12	7	
	三重	1~12			6~ 7	
近畿	滋賀	1~12			7	
	京都	1~12			7	
	大阪					
	兵庫	1~12	9~12		7	
	奈良	1~12		1~12	7	
中国・四国	和歌山	1~12				
	鳥取	1~12	10~12	1~12	10~12	
	島根	1~12	9~10	1~12		
	岡山	1~12	9~11			
	広島	1~12	9~10			
	山口	1~12				
	徳島	1~12				
	香川	1~12	10~12	1~12	6~ 7	
	愛媛	1~12	10~12			
高知	1~12					
九州	福岡	1~12	11~12	1 10~12	1 11~12	6~ 7
	佐賀	1~12	10~12	1 10~12	1~ 2 11~12	6~ 7
	長崎	1~12		1~ 3 10~12		7
	熊本	1~12	1~ 3 10~12	1~ 2 9~12	1 11~12	7
	大分	1~12	10~12	1 10~12	1 11~12	7
	宮崎	1~12		11~12	11~12	
	鹿児島	1~12		11		
沖縄	1~12					

※ 調査月については、前回(平成17年)基準の調査月であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成24年調査から調査月を変更する場合がある。(平成23年7月決定予定)

類 別		麦			雑 穀	豆	
品 目 名		裸 麦	六条大麦	ビール大麦 二条大麦	そ ば	大 豆	
コード番号		1090	1100	1110	1985	1120	
調査月		6～ 8	6～ 8	6～ 9	9～12	1～12	
北海道				9	9～12	1～ 9	11～12
東北	青森					1～ 7	
	岩手					1～ 7	12
	宮城		7			1～ 7	12
	秋田				10～12	1～ 7	12
	山形				11～12	1～ 7	12
	福島				11～12	1～ 4	
関東	茨城		6～ 8	6～ 7	9～12	1～ 2	12
	栃木		7	7	9～12	1～ 5	12
	群馬			6～ 7			12
	埼玉			6～ 7		1～ 2	12
	千葉						
	東京						
	神奈川						
	山梨						11
長野		6～ 7		9～12	2～ 3		
静岡					1～ 2	12	
北陸	新潟		7			1～ 3	12
	富山		7			1～ 3	12
	石川		7			1～ 3	
	福井		7		11～12	1～ 3	12
東海	岐阜					1～ 6	12
	愛知					1～12	
	三重					1～12	
近畿	滋賀					1～12	
	京都					1～ 2	
	大阪						
	兵庫					1～12	
	奈良					1～12	
中国・四国	和歌山						
	鳥取						
	島根					1～10	
	岡山			6～ 7			
	広島						
	山口						
	徳島						
香川	6～ 8				1～2	12	
愛媛	6～ 7				2～9		
九州	高知						
	福岡			7～ 8		1～10	
	佐賀			6～ 7		1～10	
	長崎					1～ 9	
	熊本			7		1～10	
	大分	7				1～10	
宮崎							
鹿児島					12	1～10	
沖縄							

類 別		豆				い も					
品 目 名		小 豆		らっかせい		かんしょ 食 用		かんしょ 加工用		ばれいしょ 食 用	
コード番号		1130		1140		1170		1180		1190	
調査月		1~ 3	10~12	1~ 2	10~12	1~12		1~ 4	8~12	1~12	
北海道		1~ 3	10~12							1~ 2	8~12
東北	青森		10~12							8~ 9	
	岩手		11~12								8~12
	宮城									7~ 9	
	秋田									7~ 8	
	山形										
関東	福島									8~ 9	
	茨城			1~ 2	11~12		11~12		11~12	6~ 7	
	栃木		12								
	群馬									6~ 7	
	埼玉							10~12		6~ 8	
	千葉			1	10~12	1~12				6~ 7	
	東京									6~ 7	
	神奈川						9~10			6~ 7	
北陸	山梨										
	長野									8~10	
	静岡						7~9			5~ 7	
近畿	新潟									6~ 8	
	富山										
	石川						9~11			7~ 8	
東海	福井						9~11			6~ 8	
	岐阜										
	愛知									7~ 8	
中国・四国	三重									6~ 7	
	滋賀										
	京都	1~ 2					1~ 3	9~12		6~ 8	
	大阪										
九州	兵庫	1								8~12	
	奈良										
	和歌山										
	鳥取										
	島根		12							8~12	
	岡山	1~ 2								1~ 3	6~ 8
	広島									1~ 2	7~ 8
	山口										
沖縄	徳島						1~ 5	10~12			
	香川						7~ 8			1~ 2	6~ 8
	愛媛						11			3~ 9	
	高知						6~ 7				
	福岡						9~11			5~ 7	
	佐賀									5~ 7	
九州	長崎									1~ 2	4~ 6
	熊本						1~ 5	10~12		4~ 6	
	大分						1~ 4	10~12			
	宮崎						1~ 2	7~12			
	鹿児島						1~ 3	7~12	1~ 4	8~12	4
沖縄						1~12			3~ 5		

類 別		い も		果 実			
品 目 名		ばれいしょ 加工用	ばれいしょ 種子用	りんご ふ じ		りんご つがる	りんご 王 林
コード番号		1200	1210	1220		1230	1240
調査月		9~11	3 8~11	1~ 5	11~12	9~10	1~ 4 11~12
北海道		9~11	9~11	1~ 3		10	
東北	青森			1~ 5	11~12	9~10	1~ 4 11~12
	岩手				11~12	9	11~12
	宮城			1~ 2	12		
	秋田			1	11~12		11~12
	山形				11~12	9	
	福島				11~12	9	
関東	茨城						
	栃木						
	群馬				11~12		
	埼玉						
	千葉						
	東京						
	神奈川						
北陸	山梨						
	長野				11~12	9	11~12
	静岡						
	新潟						
東海	富山						
	石川						
	福井						
近畿	岐阜						
	愛知						
	三重						
	滋賀						
	京都						
中国・四国	大阪						
	兵庫						
	奈良						
	和歌山						
	鳥取						
	島根						
	岡山						
	広島						
九州	山口						
	徳島						
	香川						
	愛媛						
	高知						
	福岡						
九州	佐賀						
	長崎		3	8			
	熊本						
	大分						
	宮崎						
九州	鹿児島						
	沖縄						

類別		果 実				
品目名		りんご ジョナゴールド	みかん 普通温州	みかん 早生温州	なつみかん (甘なつ)	いよかん
コード番号		1250	1270	1280	1290	1300
調査月		1～4 10～12	1～3 12	8～12	3～6	1～3
北海道	青森	1～4 10～12				
	岩手	10～11				
	宮城					
	秋田					
	山形					
東北	福島					
	茨城					
	栃木					
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
関東	神奈川		1～2 12	11～12		
	山梨					
	長野	10				
	静岡		1～2 12	11～12	4	
	新潟					
	富山					
北陸	石川					
	福井					
	岐阜					
東海	愛知		1～2 12	12		
	三重		1～2 12	10～11	4～5	
	滋賀					
近畿	京都					
	大阪					
	兵庫		1 12			
	奈良					
中国・四国	和歌山		1～2 12	10～12	3～5	2～3
	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島		1 12	11～12	4	2
	山口		1～2 12			
	徳島		1～3	11		
	香川		1	10～12		
九州	愛媛		1 12	10～12	3～4	1～3
	高知		1～2	11～12		
	福岡		1～2 12	11	4～6	1～3
	佐賀		1～2 12	10～11		1～3
	長崎		1～2 12	10～12		2～3
	熊本		1 12	10～12	3～5	2～3
九州	大分		1～2 12	9～11	3～5	2～3
	宮崎			9～10		
	鹿児島		1～2	9～12	4～6	
沖縄	縄			8～9		

類別		果 実				
品目名		なし 二十世紀	なし 豊 水	なし 幸 水	か き	ぶ どう デラウェア
コード番号		1310	1320	1330	1340	1350
調査月		8~10	8~10	7~ 9	10~12	6~ 9
北海道						8~ 9
東北	青森					
	岩手					
	宮城			9		
	秋田					
	山形			9	10~11	8~ 9
	福島	10	9~10	9	11~12	
関東	茨城		9	8	10~11	
	栃木		9	8~ 9		
	群馬	9	9	8		8
	埼玉		9	8		
	千葉		9	8		
	東京		9			
	神奈川	9	9	8~ 9	11	
	山梨					7~ 8
	長野	9	9	8~ 9		8~ 9
	静岡				11	
北陸	新潟	9~10	9	9	10~11	
	富山		9	8~ 9		
	石川		9	8~ 9		11~12
	福井			8		7~ 8
東海	岐阜				10~12	
	愛知		9	8	11	7~ 8
	三重		9	8	10~11	
近畿	滋賀				10~12	
	京都	9	9		11~12	
	大阪					6~ 8
	兵庫	9			10~11	
	奈良	9			10~11	6~ 8
	和歌山		9	8	10~11	7
中国・四国	鳥取	8~ 9	9	8	11~12	8
	島根				10~11	6~ 7
	岡山					
	広島					
	山口	9				
	徳島		8~ 9	8		6~ 7
	香川			8	10~12	7~ 8
	愛媛		9	8	10~12	
	高知					
九州	福岡		8~ 9	7~ 8	11~12	7~ 8
	佐賀		8~ 9	7~ 8		
	長崎		8~ 9			
	熊本		8~ 9	8	10~11	
	大分	9	9	8		7~ 8
		宮崎				
	鹿児島					
沖縄	縄					

類別		果 実				
品目名		ぶどう 巨 峰	ぶどう ピオーネ	も も	く り	う め
コード番号		1360	1370	1400	1410	1420
調査月		7~10	7~10	6~ 9	9~10	5~ 7
北海道						
東北	青森					
	岩手					
	宮城					6~ 7
	秋田					
	山形			8~ 9		
関東	福島			7~ 9		6~ 7
	茨城	8~ 9			9~10	6
	栃木	9				
	群馬	9				6
	埼玉	8~ 9			9~10	6
	千葉				9~10	
	東京					
	神奈川	8~ 9			10	6
	山梨	8~ 9	9	7~ 8		5~ 6
	長野	9~10	9~10	8~ 9		6
北陸	静岡				9~10	
	新潟	8~ 9		8		
	富山					
東海	石川					
	福井					6
	岐阜				9~10	
近畿	愛知	8~ 9				
	三重	8~ 9				
	滋賀					
	京都			7~ 8	9~10	6
	大阪				9~10	
中国・四国	兵庫				9~10	
	奈良					6
	和歌山	8		7~ 8		6
	鳥取	8~ 9				6
	島根					
	岡山		8~10	7~ 8		
	広島		7~ 9			
	山口					
九州	徳島					6
	香川		8~ 9	6~ 8		
	愛媛	8~ 9		7	9~10	
	高知					
	福岡	8~ 9		6~ 7	9	6
	佐賀	7~ 9				
	長崎	8~ 9				
沖縄	熊本	7~ 8		6~ 7	9~10	
	大分	8~ 9	7~ 8		9	
	宮崎				9	
	鹿児島					

類別		果 実				工芸農作物	
品目名		キウイフルーツ	おうとう	すもも	しらぬい (デコポン)	葉たばこ	
コード番号		1430	1440	1450	1460	1490	
調査月		1～ 5 11～12	6～ 7	6～ 9	2～ 4	1～ 3	8～12
北海道	青森					1～ 2	12
	岩手					1	11～12
	宮城						11～12
	秋田					1	11～12
	山形		6～ 7	7～ 9		1～ 2	12
	福島			7		1	11～12
関東	茨城					9～11	
	栃木					11～12	
	群馬	2～ 5					
	埼玉						
	千葉					9～10	
	東京						
	神奈川	3～ 4					
北陸	山梨	1～ 2 11～12	6	6～ 8			
	長野			7～ 9		1	
	静岡	2～ 3					
	新潟						10～12
東海	富山						10～12
	石川					10～11	
	福井					10～11	
近畿	岐阜						
	愛知						
	三重						
	滋賀						
中国・四国	京都						
	大阪						
	兵庫					10	
	奈良						
	和歌山	2～ 4		6～ 7			
	鳥取		12			9～10	
	島根					9～11	
	岡山						10～12
九州	広島				3		9～12
	山口						
	徳島					9～11	
	香川	1～ 2 11～12				9～11	
	愛媛	1～ 5			2～ 4	9～11	
	高知					10～11	
	福岡	1～ 4 12		6～ 7			
沖縄	佐賀	1～ 4			2～ 4	10～11	
	長崎						10～12
	熊本				2～ 4	9～11	
	大分	1～ 4 12					10～12
	宮崎					1～ 3	9～12
鹿児島						9～12	
沖縄						8～10	

類別		工芸農作物				
品目名		てんさい	さとうきび	茶 生葉	茶 荒茶	こんにゃくいも
コード番号		1500	1510	1520	1530	1540
調査月		10~12	1~4	4~8	4~8	11~12
北海道	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
東北	福島					
	茨城					
	栃木					11~12
	群馬					11~12
	埼玉			5~6	5~6	11~12
	千葉					
	東京					
関東	神奈川				6	
	山梨					11
	長野					
	静岡			5~6	5~6	
	新潟					
	富山					
北陸	石川					
	福井					
	岐阜				6~7	
東海	愛知					
	三重			6~7	5~7	
	滋賀				5~7	
近畿	京都				5~7	
	大阪					
	兵庫			5~7	5~7	
	奈良				5~7	
	和歌山					
中国・四国	鳥取					
	島根			5	5	
	岡山					
	広島					11~12
	山口					
	徳島					
	香川			4~6		
九州	愛媛			5~6		
	高知					
	福岡				5~6	
	佐賀			5~6	5~6	
	長崎			5~6	5~6	
	熊本			5~6	5	
九州	大分			5	5	
	宮崎				5~8	
	鹿児島		1~4	5~8	5~8	
沖縄	縄		1~3	4~5	4~5	

類 別		工芸農作物		花 き			
品 目 名		い い 草	い 畳 表	きく (切花)	ばら (切花)	カーネーション (切花)	
コード番号		1550		1560	1580	1590	1600
調査月		1~ 3	7~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道				7~ 9	7~ 9	7~10	
東北	青森			6~10			
	岩手						
	宮城			7~12	3~11	1~ 6 11~12	
	秋田			7~11			
	山形			7~10	5~11		
関東	福島			8~10			
	茨城			7~10	2~ 6 9~12	1~ 6 12	
	栃木			3~12	3~ 7 9~12	3~ 5 10~12	
	群馬			7~11	4~12		
	埼玉			5~10	3~ 6 10~12		
	千葉			6 11~12	1~ 6 10~12	1~ 5 12	
	東京			6 9~10	3~ 6 10~12	1~ 4	
	神奈川			6 9~10	3~ 6 10~12	1~ 4	
北陸	山梨			8~ 9	5~11	6~10	
	長野			3~12	3~ 7 9~12	1~ 5 11~12	
	静岡						
	新潟			8~12	5~11		
東海	富山			6~10	5~12		
	石川			7~10			
	福井			7~10	1~ 6 10~12		
近畿	岐阜			3~12	1~ 6 10~12	1~ 5 12	
	愛知			9~11	1~ 6 10~12		
	三重			1~ 8 12			
	滋賀			6~12	4~ 7 9~12		
	京都			3~12	4~12	1~ 6 10~12	
中国・四国	大阪			7~11	4~ 7 9~10	5~ 6	
	兵庫			4~12	4~12	2~ 5 11~12	
	奈良						
	和歌山			1 10~12	1~12	4~ 5 8~10	
	鳥取				4~12	3~ 5 11~12	
	島根			6~12	4~11		
	岡山			1~12	3~12		
九州	山口			2~12			
	徳島			1~12	1 4~12	1~6 9~12	
	香川			7~12	4~12	1~ 5 10~12	
	愛媛						
	高知			1~ 7 10~12	3~12	3~12 2~ 5 11~12	
	福岡			3~12	3~12	2~ 5 10~12	
沖縄	佐賀			1~ 5 8~12	3~11	1~ 5 11~12	
	長崎			1~ 2 6~12	1~ 3 9~12	4~ 5 11	
	熊本	1~ 3 7~12	1~12	3~12	3~12	1~ 5 12	
	大分			2~12	1~ 5 9~12		
	宮崎			1~12			
鹿児島			1~ 4 12				

類別		花き				
品目名		カスミノウ(切花)	りんどう(切花)	チューリップ(切花)	ゆり(切花)	トルコギキョウ(切花)
コード番号		1610	1620	1630	1640	1650
調査月		1~12	7~10	1~3 12	1~12	1~12
北海道		6~10			7~9	8~10
東北	青森					
	岩手		8~9		7~12	8~9
	宮城					
	秋田					
	山形					6~7
	福島	6~10	7~9		7~9	7~10
関東	茨城			1~3 12		5~8
	栃木				1~12	5~7
	群馬					
	埼玉			1~3 12	1~12	
	千葉				1~12	4~8
	東京					3~7
	神奈川					
	山梨					
	長野	6~10	7~10		6~9	6~10
	静岡					1~6 10~11
北陸	新潟			1~3 12	8~10	
	富山					
	石川					
東海	福井					
	岐阜					7~10
	愛知	1~5 11~12				1~6 10~11
近畿	三重					
	滋賀					
	京都					
	大阪				7~9	
	兵庫					
	奈良					
	和歌山	1~4 11~12				5~6 11~12
中国・四国	鳥取		7~9			
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島			1~3	1~2 12	
	香川					
	愛媛				4~12	
	高知	1~5 11~12			1~6 11~12	3~6
九州	福岡			2~3	5~8	5~6 10~12
	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5 11~12			1~3 12	1~6 11~12
	大分					1~6 11~12
	宮崎	1~5 11~12			1~5 11~12	
	鹿児島				1~12	
沖縄	縄					

類別		花き				
品目名		スターチス(切花)	ガーベラ(切花)	洋らん(切花)	チューリップ(球根)	ゆり(球根)
コード番号		1660	1670	1680	1690	1700
調査月		1~12	1~12	1~12	7~8	7 10~11
北海道		6~10				10~11
東北	青森					
	岩手					
	宮城		1~12			
	秋田					
	山形					
福島		6~8				
関東	茨城					
	栃木			1~12		
	群馬			1~12		
	埼玉			1~12		
	千葉	1~12	1~12	1~12		
	東京		1~12			
	神奈川					
山梨	長野	5~10				
	静岡		1~12	1~5 12		
	新潟				7	11
北陸	富山				8	
	石川					
福井						
東海	岐阜					
	愛知		1~12	1~7		
三重						
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
奈良						
和歌山		1~5 12	1~12			
中国・四国	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島			1~3 12		
	香川					
愛媛						
高知	1~5 12					
九州	福岡		1~12	1~8 10~12		
	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5 11~12		1~12		
	大分					
宮崎			2~3			
鹿児島					7	
沖縄				1~12		

類 別		花 き				畜 産 物
品 目 名		グラジオラス(球根)	洋らん(鉢物)	シクラメン(鉢物)	プリムラ類(鉢物)	鶏 卵
コード番号		1710	1720	1730	1740	1750
調査月		11	1~12	10~12	1~ 3 10~12	1~12
北海道				10~11		1~12
東北	青森				1~ 3 12	1~12
	岩手					1~12
	宮城			11~12		1~12
	秋田					
	山形					1~12
	福島			10~12	1~ 2 12	1~12
関東	茨城	11			12 1~ 3 12	1~12
	栃木		1~12	11~12	1~ 2 11~12	1~12
	群馬			11~12		1~12
	埼玉		1~12	11~12	1~ 3 11~12	1~12
	千葉	11	1~12		1~ 2	1~12
	東京			12	1~ 3	
	神奈川				1~ 2 12	1~12
	山梨		1~12	11~12		
	長野			11~12	1~ 2 11~12	1~12
	静岡		1~12			1~12
北陸	新潟					1~12
	富山					1~12
	石川					1~12
	福井					1~12
東海	岐阜			11~12		1~12
	愛知		1~12	11~12	1~ 2 12	1~12
	三重		1~ 2 12	12		1~12
近畿	滋賀					1~12
	京都					1~12
	大阪					
	兵庫					1~12
	奈良				12	1~12
	和歌山					1~12
中国・四国	鳥取					1~12
	島根			11~12		1~12
	岡山		1~ 3 11~12			1~12
	広島					1~12
	山口					1~12
	徳島		1~ 3 12			1~12
	香川					1~12
	愛媛					1~12
	高知		1~ 3 12			1~12
九州	福岡		1 11~12	12	2	1~12
	佐賀					1~12
	長崎					1~12
	熊本		1~ 2 9~12			1~12
	大分					1~12
	宮崎		1~ 3 10~12			1~12
	鹿児島					1~12
沖縄		3~ 6				1~12

類 別		畜 産 物				
品 目 名		生 乳	去 勢 肥 育 和 牛 若 齢	め ず 肥 育 和 牛	乳 用 お ず 肥 育 <small>ホルスタイン種生後17～22か月</small>	乳 用 肥 育 <small>交雑種生後22～29か月</small>
コード番号		1760	1770	1780	1790	1800
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12			1～12	
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12	1～12		
	秋田	1～12	1～12	1～12		
	山形	1～12	1～12	1～12		1～12
	福島	1～12	1～12	1～12		
関東	茨城	1～12	1～12	1～12		
	栃木	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12	1～12	1～12		
	千葉	1～12				
	東京	1～12				
	神奈川	1～12				
	山梨	1～12	1～12			1～12
	長野	1～12	1～12	1～12	1～12	
静岡	1～12				1～12	
北陸	新潟	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	富山	1～12			1～12	1～12
	石川	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	福井	1～12			1～12	
東海	岐阜	1～12	1～12	1～12		
	愛知	1～12			1～12	1～12
	三重	1～12	1～12	1～12		
近畿	滋賀	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	京都	1～12	1～12			1～12
	大阪					
	兵庫	1～12	1～12			
	奈良	1～12				
中国・四国	和歌山	1～12				
	鳥取	1～12	1～12	1～12		1～12
	島根	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	岡山	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	広島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	山口	1～12	1～12	1～12		
	徳島	1～12	1～12	1～12		
	香川	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	愛媛	1～12	1～12		1～12	1～12
高知	1～12					
九州	福岡	1～12	1～12		1～12	1～12
	佐賀	1～12	1～12	1～12		1～12
	長崎	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮崎	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	鹿児島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
沖縄	1～12	1～12	1～12			

類 別		畜 産 物				
品 目 名		肥 育 豚	ブロイラー	ホルスタイン 純粋種めす	乳子牛ホルスタイン種 おす生後7～10日	乳子牛交雑種 生後7～10日
コード番号		1820	1830	1850	1860	1870
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12		1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12	1～12			
	岩手	1～12	1～12		1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12			
	秋田	1～12				
	山形	1～12				
	福島	1～12	1～12		1～12	
関東	茨城	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	栃木	1～12		1～12	1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12				
	千葉	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	東京					
	神奈川					
	山梨	1～12				
	長野	1～12				
静岡	1～12	1～12				
北陸	新潟	1～12			1～12	
	富山	1～12				
	石川	1～12				
	福井	1～12	1～12			
東海	岐阜	1～12	1～12			
	愛知	1～12	1～12		1～12	1～12
	三重	1～12				
近畿	滋賀					
	京都		1～12			
	大阪					
	兵庫		1～12	1～12	1～12	1～12
	奈良 和歌山	1～12	1～12			
中国・四国	鳥取	1～12	1～12		1～12	1～12
	島根	1～12			1～12	1～12
	岡山	1～12	1～12		1～12	1～12
	広島	1～12				
	山口	1～12	1～12			
	徳島	1～12	1～12			
	香川	1～12	1～12	1～12		
	愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	高知		1～12			
九州	福岡	1～12	1～12		1～12	
	佐賀	1～12	1～12			
	長崎	1～12	1～12		1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12		1～12	1～12
	宮崎	1～12	1～12			
	鹿児島	1～12	1～12	1～12		
沖縄	1～12	1～12				

類 別		畜 産 物				
品 目 名		乳子牛肥育用乳用おす <small>ホスルタイン種生後6～7か月程度</small>	乳子牛肥育用乳用 <small>(交雑種)生後8か月程度</small>	和子牛 めす	和子牛 おす	子 豚
コード番号		1880	1890	1900	1910	1920
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12	1～12	1～12	1～12	
東北	青森			1～12	1～12	1～12
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12	
	宮城			1～12	1～12	1～12
	秋田			1～12	1～12	
	山形		1～12	1～12	1～12	
	福島			1～12	1～12	1～12
関東	茨城			1～12	1～12	1～12
	栃木			1～12	1～12	
	群馬			1～12	1～12	
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川					
	山梨					
北陸	長野					
	静岡					
	新潟					
東海	富山					
	石川					
	福井					
近畿	岐阜			1～12	1～12	1～12
	愛知	1～12	1～12			
	三重					1～12
中国・四国	滋賀					
	京都			1～12	1～12	
	大阪					
	兵庫	1～12	1～12	1～12	1～12	
	奈良					
九州	和歌山					
	鳥取	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	島根			1～12	1～12	
	岡山			1～12	1～12	
	広島					
	山口			1～12	1～12	
	徳島	1～12	1～12	1～12		
	香川	1～12	1～12	1～12		
愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
九州	高知					
	福岡					
	佐賀			1～12	1～12	1～12
	長崎	1～12		1～12	1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分			1～12	1～12	
九州	宮崎		1～12	1～12	1～12	1～12
	鹿児島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
沖縄				1～12	1～12	1～12

類 別		畜 産 物		稲わら及び加工品		野 菜		
品 目 名		乳用成牛 ホルスタイン純粋種	肉用成牛 繁殖用めす和成牛	稲 わ ら		きゅうり		な す
コード番号		1930	1940	1980		2010		2020
調査月		1~12	1~12	1~12		1~12		1~12
北海道		1~12	1~12			6~9		
東北	青森					7~9		
	岩手	1~12	1~12	10~11		7~9		7~9
	宮城			10~11		4~10		6~9
	秋田					7~10		7~9
	山形					5~9		7~9
	福島					6~9		7~9
関東	茨城	1~12		10		3~7	9~10	7~10
	栃木					3~7	9~10	7~10
	群馬				11~12	3~6	9~11	5~9
	埼玉				11~12	3~6	10~11	6~10
	千葉	1~12				1~6	10	4~9
	東京							
	神奈川			11		4~10		7~9
	山梨				10~12	4~6	9~10	7~10
	長野	1~12			10~12	6~9		
静岡					2~7	9~10	6~9	
北陸	新潟					4~6	9~10	7~9
	富山					5~8		7~9
	石川			1~2	10~12	5~6		7~9
東海	福井					5~8		7~9
	岐阜	1~12			9~12	3~9		6~9
	愛知					1~6		2~8
近畿	三重				10~12	1~6	11~12	4~8
	滋賀					3~6	9~11	5~8
	京都					6~9		7~10
	大阪							4~8
	兵庫					6~10		7~10
中国・四国	奈良				10~12	5~9		6~10
	和歌山					4~9		5~9
	鳥取					5~11		
	島根			1~12		5~9		6~9
	岡山					6~8		1~3 9~12
	広島					6~9		7~9
	山口					5~6	9~10	7~9
	徳島					1~7		7~10
九州	香川	1~12	1~12			4~11		5~10
	愛媛					3~10		6~10
	高知					1~3	12	1~6
	福岡					2~9		1~7
	佐賀		1~12	10		2~9		2~8
	長崎		1~12	10~11		1~8		2~9
	熊本	1~12	1~12		11~12	4~11		1~6 11~12
沖縄	大分		1~12	10~11		5~9		7~9
	宮崎					1~5	11~12	3~7
	鹿児島	1~12	1~12	1~12		1~5		4~11
沖縄					1~7	12	1~7 12	

類 別		野 菜				
品 目 名		ト マ ト	か ぼ ち ゃ	す い か	い ち ご	ピーマン
コード番号		2030	2050	2060	2070	2080
調査月		1~12	1~11	1~ 8	1~ 7 12	1~12
北海道		7~ 9	8~11	7~ 8	5~ 7	7~10
東北	青森	7~ 9		8		
	岩手	7~ 9			5~ 6	7~10
	宮城	5~10			2~ 5	
	秋田	7~10		7~ 8		
	山形	6~ 8		7~ 8	4~ 5	
	福島	6~ 9			1~ 4 12	7~10
関東	茨城	5~10	6~ 7	5~ 7	1~ 4	4~ 7 9~11
	栃木	3~ 7			1~ 5	
	群馬	4~ 9		4~ 6	1~ 4	
	埼玉	3~ 6			1~ 4	
	千葉	3~ 7 9~10	6~ 7	6~ 7	1~ 5	
	東京	5~ 7				
	神奈川	3~ 7	6~ 7	7~ 8		7~ 9
	山梨	5~ 6 9~11				
	長野	7~ 9		7~ 8	3~ 6	8~ 9
	静岡	1~ 6		6~ 7	1~ 4 12	
北陸	新潟	6~ 7		7~ 8		
	富山	6~ 8		8		
	石川	6~10	7~ 8	7		
	福井	6~ 7 9~10		7		
東海	岐阜	6~10			1~ 4	
	愛知	1~ 6		6~ 7	2~ 5	
	三重	1~ 7			1~ 5	
近畿	滋賀	5~ 7 10~12		7~ 8	2~ 5	
	京都	5~10		8	2~ 5	7~10
	大阪					
	兵庫	4~ 9	7~11	6~ 8	1~ 5	7~10
	奈良	5~ 8		7~ 8	2~ 5	7~10
	和歌山	5~10		6~ 7	1~ 5	3~ 8
中国・四国	鳥取	5~ 9		7	1~ 5	
	島根	5~ 9			3~ 5	
	岡山	8	6~ 8		1~ 3	
	広島	7~ 9				7~ 9
	山口	7~10		7~ 8	1~ 5	
	徳島				1~ 4 12	
	香川	4~12			1~ 5 12	
	愛媛	7~10		6~ 7	2~ 5	7~ 9
	高知	1~ 6		4~ 6	1~ 5	1~ 6 12
九州	福岡	2~ 6			1~ 5	
	佐賀	2~ 6			1~ 4 12	
	長崎	2~ 6	6~ 7	6~ 7	1~ 4 12	
	熊本	1~ 6 11~12	6~ 7	4~ 6	1~ 4 12	7~11
	大分	7~10		7~ 8	1~ 4 12	6~10
	宮崎	1~ 6	1~ 7			1~ 5 11~12
鹿児島	2~ 5	5~ 7	6~ 8	1~ 4	1~ 5	
沖縄	2~ 6	4~ 5	1~ 7		1~ 6	

類 別		野 菜							
品 目 名		アンデスメロン		温室メロン	スイートコーン	オクラ	はくさい		
コード番号		2090		2100	2150	2165	2170		
調査月		4～8	12	1～12	2～9	6～12	1～12		
北海道					8～9		7～11		
東北	青森						6～11		
	岩手				8～9		6～11		
	宮城						1～2	5～6	10～12
	秋田							10～12	
	山形	7～8						10～12	
福島						1～2	10～12		
関東	茨城	5～6			6～7		1～2	4～5	11～12
	栃木						1～2	11～12	
	群馬				7～8	6～10	1～2	9～12	
	埼玉				6～7		1～3	11～12	
	千葉				6～8			11～12	
	東京								
	神奈川				6～7		1	12	
	山梨				6～7				
長野				7～8		7～10			
静岡			1～12	6～7		1～2	12		
北陸	新潟	7～8					6	10～12	
	富山							11～12	
	石川						11		
福井	7								
東海	岐阜						1	10～12	
	愛知			7～9	6～7		1～2	11～12	
	三重						1	11～12	
近畿	滋賀						1～2	11～12	
	京都	8						10～12	
	大阪								
	兵庫						1～3		
	奈良						1～2	10～12	
和歌山						1～2	11～12		
中国・四国	鳥取						1～3	11～12	
	島根						1	10～12	
	岡山						1～5	11～12	
	広島						1～2	11～12	
	山口							11～12	
	徳島						1～2	11～12	
	香川								
	愛媛						1～3	11～12	
高知			4～8			6～10			
九州	福岡					7～10	1～4	11～12	
	佐賀						1～3	11～12	
	長崎				5～6		3～4		
	熊本	4～6	12		6～7	6～10	1～3	11～12	
	大分				7～8		1～2	11～12	
	宮崎						6～12	1～2	12
鹿児島	4～6					6～12	1～2	11～12	
沖縄					2～5	6～12			

類別		野菜									
品目名		キャベツ		レタス		ほうれんそう		ねぎ		たまねぎ	
コード番号		2180		2190		2200		2210		2240	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		7~11		5~9		5~10		7~10		1~2	9~12
東北	青森	7~11							9~12		
	岩手	6~9		6~9		5~10			9~12		
	宮城	5~7	10~11	4~6	10~12	1~6	11~12		5~12		
	秋田	6~7	9~11			6~9			9~12		
	山形	6~12				1~3	12		9~12		
	福島	6~11				1~6	10~12	1~3	10~12		
関東	茨城	5~7	10~11	4~5	10~11	1~12			7~12		
	栃木			3~4	10~11	1~2	8~12	1	8~12	6~7	
	群馬	7~10		6~9		1~4	10~12	1~3	9~12	6~7	
	埼玉	1~6	12	2~5		1~4	11~12	1~4	11~12		
	千葉	1	4~6	11~12	3~4	1~4	10~12	1~12			
	東京	5~6	10~11			1~5	10~12				
	神奈川	1~5	11~12	4~6		1~4	10~12	1~3	10~12	5~7	
	山梨										
	長野	7~10		6~9		6~10					
北陸	静岡	1~4	11~12	1~3	11~12	1~6	11~12	1~3	12	3~4	
	新潟	7	10~12			4~6	10~11		10~12		
	富山	5~6	11			4~6	10~11		8~12		
	石川	5~6				5~7	10~11		8~12		
東海	福井					4~6	9~11		9~12		
	岐阜	4~6	8~11			5~10			10~12	6~8	
	愛知	1~4	12	1~3	11~12	1~4	11~12	1~9	12	5~6	
近畿	三重	1~6	12			1~4	11~12	1~9	12		
	滋賀	1~3	10~12			1~6	10~12		4~12		
	京都	5~6	11~12			1~5	11~12	1~12		6~10	
	大阪	1~4						1~12			
	兵庫	3~6	11~12	1~5	11~12	1~5	10~12	1~12			5~12
	奈良	2~6	10~12			1~5	10~12	1~12			
中国・四国	和歌山	1~4				8~10				5~8	
	鳥取	1~4	11~12			1~6	9~12	1~12			
	島根	1~6	10~12			1~5	10~12		7~12	6~9	
	岡山	1~5	11~12	1~5	11~12	1~5	11~12				
	広島	1~2	12			1~6	10~12	1~12			
	山口	1~5	11~12			1~12		1~12		6~10	
	徳島	1~5	11~12	1~3	12	1~4	11~12				
	香川	1~6	11~12	1~5	11~12	1~5	10~12	1~10		5~9	
	愛媛	1~6	11~12	1~4	12	1~4	11~12	1~6	12	5~9	
九州	高知							1~12			
	福岡	1~6	11~12	1~5	11~12	1~4	11~12	1~12			
	佐賀	1~5	11~12	1~5	11~12	1~6	10~12	1~6	12	4~8	
	長崎	1~6	12	1~4	11~12	1~4	10~12	1~5	9~12	4~7	
	熊本	7~11		1~3	12	1~5	10~12	1~3	10~12	4~6	
	大分	5~12				1~5	11~12	1~7	11~12	5~8	
	宮崎	4~6	11~12			1~6	11~12				
沖縄	鹿児島	1~5	11~12	1~3	12	1~5	11~12	1~6	12	3~6	
	沖縄	1~5		1~4	12	1~5	12				

類 別		野 菜				
品 目 名		に ら	しゅんぎく	に ん に く	ブロッコリー	アスパラガス
コード番号		2250	2260	2270	2280	2290
調査月		1~12	1~ 5 10~12	1~12	1~12	1~ 9
北海道					7~10	5~ 7
東北	青森			1~12		6~ 7
	岩手			6~ 8		5~ 7
	宮城	5~ 7	1~ 3 10~12			
	秋田					5~ 9
	山形	6~ 9				5~ 6
	福島	1~ 4 10~12	1~ 3 10~12		6 10~11	5~ 9
関東	茨城	1~12	1~ 3 10~12		1~ 6 10~12	
	栃木	1~12	1~ 3 11~12			
	群馬	1~12	1~ 2 10~12		1~ 3 11~12	1~ 3
	埼玉		1~ 2 10~12		1~ 5 11~12	
	千葉	1~12	1~ 3 10~12		1~ 2 11~12	
	東京				11~12	
	神奈川		1 11~12		1~ 3 11~12	
	山梨					
	長野				6~10	5~ 9
静岡				1~ 3 11~12		
北陸	新潟					5~ 7
	富山					
	石川					
東海	岐阜					
	愛知				1~ 4 11~12	
	三重					
近畿	滋賀		1~ 3 11~12			
	京都		1~ 3 10~12			
	大阪		1~ 4 10~12			
	兵庫		1~ 3 10~12			
	奈良					
	和歌山			12	1~ 3 12	
中国・四国	鳥取				1~ 2 10~12	
	島根				1~ 3 10~12	
	岡山					
	広島					4~ 9
	山口					
	徳島				1~ 3 12	
	香川			5~ 6	1~ 4 12	3~ 9
	愛媛				1~ 3 11~12	
高知	1~12			1~ 4 12		
九州	福岡	4~12	1~ 5 10~12		1~ 5 11~12	
	佐賀					3~ 9
	長崎	1~ 4 12				3~ 8
	熊本				1~ 5 11~12	4~ 8
	大分	1~12			1~ 3 12	
	宮崎	1~12				
鹿児島				1~ 3 11~ 12		
沖縄	2~10					

類別		野菜									
品目名		みつば		こまつな		チンゲンサイ		おおば		だいこん	
コード番号		2300		2310		2320		2375		2380	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		1~2	12	6~10		6~10				7~10	
東北	青森									7	9~11
	岩手									8~11	
	宮城	1~6	11~12							5~7	10~11
	秋田									9~11	
	山形									11~12	
	福島					1~12				10~12	
関東	茨城	1~4	11~12			1~12		1~12		4~6	10~12
	栃木									5	10~12
	群馬	1~12				1~12				7~12	
	埼玉	1~12		1~12		1~12				4~6	11~12
	千葉	1~12		1~12						3~5	11~12
	東京			1~12						5	11~12
	神奈川			1~12						1~3	12
	山梨										
	長野						5~10			8~11	
静岡	1~12					1~12			1~3	12	
北陸	新潟									10~12	
	富山									6	10~12
	石川									10~11	
東海	福井									5	10~11
	岐阜			1~12							3~12
	愛知	1~12		1~12		1~12		1~12		1~5	11~12
	三重									1	11~12
	滋賀									1~4	10~12
近畿	京都			3~11							11~12
	大阪		3~12	1~12							
	兵庫					1~7	10~12			1~5	10~12
	奈良									1~2	10~12
	和歌山									1~2	12
中国・四国	鳥取									1~2	10~12
	島根									1~3	10~12
	岡山									1~4	10~12
	広島									6~11	
	山口									6~11	
	徳島									1~3	12
	香川									1~5	11~12
	愛媛									8~11	
九州	高知							1~12			
	福岡	1~12								1~5	12
	佐賀									1~4	11~12
	長崎									1~4	12
	熊本									1~3	10~12
	大分	1~12						1~12		1~6	11~12
	宮崎									1~2	11~12
鹿児島									1~2	11~12	
沖縄						1~12			1~4	12	

類 別		野 菜									
品 目 名		にんじん		ごぼう		さといも		か ぶ		やまのいも	
コード番号		2390		2400		2410		2420		2430	
調査月		1~12		1~12		1~4 6~12		1~12		1~12	
北海道		8~10				9~12				5~ 8 10~12	
東北	青森	7~11		1~ 2		9~12		6~ 9		1~12	
	岩手	7~ 9				9~12		9~10		1~ 6 11~12	
	宮城										
	秋田							9~10			
	山形									1 10~12 11~12	
関東	福島							1~ 3 9~12			
	茨城	1~ 3 11~12		1~ 4		9~12		1~ 2 10~12		1~ 6 10~11 1~ 5 10~12	
	栃木			1~ 3		10~12		9~12			
	群馬			6~ 9				1~ 2 11~12		3~ 6 1~12	
	埼玉	1~ 2 5~ 6 12		1~ 5 7~ 8 12				1~ 3 10~12		3~ 6 10~12 1 6~12	
	千葉	1~ 3 6 11~12		1~ 4		10~12		1~ 4 9~12		3~ 5 10~12 3~12	
	東京										
	神奈川	1~ 4 12		2~ 3		11~12				10~12 1~ 5 11 11~12	
	山梨										
北陸	長野									1~ 7 11~12	
	静岡	4~ 6						1~ 2 9~12		1~ 3 11~12	
	新潟	9~11				9~12		1~ 2 9~12		5~ 6 10~11 1~ 3 11~12	
東海	富山							10~11		10~12	
	石川									11~12	
	福井							10~12			
近畿	岐阜	5~ 6 11~12								3~ 4 11	
	愛知	1~ 3 12						1 11~12		11~12	
	三重							1~ 2 10~12		1 11~12	
中国・四国	滋賀							1~ 4 10~12			
	京都	6~ 7						10~12		1~ 2 11~12 1~ 3 12	
	大阪										
	兵庫	6~ 7						1 10~12		1~ 3 10~12 1~ 3 11~12	
	奈良			5~ 6				1~ 2 9~12		10~12 10~12	
九州	和歌山	6~ 7									
	鳥取	1~ 3 11~12								3~ 5 10~12	
	島根							10~12		1 10~12	
	岡山			6~8							
	広島										
	山口										
	徳島	4~ 5								1~ 3 11~12	
沖縄	香川	1~ 3 11~12						1~ 2 10~12			
	愛媛	1 5~ 8 11~12						1~ 2 9~12		1~ 3 11~12	
	高知										
	福岡	5~ 7								1~ 2 11~12	
	佐賀							1~ 2 10~12			
	長崎	1~ 5 11~12									
九州	熊本	1~ 3 5~ 6 12		4~ 5				1~ 3 10~12			
	大分	1~ 6 11~12		5~ 6				1~ 3 12			
	宮崎	2~ 5				5~12		8~ 9			
	鹿児島	1~ 4 12		2~ 3 6~ 9 12				1~ 2 6~ 8 10~12			
	沖縄	2~ 8						3~ 4 6			

類 別		野 菜									
品 目 名		れんこん		しょうが		さやえんどう		さやいんげん		えだまめ	
コード番号		2440		2450		2460		2470		2480	
調査月		1～5 8～12		1～12		1～12		1～12		6～10	
北海道						7～9		7～9		8～9	
東北	青森										
	岩手					6～7		7～9		8～9	
	宮城							6～9		7～9	
	秋田									7～9	
	山形							6～9		8～10	
福島					5～7		7～9				
関東	茨城	1～3	9～12	1～9	12	5～6		6～7	10	6～7	
	栃木										
	群馬							5～9		7～8	
	埼玉									6～8	
	千葉			4～12		5～6		5～7		6～8	
	東京									6～8	
	神奈川							6～7		6～8	
	山梨										
長野						7	7～9				
静岡				10～11		2～5		5～7		6～8	
北陸	新潟	2～3	8～12					7～10		6～8	
	富山										
	石川	9～12									
福井											
東海	岐阜							7		6～9	
	愛知	1～3	10～12			1～4				6～8	
	三重										
近畿	滋賀					5～6		5～7			
	京都					5～6		6～10		7～9	
	大阪									6～8	
	兵庫	1～3	9～12							8～9	
	奈良					5～6		6～9			
和歌山			6～10		1～4	12	5～10				
中国・四国	鳥取										
	島根										
	岡山	1～3	9～12								
	広島					4～5	10～12				
	山口	1～3	9～12								
	徳島	1～5	9～12			4～5		6～9		6～8	
	香川					5		5～10			
	愛媛					5～6				6～8	
高知			4～12				1～6	12			
九州	福岡					5～6		6～10			
	佐賀	1～4	8～12					5～10			
	長崎			7～12				6	10～11		
	熊本	1～3	9～12	4～10		4～5		4～7	10～11		
	大分										
宮崎			4～8								
鹿児島					1～4	12	3～6	10～12			
沖縄								1～4	12		

(2) 価格調査のみ品目

類 別		豆		果 実		畜 産 物
品 目 名		いんげんまめ 大手亡	いんげんまめ 金時	パイナップル	マンゴー	乳 廃 牛
コード番号		1150	1160	1480	1485	1810
調査月		10~12	10~12	6~ 9	4~ 8	1~12
北海道		10~12	10~12			1~12
東北	青森					
	岩手					1~12
	宮城					
	秋田					
	山形					
福島						
関東	茨城					1~12
	栃木					
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川					
北陸	山梨					
	長野					
	静岡					
東海	新潟					
	富山					
	石川					
近畿	福井					
	岐阜					1~12
	愛知					
	三重					1~12
	滋賀					
中国・四国	京都					
	大阪					
	兵庫					1~12
	奈良					
	和歌山					
	鳥取					
	島根					
九州	岡山					
	広島					1~12
	山口					
	徳島					
	香川					
	愛媛					
九州	高知					
	福岡					
	佐賀					
	長崎					1~12
	熊本					1~12
九州	大分					1~12
	宮崎				4~ 7	1~12
九州	鹿児島					
	鹿児島					
沖縄	縄			6~ 9	7~ 8	1~12

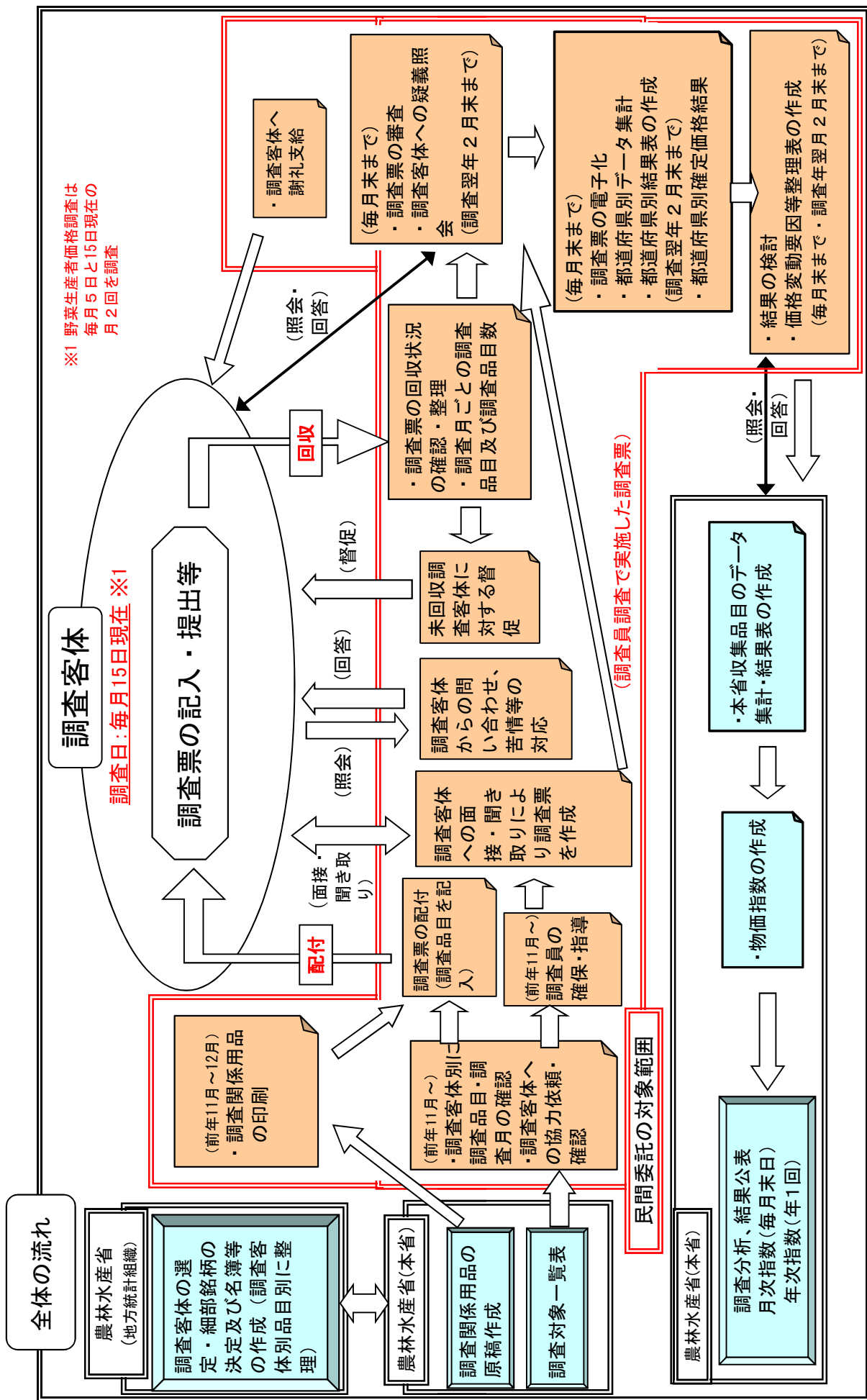
類 別		野 菜	
品 目 名		白ねぎ	青ねぎ
コード番号		2220	2230
調査月		1~12	1~12
北 海 道		7~10	
東 北	青 森		9~12
	岩 手		9~12
	宮 城		5~12
	秋 田		9~12
	山 形		9~12
	福 島	1~ 3	10~12
関 東	茨 城		7~12
	栃 木	1	8~12
	群 馬	1~ 3	9~12
	埼 玉	1~ 4	11~12
	千 葉	1~12	
	東 京		
	神奈川	1~ 3	10~12
	山 梨		
	長 野		
静 岡	1~ 3	12	
北 陸	新 潟		10~12
	富 山		8~12
	石 川		8~12
	福 井		9~12
東 海	岐 阜		10~12
	愛 知	1~ 9	12
	三 重		1~ 9 12
近 畿	滋 賀		4~12
	京 都		1~12
	大 阪		1~12
	兵 庫		1~12
	奈 良		1~12
	和歌山		
中 国・四 国	鳥 取	1~12	
	島 根		7~12
	岡 山		
	広 島		1~12
	山 口		1~12
	徳 島		
	香 川		1~10
	愛 媛		1~ 6 12
	高 知		1~12
九 州	福 岡		1~12
	佐 賀		1~ 6 12
	長 崎	1~ 5	9~12
	熊 本		1~ 3 10~12
	大 分	1~ 7	11~12
	宮 崎		
鹿 児 島	1~ 6	12	
沖 縄			

農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月

類	品 目 名	必 須 調 査 期 間	
種 苗 及 び 苗 木	種 子	1～5月	12月
	きゅうり種	1～6	9～12
	すいか種	1～4	10～12
	メロン種	1～4	
	苗 球はくさい種	4～10	
	苗 キヤベツ種	1～3	7～12
	ねぎ種	1～9	
	及 たまねぎ種	7～9	
	だ いこん種	6～10	
	に んじん種	3～9	
	び 種 ばれいしょ	1～3	12
	飼 料 用 とろこし種	3～7	
	イ タリアンライグラス種	1～3	10～12
	苗 チモシー種	4～10	
	水 稲 苗	4～7	
木 きゅうり 苗	4～6		
な す 苗	4～6		
ト マ ト 苗	4～6		
メ ロ ン 苗	2～5		
賃 借 料 及 び 料 金	水稲耕起・代かき料金(トラクタ使用)	4～7	
	田植料金(田植機使用)	4～7	
	稲刈料金(コンバイン使用)	9～11	
	もみすり賃	9～11	
	共同施設料(稲)	1～3	9～12
	共同施設料(麦)	6～10	
	共同施設料(野菜)	4～10	
共同施設料(果実)	1～3	10～12	

※ 調査期間については、前回(平成17年)基準の調査期間であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成24年調査から調査期間を変更する場合がある。(平成23年7月決定予定)

農業物価統計調査の流れ図（平成24～26年の実施方法）（案）



調査客体配付用品一覧

番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳
1	農業物価統計調査調査のあらし	○	○	11	11～12月	$(2,170(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 1,306(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 1.05 = 3,650$
2	農業物価統計調査調査票(他計調査用)	○	○	11	11～12月	$(1,263(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 754(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 2 \times 1.05 = 4,240$
3	農業物価統計調査調査票(自計調査用)	○	○	11	11～12月	$(911(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 531(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 2 \times 1.05 = 3,030$
4	農業物価統計調査送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	×	11～12月	$(2,170(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 1,306(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 1.05 = 3,650$
5	農業物価統計調査返信用封筒(調査票を郵送で回収する場合)	×	○	×	11～12月	郵送で回収を希望する調査客体に配付
6	農業物価統計調査記入の仕方(他計調査用)	○	○	11	11～12月	調査員調査を行う場合、調査員に配付 $247(\text{平成23年度調査員数}) \times 3(\text{一般・野菜・資材用}) \times 1.05 = 780$
7	農業物価統計調査記入の仕方(自計調査用)	○	○	11	11～12月	$(911(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 531(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 1.05 = 1,520$
8	オンライン調査協力をお願い	○	○	11	11～12月	$(2,170(\text{一般農産物生産者価格調査客体数}) + 1,306(\text{農業生産資材価格調査客体数})) \times 1.05 = 3,650$
9	オンライン調査操作ガイド	○	○	11	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付
10	オンライン調査操作ID、パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を希望する調査客体に配付

農業物価統計調査

審査・集計・検討事項一覧表

目 次

I	農業物価統計調査とは	
1	調査の重要性	1
2	調査の種類等	1
3	調査の方法	2
4	農産物生産者価格調査	2
5	農業生産資材価格調査	3
II	調査に当たっての留意事項	
1	農産物生産者価格調査	5
2	農業生産資材価格調査	5
III	調査票の準備	
1	調査品目及び調査月の確認	6
2	調査票の準備	6
3	調査票の確認	6
IV	調査票の審査	
1	調査票の確認	12
2	報告価格の審査・検討	12
V	都道府県別結果表の審査等	
1	調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成	14
2	都道府県別平均価格の審査・検討	14
3	価格変動要因等整理表の作成	15
VI	調査に関するQ & A	
1	農産物生産者価格調査	16
2	農業生産資材価格調査	17
3	共通事項	19

参考

I 農業物価統計調査とは

1 調査の重要性

農業物価統計調査は、農業経営に関係のある農産物、農業生産資材の価格を把握し、その結果を総合して物価変動を測定する農業物価指数を作成することを目的として実施する調査です。

農業物価指数は、各種農業施策を円滑かつ的確に推進するための資料としてはもとより、農業情勢の把握のために各方面に幅広く利用されるとともに、この調査により得られる価格データは、畜産物等の補助金の算定に欠かせないものとなっています。

2 調査の種類等

農業物価統計調査には、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査があります。

調査の種類	調査の内容	調査の対象	調査の実施時期
農産物生産者価格調査	農家が生産した農産物の販売価格(消費税を含む。)から、出荷経費を控除した価格(農家の手取り額)を調査します。	主に農協等の集荷団体を調査対象としています。	農産物ごとに調査する月がそれぞれ決められていますので、調査品目ごとに決められた月のみ調査します(農産物は、それぞれ栽培・出荷時期が異なりますので、調査月は必ずしも一律ではありません。)
農業生産資材価格調査	農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格又はサービス料金を調査します。(消費税を含む。)	主に小売店、農協等を調査対象としています。	1年を通じて、毎月調査します。ただし、季節調査品目(種苗及び苗木、賃借料及び料金)については、決められた月のみ調査します。

3 調査の方法

調査は、以下のとおり行います。

- ① 調査客体が他計調査(調査員調査)を選択した場合
調査員が調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
- ② 調査客体が自計調査(郵送調査、オンライン調査、FAX)を選択した場合
ア 郵送又はFAXにより調査票を配布し、調査客体が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法
イ 調査員が調査客体を訪問し、調査票を配布し、調査客体が記入した調査票を直接回収する方法
ウ 調査客体が農業物価統計調査オンライン調査システム(政府統計共同利用システム)から取得した電子調査票を用いて回答を行い、記入済みの電子調査票を同システムに登録する方法
- ③ 農林水産省農業物価統計調査事務局(以下「事務局」という。)の創意工夫により設定する方法

4 農産物生産者価格調査

(1) 調査品目

調査品目は、農業物価統計調査における民間競争入札実施要項(以下「仕様書」という。)別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農家が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目(以下「指数採用品目」という。)及び行政施策上重要な品目等(次期基準改定において指数に採用される見込みのある品目を含む。)(以下「価格調査品目」という。)を選定したものです。

(2) 調査銘柄(銘柄等級及び細部銘柄)

① 銘柄等級

当該品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。

② 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される調査品目一覧表のとおりです。

ア 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること

- イ 最も多く出回っている銘柄であること
- ウ 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- エ 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

(4) 調査客體

調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）を対象としており、調査客體は農林水産省から貸与される調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

- ① 品目別の調査月については、仕様書別紙5のとおり定めています。
- ② 調査日については、以下のとおりとしますが、特別な事情（調査日に調査品目に取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とします。

ア 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

原則毎月15日現在

イ 野菜生産者価格調査

原則毎月5日及び15日現在（月2回調査）

5 農業生産資材価格調査

(1) 調査品目

調査品目は、仕様書別紙3のとおり定めています。これらの品目は、農家が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目及び行政施策上重要な品目等を選定したものです。

(2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）

① 銘柄等級

当該品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙3のとおり定めています。

② 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される調査品目一覧表のとおりです。

ア 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること

イ 最も多く出回っている銘柄であること

ウ 長期間継続して調査が可能な銘柄であること

エ 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙3のとおり定めています。

(4) 調査客体

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力をもち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを対象としており、調査客体は農林水産省から貸与される調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

① 調査月は毎月です。ただし、季節調査品目（種苗及び苗木、賃借料及び料金）については、仕様書別紙6のとおり定めています。

② 調査日については、原則毎月15日現在としますが、特別な事情（調査日に調査品目に取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とします。

Ⅱ 調査に当たっての留意事項

1 農産物生産者価格調査

- 報告する価格は、実際の取引に基づき農家が受け取る価格（消費税を含む。）です。価格の定義、報告する価格の計算方法等については、別添1を参照してください。
- 調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査客体や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査客体において調査品目を取り扱わなくなった
 - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転したまた、調査客体の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

2 農業生産資材価格調査

- 報告する価格は、調査客体における実際の取引に基づき農家等に販売した平常時の価格（消費税を含む。）で、一時的な安売り価格や値引き価格は調査対象としません。価格等の定義、報告価格の計算方法等については、別添2を参照してください。
- 調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査客体や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査客体において調査品目を取り扱わなくなった場合
 - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合
 - ③ 指定された調査品目がモデルチェンジされ、価格が大きく変わる場合
 - ④ 調査品目の製造メーカーや仕入先が変わった場合などまた、調査客体の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

Ⅲ 調査票の準備

農業物価統計調査の調査票は、4種類あります。

調査の実施前に、調査客体が選択した調査方法別に以下により調査票の準備をしてください。

調査票の種類		調査方法
他計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜調査票	調査員による面接又は電話による聞き取り
自計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜調査票	郵送調査、オンライン調査、FAX調査

1 調査品目及び調査月の確認

調査の開始前に、農林水産省から貸与される調査対象一覧表及び調査品目一覧表を基に、全ての調査客体に対して調査品目及び調査月を確認してください。

2 調査票の準備

調査票には、調査開始前に次の記入の仕方を参照し、必要な事項を記入してください。

オンライン調査の場合は、必要な事項を「調査対象者ID作成ツール」に入力してください。

3 調査票の確認

2により記入又は入力された事項について、次のとおり確認してください。

(1) 指標部に誤りがないか。

オンライン調査用の場合は、当該調査月となっているか。

必要に応じて調査対象一覧表を確認する。

調査年	都道府県番号	指定先番号

【他計・自計調査用】

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号

【オンライン調査用】

(2) 品目名等

- ① 当該調査客体の対象品目コードと品目名に誤りがないか。
また、当該品目の銘柄等級となっているか。
- ② 細部銘柄は、当該調査県の指定した細部銘柄となっているか。
必要に応じて調査品目一覧表を確認する。
- ③ 調査単位に誤りはないか。
- ④ 当該品目の調査期間となっているか。

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間

農業物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票の準備(他計調査用)

事務局において設定した整理番号を記入してください。

お問い合わせ先等は調査開始前に必ず記入してください。

農 林 水 産 省		農業物価統計調査														
農 林 水 産 省		一般農産物・農業生産資材価格調査票														
調査年	都道府県番号	指定先番号	整理番号	調査期間												
9810	02	0101	農林 天町	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考				
品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1430	ばれいしょ	食用	マークアーン	10kg												
1820	肥青豚		生体	1~12												
1820	くわ		大正豚、 ステアレンス	1丁												

調査年、都道府県番号、指定先番号を調査開始前に必ず記入してください。

品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位及び調査期間は調査開始前に必ず記入してください。
なお、調査の際に細部銘柄に変更があった場合は農林水産省の担当者ご連絡してください。

農業物価統計調査 野菜価格調査票の準備（他計調査用）

事務局において設定した整理番号を記入してください。

お問い合わせ先等は調査開始前に必ず記入してください。

調査年、都道府県番号、指定先番号を調査開始前に必ず記入してください。

品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位及び調査期間は調査開始前に必ず記入してください。なお、調査の際に細部銘柄に変更があった場合は農林水産省の担当者に連絡してください。

農業物価統計調査			野菜価格調査票		
都道府県番号 40	調査年 2010	指定先番号 0102	調査期間 7~11	整理番号 農産物価統計調査事務局 000-000-XXXX 000-000-XXXX	
品目コード 2180	品目名 キャベツ	銘柄等級 M	細部銘柄 青春	調査単位 10kg	担当者名 藤林 花子

報告価格
生産者の受取価格
A-a, B-a, C-a, C-b

販売価格
A 生産者(消費税込み販売価格)
B 集出荷問屋(消費税込み販売価格)
C 市場(市場価格)

出荷価格に裏した経費
a 生産者の出荷経費(輸、運送料、包装、荷造り費など)
b a+ 販売経費(卸、農協等手数料)
c b+市場手数料

農作物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票の準備(自調査用)

調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号を
実査前に必ず記入してください。

品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位は実査前に記入します。
なお、実査の際に細部銘柄に変更があった場合は本省担当者ご連絡してください。

お問い合わせ先等は実査前に必ず記入してください。

事務局において設定した整理番号を記入してください。

農林水産省		都道府県番号		指定先番号							
調査年	2010	細部銘柄番号	02	0201							
農作物価統計調査					整理番号						
一般農産物・農業生産資材価格調査票					農作物価統計調査事務局						
					電話番号	XXX-XXX-XXXX					
					FAX番号	XXX-XXX-XXXX					
					担当者名	農林 次郎					

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	報告価格は、次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。						備考	
						1月	2月	3月	4月	5月	6月		
1190	ばれいしよ	食用	メーカーン	10kg	8~9								
1820	肥育豚			生体 10kg	1~12								
1190	くわ	平くわ 柄つき	大正練 ステンレス	1丁	1~12								

農産物の報告価格 (生産者の受取価格) A-a, B-b, C-c	=	販売価格 A 生産者(消費税込み販売価格) B 業出団体(消費税込み販売価格) C 市場(市場価格)	-	出荷原価に算じた経費 a 生産者の出荷経費(例:運送料、包装・荷造り費など) b a+販売経費(例:農協等手数料) c b+市場手数料
農業生産資材の報告価格 = 小売価格(消費税込み販売価格、利用料金)				

農業物価統計調査 野菜価格調査票の準備 (自計調査用)

**調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号を
実査前に必ず記入してください。**

農 林 水 産 省	都 道 府 県 番 号	指 定 先 番 号
2010	02	0209

○ 調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号は、調査票に必ず記入してください。

報告価格
(生産者の受取価格)
(A-a、B-b、C-c)

=

販売価格
A 生産者 (消費税込み販売価格)
B 集出荷団体 (消費税込み販売価格)
C 市場 (市場価格)

-

出荷販売に要した経費
a 生産者の出荷経費 (例、運送料、包装、荷造り費など)
b a+販売経費 (例、農協等手数料)
c b+市場手数料

○ 報告価格は次のとおりとなりますので、これを基に算出してください。

農業物価統計調査 野菜価格調査票

お問い合わせ先 農業物価統計調査事務局
電話番号 XXX-XXXX-XXXX
FAX番号 XXX-XXXX-XXXX
担当者名 農林 花惠

○ 事務局において設定した整理番号を記入してください。

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間	調査日												備考																					
						7月	8月	9月	10月	11月	12月																												
2180	キャベツ	M	青春	10kg	7~11	5日	15日	5日	15日	5日	15日	5日	15日	5日	15日																								
						5日	15日	5日	15日	5日	15日	5日	15日	5日	15日																								

**品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位は実査前に記入します。
なお、調査の際に細部銘柄に変更があった場合は、本省担当者に連絡してください。**

IV 調査票の審査

1 調査票の確認

回収した調査票は、事務局が設定した方法により以下の事項について確認・整理してください。

- ① 当該調査月に入力する調査票が全て揃っているか。
- ② 報告価格は全て記入又は入力されているか。

2 報告価格の審査・検討

報告価格は、前月及び前年同月の価格データと十分比較し、以下の審査項目に添って審査・検討してください。また、必要に応じて調査客体に確認してください。審査・検討の結果、誤りがあった場合は調査票を修正します。

① 報告価格が欠けていないか。

調査票の報告価格欄（緑枠）が空欄又は「0」となっている場合があります。このような場合には、調査客体に確認するとともに、「VI 調査に関するQ&A」を参考に報告価格を補完してください。

② 調査単位に誤りはないか。

調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合がありますので、注意してください。

③ 消費税が含まれているか。

④ 一時的な安売り価格や値引き価格ではないか。

農業生産資材の場合、小売店等において在庫処分等を行う際に廉売価格となることがありますが、平常時の価格としてください。「VI 調査に関するQ&A」を参考にしてください。

⑤ 農産物（一般農産物、野菜）の場合、出荷に要する経費を控除しているか。

農産物生産者価格とは、農家などの生産者が生産した農産物の販売価格から、出荷に要する経費を控除した価格のことをいい、農家受け取り価格ともいわれています。

出荷に要する経費については、別添3において調査品目ごとの平均的な目安[※]を示していますので参考としてください。

注：ここで示す出荷に要する経費についてはあくまでも目安であり、調査客体によって控除する経費が異なるので、注意してください。

また、あらかじめ経費を控除している報告価格もあります。

⑥ 奨励補助金等が含まれるべき調査品目において、当該補助金等が加算されているか。

奨励補助金等が含まれるべき調査品目は、小麦、裸麦、六条大麦、二条大麦、大豆、かんしょ（加工用）、ばれいしょ（加工用）、てんさい、さとうきび、生乳の10品目です。

なお、別添4において調査品目ごとの平均的な目安を示していますので参考としてください。

⑦ 細部銘柄に変更はないか。

細部銘柄に変更があると、報告価格に大きな変動が生じます。

細部銘柄に変更があった場合は、「VI 調査に関するQ&A」に基づき、必要な処理を行ってください。

⑧ 新聞等の業界情報及び各地方卸売市場の価格の動向と合致しているか。

農産物（一般農産物、野菜）の場合は、天候に伴う生育や品質により市場価格等が変動することがあります。また、同一の品目であっても調査県によって出荷の時期が異なります。

農業生産資材の場合は、肥料や飼料等が月によって変動することがあります。

このため、様々なバックデータを用いて検討してください。

なお、別添5において、報告価格の審査・検討に使用している主な資料を示しますので参考としてください。

V 都道府県別結果表の審査等

次に示す事項は、毎月の結果の審査等についてのものですが、年間の結果についても同様に審査等を行ってください。

1 調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成

- (1) 審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与される都道府県別集計プログラムを用いて電子化します。
また、①及び②について確認し、誤りがある場合は修正してください。
 - ① 必要項目^{注)}に入力ミスはないか。
注：調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号、品目コード及び報告価格
 - ② 入力した必要項目について、桁ズレはないか。
- (2) (1)の電子化及び確認が終了後、都道府県別に集計・平均価格を作成してください。

2 都道府県別平均価格の審査・検討

農業物価統計調査の都道府県別結果表は、調査客体の報告価格の総和平均により算出しています。

審査・検討に際しては、都道府県別集計プログラム内の「前月・前年検討リスト」を参照してください。

また、検討の結果、誤りがあった場合は、上記1により調査票及び入力データを修正してください。

(1) 調査品目ごとに前月及び前年同月価格データと十分比較する。

農産物（一般農産物、野菜）については前年同月比±20%以上、農業生産資材については前月比±5%以上の差があった場合には、必ず以下の審査項目に添って検討し、必要に応じて調査客体に確認してください。

この場合、「前月・前年検討リスト」において*が表示されますので参考としてください。

(2) 新聞、経済連情報、市況情報、調査客体からの情報等により調査品目ごとの動向を把握し検討する。

検討した結果、次のような場合には、調査票の審査へ戻り、調査客体の報告価格を確認します。

- ① 平均価格がバックデータの動向と逆転している場合

例： バックデータでは前年同月比がプラスであるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比でマイナスとなっている。

- ② 平均価格はバックデータの動向と一致しているものの、価格の騰落率が大きい場合

例： バックデータでは前年同月比+10%前後であるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比で+40%となっている。

3 価格変動要因等整理表の作成

上記2に基づき審査・検討を行った結果、価格の動向が妥当であれば、その動向を価格変動要因等整理表に記入します。

様式及び記入例については、仕様書別紙10を参照してください。

VI 調査に関するQ & A

1 農産物生産者価格調査

Q 農産物生産者価格調査で調査する農産物生産者価格とは、どのような価格をいうのですか。

また、そのような価格を調べる理由は何ですか。

A 農産物生産者価格とは、農家などの生産者が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から出荷に要する経費を控除した価格のことをいい、農家受け取り価格ともいわれています。

また、経費を控除した価格を用いて指数を作成することにより、毎月変動する経費の変化や地域差などによって生じる変動要因を排除することができ、農業における産出に係る物価の純粋な変動を測定することができます。

Q 実際の販売価格や出荷に要する経費をなかなか教えてもらえません。その場合、どうしたらよいですか。

A 産地間の競争などの事情から、実際の販売価格や経費を教えてもらえない場合もありますが、調査価格の信頼性を高めるため、調査客体に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

ただし、経費についてどうしても把握することができない場合には、別添3を参照してください。

Q 季節調査品目で月初め又は月末には出回っているが月央の出回りがないため、調査日現在の調査が不可能な場合はどうしたらよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

- (1) 月末には出回りがある場合は、月末の平均的な価格
- (2) 月初めには出回りがある場合は、月初めの平均的な価格

また、(1)、(2)における平均的な価格とは、月初め又は月末で出回りがある期間の平均価格を想定しています。

農産物の出荷始期においては、通常の商品からかい離する価格となる場合が想定されることから、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

なお、報告期日（調査日が属する月の末日）に間に合わない場合は、農林水産省の担当者へ連絡してください。

Q 報告価格が「赤字」となった場合は、どうすればよいですか。

A 農産物生産者価格については、農家受け取り価格が短期間では赤字となることがあります。その場合、報告価格は調査した赤字価格（例：-50など）とし、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

2 農業生産資材価格調査

Q 農業生産資材価格調査では、小売価格を調査することになっていますが、定価（標準小売価格）を調べるのですか。

A 例えば、大企業製品の場合、製造業者が小売販売価格まで指示しているケースがしばしば見られます。これはメーカー側の希望小売価格とも言えるもので、実際の店頭での小売価格は、企業間の販売競争や新製品の登場、又は季節的な廉売によって価格が上下するものです。

本調査ではこのような価格ではなく、各地域における需給関係や経済動向を反映した実際の店頭での消費税込みの小売価格（実勢価格）を調査します。

Q 実勢価格はなかなか教えてもらえませんが、どうすればよいですか。

A 税金や同業者間の競争などの事情から、実際の販売価格を教えてもらえない傾向が見られますが、調査価格の信頼性を高めるため、調査客体に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

Q 農業生産資材価格調査では、平常時の小売価格を調査することになっていますが、一部の小売店では、調査日に赤札などを付け、廉売品と称して常時売っている場合もあります。異常価格として調査から除くものと、平常時の価格として調査すべき廉売価格との区別はどうするのですか。

A 月に数回又は週に1回等と決めて、特売日やサービスセールとして平常より安く売られている場合、又は季節後れの残品投売りの場合などにおける一時的な廉売価格は、調査しません。

ただし、廉売が調査日を含めて8日以上続いている場合は、その価格を調査し、7日未満の場合は、通常価格を調査してください。

Q 農機具や自動車について、販売価格はそのままにして、付属品をサービスしたり、旅行に招待する場合があります。このような場合は、値引きとして取り扱うのですか。

A 農機具や自動車の値引きの形態には、単に価格そのものを下げることがありますが、質問のような形態もあります。

本調査の目的は、商品自体が持つ経済価値に対する市場価格の変動を把握することなので、販売の際にサービスされる付属品がある場合には原則としてその評価額を控除した本体のみの価格を把握してください。

この取扱いは、「旅行への招待」などについても同様としますが、売買契約の中で明確に約束されている場合に限定し、抽選などの結果による場合は控除の対象としないでください。

なお、農機具、自動車の購入の際にサービスされる標準的な工具は、本体価格に含めてください。

Q 農機具や自動車などはモデルチェンジや新製品の発売が行われますが、調査銘柄変更としてはどのように取り扱うのですか。

A モデルチェンジ等の例を見ると、単に外観の変更のみにとどまっているものから、性能の変化が伴っているものまで多様であることから、次のとおり取り扱ってください。

(1) モデルチェンジの内容が、単に外型を美しくするとか、わずかな改造を行った程度で、ほとんど効用が変わらないと判断される場合は、新旧の商品は同じ調査銘柄とみなし価格の騰落として取り扱います。

(2) 新製品の内容が、おおむね旧調査銘柄の範囲内（価格水準を含む。）にあり、かつ調査客体の製品に旧モデルの代替製品がない場合は、(1)と同様に取り扱います。

(3) モデルチェンジ又は新製品の内容が(1)又は(2)を超えるものであり、新旧製品の価格に大きな差がみられる場合は、調査最終月まで接続価格を報告価格とし、調査開始月に銘柄変更処理を行います。

(3 共通事項 参照)

Q 調査客体において時々しか販売されないため、たまたま調査不能となった場合には、当月価格は報告しなくてもよいですか。

A 調査日にたまたま調査銘柄に指定した商品がない場合には、当月の他の日の価格を調査してください。

なお、上記により価格を調査できない場合には、調査日に仮に注文があったとして、その場合の販売予定価格を調査してください。

Q 調査客体において調査品目の仕入先を変更したために価格変動が生じた場合、どのように取扱えばよいですか。

A 同一の調査客体において、調査銘柄が同一の場合には、仕入価格の変動と考え、価格の騰落として取扱います。

なお、価格の騰落が著しい場合には、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

3 共通事項

Q 以下の場合はどうするのですか。

- (1) 年途中で調査客体が休業又は廃業及び調査品目の取扱いを中止した場合
- (2) 年途中で細部銘柄の出回りがなくなったり、市場での中心的地位を失った場合

A (1)又は(2)が判明した時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。農林水産省では、可能な限り代替の調査客体、調査銘柄の選定を行いますが、調査開始月以外の時期に代替選定が行われた場合は、調査最終月まで以下の方法を用い、接続価格を報告価格としてください。また、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

【接続価格の算定方法】

- ① 新しい調査客体又は調査銘柄の前月及び当月の価格を把握する。
- ② これまでの調査銘柄の前月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月～12月)の調査銘柄aの取扱いがなくなったため4月(年途中)から新しい調査銘柄dを選定した場合

- ① 新しい調査銘柄dの3月及び4月の価格を把握する。
3月価格・・・2,500円
4月価格・・・2,500円
- ② これまでの調査銘柄aの3月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。
調査銘柄aの3月価格・・・1,000円
調査銘柄dの価格の騰落率・・・2,500円(4月価格)／2,500円(3月価格)

$$\text{接続価格} = 1,000円 \times 2,500円 / 2,500円 = 1,000円$$

調査開始月に代替選定又は調査銘柄の変更が行われた場合は、銘柄変更処理を行い、指数の連続性を保ちますので、以下の事項を整理し、価格変動要因等整理表に記載してください。

- ③ そ及月(直近の調査最終月)に本省へ報告した都道府県平均価格
- ④ 新しい調査客体又は調査銘柄のそ及月の価格を把握し、その価格を含めたそ及月の都道府県平均価格

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月～12月)の調査客体Hが調査銘柄aの取扱いを中止したため、1月(調査開始月)から新調査銘柄dを選定した場合(調査県Eでは、調査品目Aを調査客体F、G、Hで調査しており、調査客体F、Gでは変更がないものとする。)

- ③ そ及月(直近の調査最終月)に本省へ報告したE県平均価格
そ及月(前年12月価格)の本省報告価格・・・1,400円

(内訳)前年12月の客体別価格

調査客体F	1,500円
調査客体G	1,700円
調査客体H	1,000円

- ④ 新調査銘柄dのそ及月(直近の調査最終月)の価格を把握し、その価格を含めたそ及月のE県平均価格
そ及月(前年12月価格)のE県平均価格・・・1,900円

(内訳)新銘柄dを含んだ前年12月の客体別価格

調査客体F	1,500円
調査客体G	1,700円
調査客体H	2,500円

変更がないので、そ及月(前年12月)の価格はそのまま
← 新しい調査銘柄dのそ及月(前年12月)の価格

【参考】銘柄変更処理について

物価指数は、同一対象、同一時点、同一調査銘柄について、その価格を時系列的にとらえ、基準年の物価に対しての価格変動を表すものであり、比較時価格(全国月平均価格)を基準時価格で除して算出します。

調査客体や調査銘柄を変更した場合、本来の物価騰落要因とは違う理由で比較時の価格水準が変動することとなり、実態を的確に反映した物価指数が算出

されません。このような変更に伴う価格差を指数に影響させないため、物価指数の算出の仕組みから、基準時価格を変更することにより連続性を保つ処理を行っています。また、この銘柄変更処理は調査開始月に行います。

Q 調査客体において調査月に取扱いがない場合は、価格欠（報告価格をゼロ）としてもよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

また、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

- (1) 農産物の場合、もちあい価格(前年同月価格)
- (2) 農業生産資材の場合、もちあい価格(前月価格)又は注文があった場合の販売予定価格

【参考】

① 調査品目Hで、5月にA指定先で取扱いがなくなり価格が欠となった場合(A指定先以外は価格変動なし)

4月	
A指定先	1,000
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,500

基準時価格	2,500
物価指数	100.0

5月 (A指定先・価格欠)	
A指定先	(欠)
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,750

基準時価格	2,500
物価指数	110.0

5月 (A指定先・もちあい価格にした場合)	
A指定先	1,000
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,500

基準時価格	2,500
物価指数	100.0

※ 5月にA指定先の価格が欠となったために、品目Hの物価指数及び平均価格について、A指定先以外の価格に変動がないのに、5月については4月から変動(上昇)してしまう。

② 調査品目Sで、C指定先において4月末に取扱いがなくなり、5月からD指定先に変更した場合

4月		5月 (新指定先Dの価格をそのまま報告した場合)		5月 (接続価格を算出し報告した場合)	
A指定先	2,000	A指定先	2,000	A指定先	2,000
B指定先	2,500	B指定先	2,500	B指定先	2,500
C指定先	3,000			接続価格	3,300
		D指定先	4,400		
平均	2,500	平均	2,967	平均	2,600
基準時価格	2,500	基準時価格	2,500	基準時価格	2,500
物価指数	100.0	物価指数	118.7	物価指数	104.0

※ 5月から指定先を変更し、D指定先の価格で算出すると、5月の平均価格及び指数については、指定先変更と言う要因で4月から変動(上昇)してしまう。

※ 接続価格の算出方法

$$C指定先4月価格(3000円) \times (D指定先5月価格(4400円) / 4月価格(4000円)) = 3300円$$

参考

- 別添 1 報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）
- 別添 2 報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）
- 別添 3 農業物価統計調査 控除経費等の目安（農産物生産者価格調査）
- 別添 4 農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧
- 別添 5 審査・検討に使用している資料等

報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）

○ 販売価格等（消費税込み）と経費について、価格の定義に示したとおりに計算し価格を算出してください。
なお、販売価格等の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等（消費税込み）	経費	備考
米	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○ 全農県本部	○ 県産の米の入札価格（全国米穀 取引・価格形成センターの入札結果） 又は相対取引価格 ○ 農家からの買取価格	農協等手数料、運送料、紙 袋代、包装・荷造り費、精米 代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者			
麦	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金等を加算した額。	○ 全農県本部	○ 入札価格又は農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等	農協等手数料、運送料、紙 袋代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等		
雑穀（そば）	販売価格から諸経費を 控除した価格。	同上	○ 販売価格又は農家からの買取価格	農協等手数料、運送料、諸 材料費	
大豆	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金等を加算した額。	○ 全農県本部	○ 入札価格又は農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等 ○ 農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等	農協等手数料、運送料	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者			
その他	販売価格から諸経費を 控除した価格。	同上	○ 販売価格又は農家からの買取価格		
いも	販売価格から諸経費を 控除した価格。 なお、加工用は奨励補 助金等を加算した額。	○ 農業協同組合 ○ 出荷組合 ○ 全農県本部	○ 販売価格又は農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等（加工用）	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者 ○ 卸売市場	○ 販売価格又は農家からの買取価格 ○ 市場価格（卸売市場）	市場手数料、農協等手数 料、運送料、箱代、諸材料 費、包装・荷造り費、選果料	
果実	販売価格から諸経費を 控除した価格。	同上			

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等(消費税込み)	経費	備考
葉たばこ	JT買入価格。	○日本たばこ産業			○農林水産省において、JITから入手した資料をもとに算出(実査不要)。
	販売価格から諸経費を控除した価格に奨励補助金等を加算した額。	○農業協同組合 ○製糖会社	○販売価格 ○奨励補助金等	農協等手数料、運送料、諸材料費	
てんささいび さとうきび	販売価格から諸経費を控除した価格。	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格	農協等手数料、運送料	
	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費	
花	同上	○農業協同組合 ○出荷組合 ○卸売市場	○販売価格 ○市場価格(卸売市場)	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費、包装・荷造り費、選果料、市場手数料	
	同上	○全農本部 ○農業協同組合	○販売価格	農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費	
鶏卵	販売価格から諸経費を控除した価格に奨励補助金等を加算した額。	同上	同上	農協等手数料、集送乳経費、取引検査料	当月の価格が不明な場合は前月価格でも可
	販売価格から諸経費を控除した価格。	○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格又は市場価格(枝肉価格)	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	
畜産物	同上	○全農本部 ○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格(畜産市場)	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	○当月の価格の把握が困難な場合には、前年同月価格(保合価格)を使用
	同上	同上	同上	農協等手数料、取引検査料、市場手数料	
繭	同上	○全農本部 ○農業協同組合 ○出荷組合	○販売価格	農協等手数料、運送料	
	同上	同上	同上	農協等手数料、運送料、諸材料費	
野菜	販売価格から諸経費を控除した価格(5日及び15日の価格)。	○農業協同組合 ○集出荷業者 ○卸売市場	○販売価格又は市場価格(2日間の価格)	市場手数料、農協等手数料、運送料、箱代、諸材料費、包装・荷造り費、選果料	

(注) 調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）

- 販売価格（消費税込み）とは、実勢価格＝実際に販売している価格です。
 なお、販売価格の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格（消費税込み）	備考
種苗及び苗木	調査日現在の実勢価格。	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	調査月に在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。
畜産用動物	同上	○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格	調査月に取引がない場合には、前月価格（保合価格）とする。
肥料	同上	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。
飼料	同上	同上	同上	同上
農業薬剤	同上	同上	同上	同上
諸材料	同上	同上	同上	同上
光熱動力	下記以外	○小売店	○販売価格	同上 なお、ガソリン、灯油及び農用電力は農林水産省において把握（実査不要）
	水道料	○市町村（水道課、水道局等）	○1か月の水道料金	
農機具	調査日現在の実勢価格。	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。 なお、ホース及びパーソナルコンピューターは農林水産省において把握（実査不要）
自動車・同関係料金	同上	○小売店	同上	同上
建築資材	同上	同上	同上	同上 なお、塗料は農林水産省において把握（実査不要）
農用被服	同上	同上	同上	同上
賃借及び料	調査月の利用料金。	○農業協同組合 ○生産組織 ○農業委員会	○利用料金	

（注）調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

農業物価統計調査 控除経費等の目安

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
うるち玄米	60 kg	132	181	208	774	774	5	228			1,166	210		
もち玄米	"		118								1,219			
うるち白米	10 kg		64		167						20.0%			
もち白米	"		101		167						20.0%			
小麦	60 kg					759	22	12			406			
裸麦	"													
六条大麦	50 kg				400		450				599			
ビール麦	"													
大豆	60 kg		126		648		248				748			
小豆	"		98								2.5~4%			
らっかせい	"													
いんげんまめ	"			303							3.5%			
かんしょ食用	10 kg	61	83	96	51						2~25%	4~10%		
かんしょ加工用	"													
ばれいしょ食用	"	82	72		86	115					1~5%	4~10%		
ばれいしょ加工用	1 t					8,100								
ばれいしょ種子用	20 kg													
りんご	10 kg	162		170	151	138	120	71			3.5~6%	7~9.5%		
みかん	"	90		186	128	175	19				0.7~8.4%	4.8~15.4%		
なつみかん(甘なつ)	"	61		227	215	64	25				1.5~8.6%	7~15.7%		
いよかん	"	104		100	264	500					2.2~8.6%	3.5~14.7%		
なし	"	213	4	61	149	131	112				0.8~12%	7~15%		
かき	"	114	141	155	116	206	15				1~10.6%	7~9%		
ぶどう(デカ7・巨峰)	4 kg	152	112	75	52	44	20	8			2~15%	3~10%		
ぶどう(ピオーネ)	5 kg	94	107		83	56	36				2~9.6%	7~10%		
もも	5 kg	131	12	71	92	79	32	29			1.3~5.7%	4.7~15%		
くり	10 kg	162	56	10	107						2.5~11%	6.1~10%		
うめ	10 kg	96	9	11	125	153	21				0.75~5.3%	4.2~10%		

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
キウイフルーツ	3.6 kg	162	227	70	75	41		4			0.88~4.1%	3.7~10%		
おうとう	2 kg	251			86	16					0.9.5.3%	7%		
すもも	5.6 kg	156	44	15	178	98		81	6		1~5.8%	5.3~7%		
しらぬい(デコボン)	5 kg	98		25	186	85					2.5.8.6%	7.0.12.8%		
バインアップル	10 kg										51.0%	32.0%		
てんさい	1 t													
さとうきび	"													
生薬	10 kg			525	9		22	128			0.5~4.5%	9.0%		
荒茶	"		59	85	42						0.8~5.3%	1.6~10%		
こんにやくいも	"	99			23						2.5.0.6%			
い草	"													
量表	1 枚										い業むたー	い販連1.5%		
きく(切花)	100本	189	4	237	350	129			30		1.5~10%	5~10%		
ばら(切花)	50 本	151		185	173	50		30	60		1.8~10%	5~10%		
カーネーション(切花)	100本	141	24	352	250	131		17	27		0.5~10%	5~10%		
カスミノウ(切花)	"	441		420	647	69			123		1.5~10%	9.3~11.4%		
りんどう(切花)	"	160		4	309	253			38		1.5~3%	10.0%		
チューリップ(切花)	"	123		140	138						1.0.6.0%	10.0%		
ゆり(切花)	"	541		421	669	492		10			1~3.6%	9~10%		
トルコギキョウ(切花)	"	328	33	60	581	326		29			1~13.9%	7~10%		
スターチス(切花)	"	347		30	398	50			60		1.5~4.5%	9.5~10%		
ガーベラ(切花)	"	129		20	137				32		1.5~3.2%	9.8.10.0%		
洋らん(切花)	"	1008		53	634						0.7~5.5%	5~10%		
チューリップ(球根)	1000球													
ゆり(球根)	100球			850							35.0%			
グラジオラス(球根)	1000球													
洋らん(鉢物)	1 鉢	366	8	50	295						1.5%	9.5~10%		
シクラメン(鉢物)	"	100		63	102						1.5~10%	8.5~35%		
プリムラ類(鉢物)	"	116		3	16							10~25%		
鶏卵	10 kg	96		93	76			120			1.5~12.5%	0.25~10%		

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
生乳	10 kg			48	52						0.2~15%	1~10.2%		
去勢肥育和牛若齢(肉畜)	生体 10kg				2,325			2,640			1~4.6%	1~5%		
めす肥育和牛(肉畜)	"				1,208			2,954			0.5~5.1%	0.5~6.1%		
乳おす肥育(和奶牛種)(肉畜)	"				4,625						1~2.5%	0.5~3.5%		
乳用肥育(交雑種)(肉畜)	"				2,913			174			1~7.8%	0.5~5.2%		
乳廃牛(肉畜)	"				1,281						1.8%	0.5~1%		
肥育豚	"				411						0.5~3.5%	0.5~3%		
ブロイラー	"				72						1.3%	10.0%		
ホルスタイン純粋種めす(子牛)	1頭				2,041						0.9~9.1%	0.5~2%		
ホルスタイン種おす(子牛)	"				1,190						1.7~6%	0.5~2%		
交雑種(子牛)	"				1,696						1.8%	0.5~2%		
肥育用乳用おす(和奶牛種)(子牛)	"				2,780						0.9~1.3%	1.8~2%		
肥育用乳用(交雑種)(子牛)	"				2,500						0.9~1%	0.5~2%		
和子牛めす(子牛)	"			315	3,409			3,000		1,050	0.5~1.7%	2~5%		
和子牛おす(子牛)	"			315	3,457			3,000		1,050	0.5~2%	2~5%		
子豚	"				5,000			2,053			0.6~2.5%	1.5~3%		
ホルスタイン純粋種(成牛)	"			700	3,867						1~1.8%	1.5%		
繁殖用めす和成牛(成牛)	"			525	4,452						0.5~3.5%	2~2.8%		
稲わら	10 kg										5.0%			
そば	45 kg				80			119			3.0%			
きゅうり	5 kg	53	6	31	51	91		21	30		0.4~13.5%	1~9.3%		
なす	"	67	9	61	55	56		5			0.1~15%	1~11.5%		
トマト	4 kg	72	10	39	49	69		35	12		0.1~6.6%	1~13.3%		
かぼちゃ	10 kg	84		5	114	122					0.7~17%	1~9%		
すいか	"	110		94	142	177					0.4~25%	1.5~9.3%		
いちご	1 kg	66	19	14	20	14			1		0.5~15%	1~11.1%		
ピーマン	10 kg	107		600	178	138		35			1~17%	1~9.5%		
メロン	"	109		37	146	71		100			2~18%	7~15%		
スイートコーン	"	93		143	128	13		25	45		0.8~4.3%	1.5~12.5%		
オクラ	100g	69	25								25~35%	7.7%		

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
はくさい	10 kg	95	27	168	98	17		3	33		0.6~15%	1~11.5%		
キャベツ	"	95		49	79	30		17	42		0.7~15%	1~9.5%		
レタス	"	112	84	124	127	17		51	44		1~22%	7.5~11.2%		
ほうれんそう	"	156	100	106	123	308		33	78		1~15%	1~9.3%		
白ねぎ	5 kg	85		39	78				12		0.5~11.5%	8~10%		
青ねぎ	"	77	25	74	133	25		50			1.8~15%	1~9.5%		
たまねぎ	10 kg	66	19	242	128	111		12			1~5.8%	4.3~10%		
にら	4 kg	107	6	314	110	4			29		0.8~4.2%	8~9.3%		
しゅんぎく	"	81	21	52	53				21		1.3~7%	1.1~9.3%		
にんにく	10 kg	76	42	262	150				415		12.5%			
プロッコリー	"	116		112	127				50		1.5~9.7%	1~10%		
アスパラガス	"	179	137	172	359	507		185	107		2~12.5%	5.3~8.5%		
みつば	1 kg	74		84	117						2~3.5%	1~8.5%		
こまつな	"	37		45	24						0.1~4%	8~8.5%		
チンゲンサイ	2 kg	59	26	62	56				19		0.3~6.5%	1~10%		
おおば	100g	120			125							8.5%		
だいこん	10 kg	102	63	32	99	136		1	23		0.5~12%	1~9.3%		
にんじん	"	76	6	37	119	98		30	25		1~13.3%	1~9.8%		
ごぼう	"	104	22	13	134	121			41		2~12.3%	1~9.3%		
さといも	"	76	98	51	70						2~4%	1~9%		
かぶ	"	97	6	116	94			30			1.1~12.5%	1~9%		
やまのいも	"	109		37	122	285		381	56		1~12.8%	1~8.7%		
れんこん	"	240		6	101						0.5~5%	4.3~13%		
しょうが	"	106			135			84			3.0%	6.5~9%		
さやえんどう	"	281	26	1,156	354	850		15	130		1~4%	8.5~11.5%		
さやいんげん	"	170		440	206	41		10	114		1~4.2%	6.5~13.5%		
えだまめ	"	192	293	130	139	45			71		1~4.6%	1~8.5%		

農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧

コード	調査品目名	奨励補助金等の名称	概要				参考 (平成21年 全国年平均価格)
			品質区分	1等	2等	要	
1080	小麦 円/60kg	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金 (平成22年度)	A	2,110	950	担い手の生産コストのうち、生産物の販売収では賄えない部分を補う対策。 数量当たり単価は品質に応じた格差を設定。	5,302円 (H21.3廃止となつた契約生産奨励金を含む。)
			B	1,610	450		
			C	1,460	300		
D	1,402	242					
		品質取引	60~15				
		合計	2,160~242円				
1090	裸小麦 円/60kg	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	A	2,305	1,145	小麦と同様	5,086円 (H21.3廃止となつた契約生産奨励金を含む。)
			B	1,805	645		
			C	1,655	495		
D	1,572	412					
		合計	2,305~412円				
1100	六条大麦 円/50kg	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	A	1,642	676	小麦と同様	3,471円 (H21.3廃止となつた契約生産奨励金を含む。)
			B	1,225	259		
			C	1,100	134		
D	1,048	82					
		合計	1,642~82円				
1111	二条大麦 円/50kg	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	A	1,671	705	小麦と同様	7,108円 (H21.3廃止となつた契約生産奨励金を含む。)
			B	1,254	288		
			C	1,129	163		
D	1,079	113					
		合計	1,671~113円				

コード	調査品目名	奨励補助金等の名称	概要				参考 (平成21年 全国年平均価格)
			品質区分	指定地域	品質区分(糖度)	品質区分(糖度)	
1120	大豆 円/60kg	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	品質区分 1等 2等 3等 特定加工用 小粒化等 大豆	3,168 2,736 2,304 1,872 1,872	小麦と同様	9,259円	
1180	かんしよ (加工用) 円/トン	さとうきび及びびでん粉原料用かんしよの生産条件不利補正対策	指定地域 アリアケイ主 九州159号 コナセカン コナホマレ サツマアカ サツマターチ シロサツマ シロユタカ ダイチノユメ ハイスターチ及 びミユカ その他の品	25,960 24,150	品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、諸外国との生産条件の格差を是正するための対策	359円/10kg (加工用)	
1200	ばれいしよ (加工用) 円/トン	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	品質区分(糖度) 17.40%以下(0.1%ごと) 17.40% 17.40%以上(0.1%ごと)	△70 3,650 +70	小麦と同様	9,798円 (加工用)	
1500	てんさい 円/トン	生産条件不利補正対策 毎年の生産量・品質に基づく交付金	品質区分(糖度) 17.1度以下(0.1度ごと) 17.1度 17.1度以上(0.1度ごと)	△67 2,150 +67	小麦と同様	12,890円	
1510	さとうきび 円/トン	さとうきび及びびでん粉原料用かんしよの生産条件不利補正対策	品質区分(糖度) 13.1%以下(0.1度ごと) 13.1～14.3度 14.3%以上(0.1度ごと)	△100 16,320 +100	かんしよと同様	20,890円	
1760	生乳 円/kg	加工原料乳生産者補給金 チーズ向け生乳供給安定対策事業 (平成23年度)	加工原料乳に対して11.85 1kg当たり14.6 チーズ向け生乳供給量60万吨		農畜産業振興機構から複数県を一つの地域としている指定生乳生産者団体を通じて生産者に交付 チーズ向け生乳を対象に、指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に対し、供給量に応じて一律の助成金を交付	896円/10kg	

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
一 一般農産物	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 日本経済新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場(青果物・花き)の市場情報 各食肉センター及び食肉市場の市場情報 「米穀の取引に関する報告」、米の相対取引価格(出荷業者)(速報) 「麦の需給に関する見通し」 「麦品質評価結果」「民間流通表の入札における落札決定状況」 大豆入札取引情報 鶏卵相場表 食品産業新聞畜産日報 (独)農畜産業振興機構「畜産物の市況週報」「肉用子牛取引情報」 日本養豚協会「子豚・種豚市場情報」 食肉市況速報 全酪連「畜産情報」 ホクレン家畜市場成績 (株)静岡茶市場価格情報等 Flower Auction Japan 入荷量等情報 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場HP) インターネット(各食肉センター及び食肉市場HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(農水省HP) インターネット(全国米麦改良協会HP) インターネット(財団法人 日本特産農産物協会HP) インターネット(日本養鶏協会HP、全農たまご株式会社HP) インターネット(食品産業新聞社HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) インターネット(日本養豚協会HP) インターネット(日本食肉市場卸売協会HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(ホクレン家畜市場HP) インターネット((株)静岡茶市場) インターネット(Flower Auction JapanHP) インターネット(財務省HP)</p>

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
野菜	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場及び卸売会社(青果物)の市況情報 「都市別指定野菜に係る主要市場の卸売価格・入荷量の日別価格」 青果物日別取扱高統計結果(野菜) 野菜の入荷量と卸売価格の見通し 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場及び卸売会社HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(各地方農政局HP) インターネット(財務省HP)</p>

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
農業生産資材	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 軽油月次調査、A重油月次調査等 農薬・肥料の情報 肥料価格交渉結果 飼料価格改定 全酪連「飼料情報」 全農JACCネット「飼料情報」 世界の農産物価格の動向 全酪連「飼料情報」、「輸入粗飼料情報」 「牛肉・豚肉等の需給動向」、「畜産物市況週報」 農作業標準賃金一覧表 水道料金 各農機メーカー新着ニュース等 各自動車メーカー新着ニュース等</p>	<p>インターネット(石油価格情報センターHP) インターネット(農業生産資材情報センターHP) インターネット(全農のHPより) インターネット(日鶏連HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(全農JACCHP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) 農業委員会などから入手 各市町村HP インターネット(各農機メーカーHP) インターネット(各自動車メーカーHP)</p>

平成 年 農業物価統計調査

価格変動要因等整理表

平成 年 月

枚の 枚目

都道府県

類区分(品目名)	コード	騰落率(%)		価格の変動要因, 市場の動向等
		対前年	対前月	
りんご(つがる)	1230	20.0	20.0	前月からの大雨で生育が遅れ当月の出荷量が少なかったため価格上昇。
なし(幸水)	1330	20.0	20.0	競合するりんごが、主産地の台風被害により出荷量が少なく代替としての需要が多いため前年(前月)に比べ価格上昇。
くり	1410	—	20.0	前年天候良好で出荷量が多く、価格が安かったため前年に比べ価格上昇。
い草	1550	0.0	△ 20.0	中国産の輸入量増加により国内産の需要が減ったため価格低下。
きく	1580	20.0	20.0	前月日照時間が少なく生育が遅れ当月の出荷量が少なく、彼岸等の需要もあり前年(前月)より価格上昇。
乳用肥育交雑種	1800	△ 5.0	△ 20.0	前年はBSE発生による米国産牛肉の輸入禁止により、国内産牛肉の需要が高く高値だったが、今年になって輸入が解禁になり、価格も徐々に落ち着いてきているため、前年(前月)に比べ価格低下。
きゅうり	2010	20.0	20.0	生育期の天候不順により着果数が少なく、出荷量が少なかったため前年(前月)に比べ価格上昇。
ピーマン	2080	△ 20.0	△ 5.0	天候不順により生育が遅れ前月などは出荷量が少なく価格は高かったが、当月は天候良好で生育が進み、出荷量が増えたため前年(前月)に比べ価格低下。
キャベツ	2180	20.0	△ 10.0	本年天候良好で生育良く出荷量が増え、価格が大幅に低下したことから前月産地廃棄があり、前月に比べ価格は上昇したものの、前年よりは依然安値である。
尿素	3440	5.0	5.0	原油価格上昇のため価格上昇。
配合飼料(肉牛肥育用)	3810	5.0	5.0	全農の配合飼料供給価格が上昇したため価格改定。
にんじん種子	3100	30.0		24年3月調査客体の変更のため。 そ及月23年9月、そ及価格 3,000円
くわ	4210	5.0	0.0	24年3月、調査品目製造中止に伴う細部銘柄の変更により接続価格2,400円での報告。 (新銘柄3月1,200円、2月1,000円 変動率120%、旧銘柄2月報告価格2,000円×120%=2,400円)

注: 価格が大きく変動した品目、特異な動向を示した品目等についてその要因を整理する。

農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省農業物価統計調査事務局

日頃より、農業物価統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、農業経営に直接関係のある農産物及び農業生産資材の物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本調査は、平成22年より、パソコンを利用したインターネットによるご回答（以下、「オンライン調査」と称します。）が可能となります。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配付させていただきます。

【お問い合わせ先】

農林水産省農業物価統計調査事務局

TEL:

担当者:

オンライン調査のご案内

◇ オンライン調査の特徴

○ すべての作業がパソコン画面上で行えます。

調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。

○ 皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。

○ セキュリティは確保されます。

このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配付されます。

このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。

なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

○インターネット接続環境

I S D N回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはA D S L等のブロードバンド環境を推奨します。

○パソコン環境

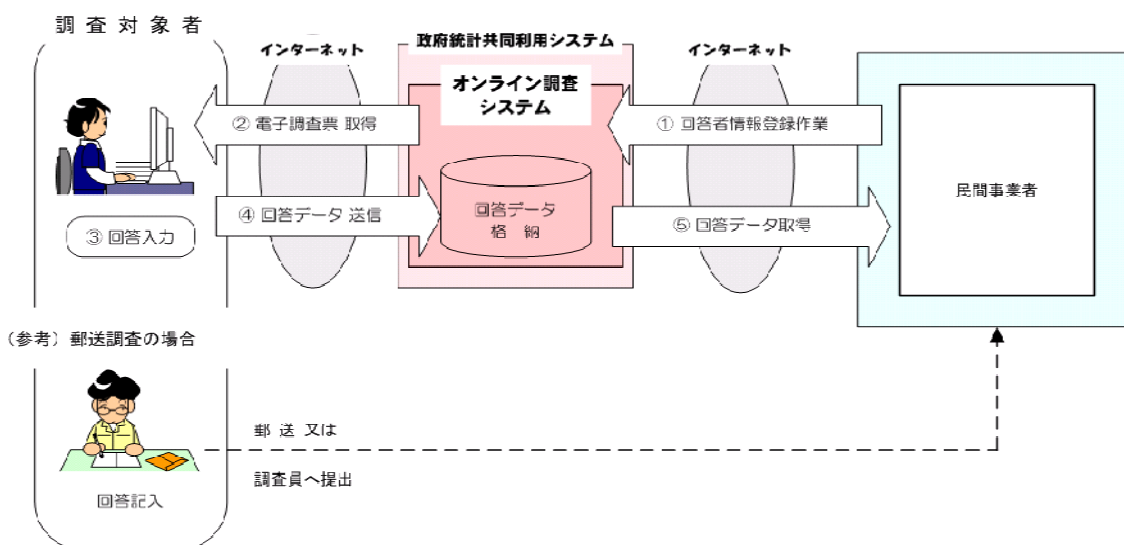
OS : Windows 7、Windows Vista、Windows XP
Windows 2000 (SP4)

インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 8.0、Internet Explorer 7.0
Internet Explorer 6.0

P D F 閲覧ソフト : Adobe Reader 7.0.9 以上

(Adobe Reader は、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロードできます。現在の最新版は「Adobe Reader 8.1」になります。)

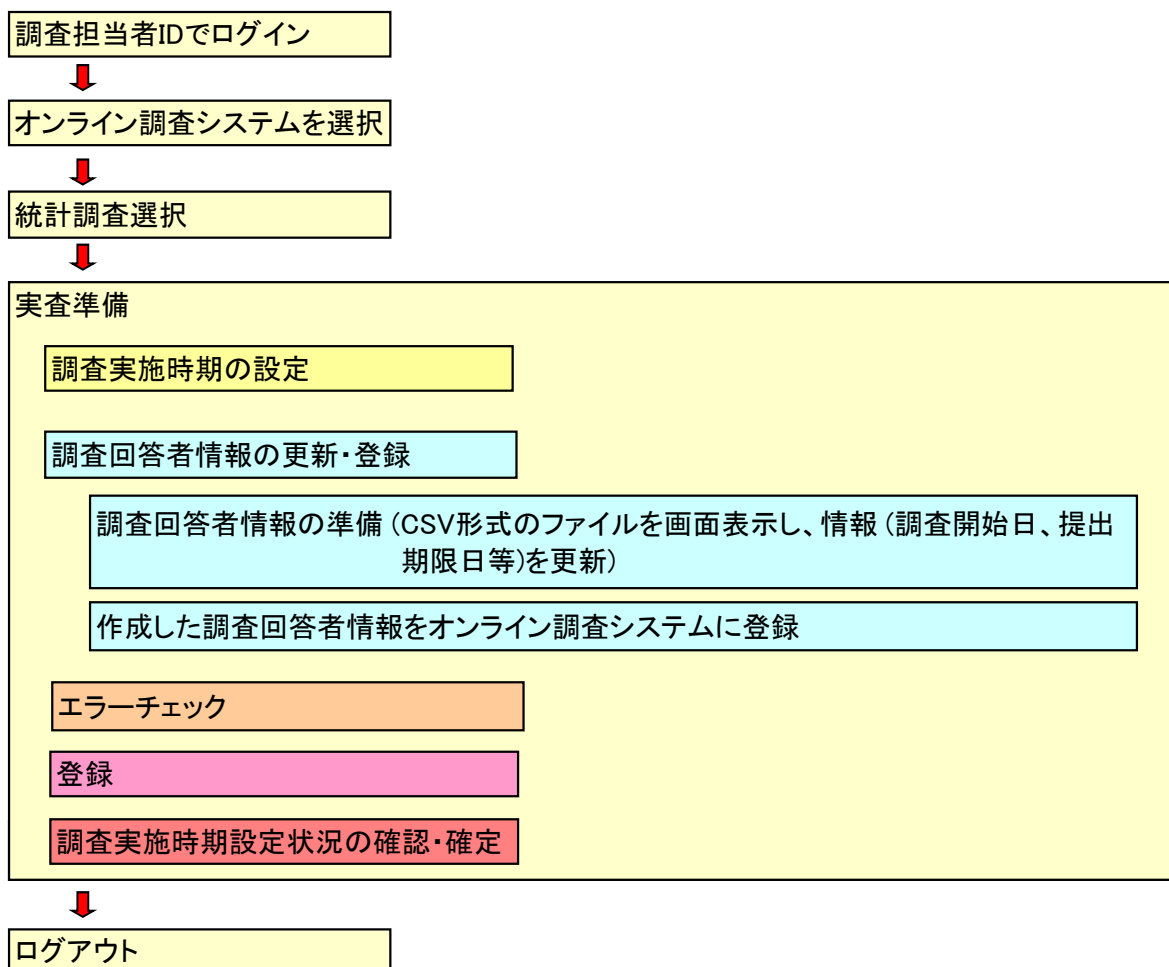
◇ オンライン調査のイメージ図



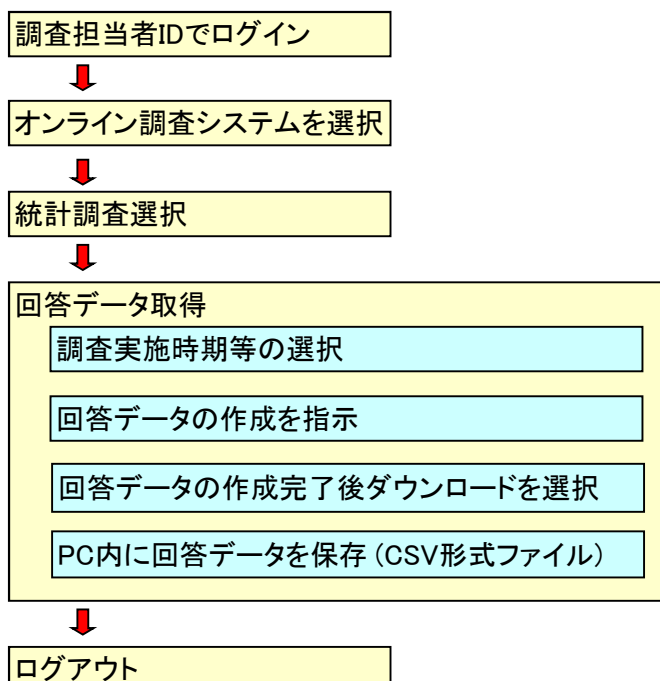
注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

農作物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査客体からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



都 道 府 県

農業物価統計調査
調査票提出枚数等確認票

調査票提出枚数 枚
提出年月日

調査員名

No.	※整理番号	訪問又は電話の記録									※品目数	報告件数	※過不足	※点検	
		日	時	分	頃	日	時	分	頃	日					時
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合 計															

(秘)平成 年 月 農業物価統計調査 調査不能状況

都道府県

No.

No	月日	調査票の指標欄		調査不能となった理由等	備考
		整理番号	指定先番号		
	/			<記入例①> 12月末をもって廃業することとなったため、1月から調査が不可能となった。(調査品目は〇〇)	
	/			<記入例②> 調査品目A、B、C及びDのうち、Bについて、〇月から取扱いを中止することとなった。	
	/				
	/				
	/				

(秘)平成 年 月 農作物価統計調査 問い合わせ・苦情等対応状況

都道府県

No.

No	月 日	応対時刻	調査票の指標欄		対応内容		備考
			整理番号	指定先番号	苦情等・照会内容	回答内容	
	/				<p><記入例①> 調査日に調査品目の取扱いがなかったがどうすればよいか。</p>	<p><記入例①> 土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日としますので、○日の価格を記入してください。</p>	
	/				<p><記入例②> 調査票に記入する価格について、消費税の取扱いはどうすればよいか。</p>	<p><記入例②> 本調査では、消費税込みの価格を調査していただきますので、消費税込みの価格を記入してください。</p>	
	/				<p><記入例③> 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。</p>	<p><記入例③> 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。</p>	
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

(秘)平成 年 月 農作物価統計調査 督促状況

都道府県

No. _____

調査票の指標欄 整理番号	督促日	督促状況 内容	調査票回収 年月日	回収方法(該当方法に○をつける)				備考
				調査員	FAX	オンライン	その他	
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							
	/ /							

(秘)平成 年 月 農業物価統計調査 疑義照会状況

都道府県

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄		照会内容	回答内容	備考
			整理番号	指定先番号			
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						
	/						

平成23年3月15日

農林水産省

大臣官房統計部

民間競争入札実施事業

農業物価統計調査の実施状況について（平成22年調査分）

I 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、以下の内容により平成22年及び平成23年調査の事業を実施している。

1 事業内容

農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確認、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配付・調査票の作成、調査客体からの問い合わせ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）、審査（調査票審査、調査客体への疑義照会）、調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成に係る業務

2 契約期間

平成21年11月1日～平成24年3月30日

3 受託者

株式会社 インテージリサーチ

II 確保すべき質の達成状況及び評価

平成22年調査（1月から12月分まで）における確保すべき質の達成状況及び評価は次のとおり。

1 調査票の回収（回収率）・督促

毎月の調査票の回収率は、電話、FAX又は調査員の訪問により督促を行った結果、国が実施した時と同様の100%を達成した。

表1 月別回収率（平成22年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
調査客体数	2,309	2,306	2,289	2,303	2,374	2,432	2,458	2,380	2,453	2,482	2,501	2,461
回収数	2,309	2,306	2,289	2,303	2,374	2,432	2,458	2,380	2,453	2,482	2,501	2,461
督促数	1,968	1,181	787	608	446	429	459	373	402	437	300	332
回収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：調査客体数の変動は、各月ごとに調査品目が異なることによる。

2 調査員の確保、調査客体への協力依頼

- (1) 民間事業者は、調査員調査に対応するため、調査客体数を踏まえ、平成21年12月までに調査員を確保することとしたが、山間部及び離島等において通年で調査員を確保することが困難なため、農林水産省の登録調査員より3県7名の調査員の紹介を受けた。最終的に、調査員を全国で264人確保した。
- (2) 民間事業者は、全調査客体に対し、平成21年12月から平成22年1月までに調査員による訪問により、平成22年調査の協力依頼を行うとともに、調査のあらましや1月の調査票等の配付を行った。

3 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、民間事業者は、「問い合わせ・苦情等対応マニュアル」に沿って調査客体からの照会対応を行った。

実査において、民間事業者では判断できないものについては、農林水産省へ疑義照会を行うとともに、調査客体が調査品目の取扱いをしなくなったことによる調査不能については、代替客体の選定依頼を行った。

表2 調査客体から民間事業者への問い合わせ・苦情対応状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	21	14	2	10	1	1	1	0	0	1	1	3
苦情	12	6	0	1	0	1	0	0	0	0	1	2
その他	9	8	2	8	0	0	0	0	0	0	0	1

苦情等の主な例：「調査票がいきなり届いた」

「報告まで時間が欲しいと依頼したのに、すぐ督促された」

表3 民間事業者が農林水産省へ行った月別問い合わせ件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
照会件数	228	113	18	35	25	20	27	11	32	22	48	43
代替選定 (品目数)	24	11	23	8	18	26	4	0	32	7	16	13

注：1 客体で複数品目を担当していることがあるため、1件の照会で複数品目の代替を行っている場合がある。

問い合わせの主な内容：調査品目の銘柄等級について

調査品目の取扱いがなくなったことなどによる脱落

調査票種類や調査手法が貸与された名簿と異なること 等

4 調査票の審査・疑義照会対応

民間事業者は、「審査・集計・検討事項一覧表」に沿って審査し、疑義が生じた調査客体に対し、価格の増減要因の疑義照会を行い農林水産省に価格変動要因等整理表

を報告した。

民間事業者は、審査において、農林水産省への報告前に、調査客体へ電話により疑義照会を行った。1月分に疑義照会件数が多いのは、調査員の不慣れ、専門的知見の不足により実査の際の聞き取りが不十分であったことなどによる。

農林水産省は、民間事業者からの報告後に生じた疑義について民間事業者へ照会を行った。1月分に照会件数が多いのは、報告された都道府県別結果について、検証したところ、民間事業者の専門的知見の不足により、審査及び疑義照会が不十分であったことによる。

この結果、報告値の誤り等が判明し、集計段階で修正した。

1月分の照会件数及び修正件数は多かったが、その後、民間事業者においては、定期的な調査員研修において調査内容のフォローなどを行ったり、市場動向等の情報や照会内容をデータベース化し、蓄積・共有を図るなどの改善を行い、また、調査票に細部銘柄を印刷することで銘柄に関する疑義照会を減少させることで、民間事業者の調査客体への照会件数は2月分以降の月平均照会数は約450件となり、農林水産省からの照会件数も減ってきている。

表6 月別疑義照会件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
民間事業者 の照会件数	1,002	453	105	251	389	584	599	514	650	554	535	450
農林水産省 の照会件数	3,566	520	226	303	275	138	195	167	187	123	120	165
修正件数	660	346	36	33	57	40	36	29	37	34	25	26

民間事業者から調査客体への主な疑義照会内容

- 記入漏れの確認
- 調査客体ごとの価格の変動要因
- 調査単位や細部銘柄の確認
- 消費税計算や経費計算の有無 等

農林水産省から民間事業者への主な疑義照会内容

- 都道府県別価格の変動要因
- 報告価格算出方法の確認 等

6 評価

確保されるべき質として定めた調査票の回収率については、毎月100%を達成しており評価することはできる。

しかしながら、農林水産省の地方統計職員が行っていた疑義照会対応が中央集中調査へ変更したことにより、民間事業者に想定以上の負荷がかかり疑義照会対応が不十分な報告であったことなどから1月分の公表が15日遅れの3月15日となったことは不十分な対応であったと考える。

この要因は、民間事業者において、①業務増加時における人員体制の不備、②調査員の農産物及び農業生産資材の専門的知見の不足等によるものと考えられる。

これらの問題点について、民間事業者は、①照会・督促対応等のために人員の増加（社員4名→6名、派遣社員10名→27名（7月以降は19名））、②調査員研修によるフォロー、③市場動向等の情報や照会内容の蓄積・共有化等により改善を図り、現在、疑義照会件数が少なくなってきており、2月以降の公表遅れはない。

Ⅲ 実施経費の状況及び評価

1 実施経費

平成21年11月から平成22年12月までの本業務に要した経費（税込）は下表のとおり。

単位：千円

費 目	22年調査業務年間計	
	見積経費	実施経費
合 計	124,170	143,915
調査社員人件費	14,393	51,708
調査物件費（調査票印刷）	1,260	2,460
労務費	4,602	38,069
調査員手当	37,146	15,251
調査員交通費	43,644	11,227
外注費（入力）	2,644	23
通信連絡費	3,806	7,304
調査員説明会会場費	147	226
出張旅費交通費	368	1,479
謝礼費	15,579	13,127
雑費	582	3,042

(1) 調査社員人件費・労務費・外注費

当初の想定に比べ、問い合わせ・疑義照会の件数が多く、疑義照会担当者を増員（10名→27名、7月以降は19名）して対応したこと、また、入力と審査を一体で進めるため、入力業務を外注から社内対応としたため、見積経費を上回った。

(2) 調査物件費

疑義照会の増加を踏まえ、2月調査以降の調査票に調査品目の細部銘柄を印字することとし、調査員調査用の調査票を再度印刷したため、経費が増加した。

(3) 調査員手当・調査員交通費

訪問による調査客体が想定より少なかったこと、また、平成22年4月に口蹄疫が発生したことに伴い、調査客体への訪問（調査及び挨拶活動）の自粛（平成22年11

月まで)が農林水産省より指示されたことにより、見積経費を下回った。

(4) 通信連絡費

調査員及び調査客体宛の物品発送回数が想定以上にかかったため、経費が増加した。

(5) 出張旅費交通費

補充調査員の個別指導、調査客体への説明などでの出張の必要が生じたため増加した。

(6) 雑費

入力業務を社内で対応したため、入力用のパソコンなど予定より多く発生し、見積経費を上回った。

2 評価

平成21年11月から平成22年12月までについては、民間事業者の実施経費が見積経費を上回った。

これは、これまで全国の統計・情報センターで行っていた回収・督促・審査を民間事業者では中央集中で行うこととしたが、調査の不慣れもあり、想定以上に問い合わせが多かったことなどから、増員により対応したため人件費が増加したことが主因と考える。

調査員関係費が下回ったことは、口蹄疫の発生という予測できない状況等によるものである。

平成22年においては、調査開始時の不慣れによる混乱があったが、今後、経験を踏まえた円滑な調査の実施及び創意工夫の効果による効率化により、経費の削減に努める必要がある。

IV 事業の実施状況

1 実施体制

以下のとおりである。

業 務 名	人日（社員）
調査客体への協力依頼	90（6人×15日）
調査関係用品の印刷	9（3人×3日）
調査票の回収及び督促	192（4人×48日）
調査票の審査・疑義照会対応	601（6人×100.1日）
調査客体への謝礼支給	60（3人×20日）

なお、社員以外に、回収に調査員264人、回収及び督促、審査・疑義照会に派遣社員を1月～6月は27名、7月以降は19名で対応している。

2 実施状況

(1) 調査客体への協力依頼

農林水産省から貸与された調査対象一覧表に基づき、平成21年12月中旬から平成22年1月中旬までにかけて、調査員が全調査客体に対し、事前に電話による確認を取った上で、訪問をして協力依頼を行った。訪問の際には、併せて、挨拶状を含め調査関係用品を配付した。ただし、調査客体との信頼関係形成のため、特別の配慮が必要と判断した2調査客体については、調査員ではなく、調査事務局職員が直接訪問し、調査への協力依頼を行った。

協力依頼数： 3,115客体

補充依頼数： 40客体

延べ人日 90人日

	計			
		訪問	郵送	電話
協力依頼数	3,115	3,106	6	3
補充依頼数	40	40	0	0

(2) 調査関係用品の印刷

調査客体へ配付する調査票関係用品を農林水産省から提供されたファイルを基に平成21年12月1日から12月6日にかけて印刷した。2月分以降の調査票は、調査品目の細部銘柄を記載することとし、調査員調査用（他計調査用）については、平成22年1月22日から1月27日にかけて再度印刷、2月1日に農林水産省へ5セット納品した。

関係用品印刷物	印刷部数
農業物価統計調査 調査のあらまし	3,500
農業物価統計調査調査票（他計調査用）一般農産物・農業生産資材	4,000
農業物価統計調査調査票（他計調査用）野菜	2,000
農業物価統計調査調査票（自計調査用）一般農産物・農業生産資材	5,000
農業物価統計調査調査票（自計調査用）野菜	14,000
農業物価統計調査 送付用封筒（調査関係用品を郵送する場合）	8,000
農業物価統計調査 返信用封筒（調査票を郵送で回収する場合）	1,000
農業物価統計調査 記入の仕方（他計調査用）一般農産物	490
農業物価統計調査 記入の仕方（他計調査用）野菜	490
農業物価統計調査 記入の仕方（自計調査用）一般農産物	1,570
農業物価統計調査 記入の仕方（自計調査用）野菜	800
オンライン調査協力のお願い	3,500
オンライン調査操作ガイド	500

- ・実査準備として、調査関係用品の印刷の他、オンライン調査の実施のために
かかった期間 平成21年11月25日～平成22年1月31日
- ・延べ人日 11.7人日(社員)

(3) 調査員の確保・指導

民間事業者において、調査員調査を選択した調査客体を踏まえ調査員を確保し、17ブロックで平成21年12月3日から12月10日まで初期研修を行った。また、2か月ごとに、調査内容及び調査方法のフォローなどを目的として、調査員の定例研修を開催した。

なお、農林水産省から紹介を受けた調査員は7名であった。

3 実査

(1) 調査関係用品の配付

すべての調査客体に対して、調査協力依頼時に調査員が訪問し、調査のあらまし、調査票等を配付した。調査方法をオンライン調査とした117客体に対しては政府統計コードとID、確認コードを付与した。

また、郵送・FAX調査の1,298客体には、平成22年1月末～2月上旬に細部銘柄を記載した2～12月分の調査票を郵送した。

(2) 調査客体からの問い合わせ・苦情等対応

調査客体からの問い合わせ・苦情対応については、「問い合わせ・苦情等窓口」（フリーダイヤルの電話2台）を設置し、担当者4名を置いたほか、調査員が随時対応した。

創意工夫を行った点としては、問合せデータベース（Access）を作成し、常時今までの問い合わせ内容の検索及び集計ができる仕組みを作成し、社員で情報共有を図り、問い合わせ回答の精度を高めた。

(3) 調査票の回収及び督促

調査客体から指定した期日までに調査票を回収するとともに、未回収の調査客体へ電話やFAXにより督促を行った。数回の電話で連絡の取れない場合には、調査員が直接訪問し、督促・回収を行った。

なお、平成22年4月に口蹄疫が発生した際は、農林水産省の他の統計調査の対応に準じて、偶蹄類を使用している客体のうち調査員による訪問調査としていた26調査客体は、4月から11月まで一時的に電話又はFAXによる調査として対応した。

調査方法別調査客体数

	FAX	郵送	調査員		オンライン
			電話	訪問	
民間事業者	1,282	62	1,744	231	140
国	1,369	-	1,780	445	-

注：民間事業者は平成22年12月時点、国は平成21年1月時点の数である。

月別督促件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
督促	1,968	1,181	787	608	446	429	459	373	402	437	300	332	7,722
訪問	37	23	15	4	1	3	2	3	1	3	3	2	97

・延べ人日 192人日

・延べ督促数 7,722件

1月分及び2月分は、督促時点での未記入や調査漏れが多かった。3月及び4月の督促数が多かったのは、農産物の調査品目の客体において、3月又は4月が調査開始の客体が多かったことによる。

督促について、創意工夫を行った点としては、3月分より督促数と遅延理由及び督促数を問合せデータベース（Access）で管理を行い、随時、追加・更新していることが挙げられる。

(4) 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査においては、農林水産省が示した「審査事項一覧表」に基づき行った。また、一定の許容範囲を逸脱した調査客体に対し、価格の増減要因について疑義照会を行い、都道府県別結果表及び価格変動要因整理表を作成した。

1月～12月までの疑義照会の実績

- ・疑義照会を行った件数 6,086件
- ・延べ人日 601人日

創意工夫を行った点としては、以下の4点を挙げるができる。

- ① 野菜については、調査客体への負担を考慮して、5日と15日分を一括して疑義照会を行った。その結果、審査にあたる作業員を効率的に配置できた。
- ② 市場の動向等について、情報の共有化と知識の習得に努めた。
- ③ 計算工程に多くの作業時間を要していたため、6月以降は、データベース（Access）に組み込んで入力から審査までを一体化した作業として、作業員は誰でも実施できるよう改善した。
- ④ 疑義照会の回答結果は、価格変動要因として入力情報及び客体情報、品目情報等と連動したデータベース（Access）で管理を行った。データの入力、集計、検索等の作業はトータル管理システムを使用して運用した。

(5) 集計・結果表の作成

都道府県別結果表は、農林水産省から貸与された農業物価統計調査都道府県別集計プログラムを用いて集計し、作成した。

作成した都道府県別結果表について、農林水産省が示す審査事項一覧表に基づき、品目別の価格の変動要因等の検討を行い、前年同月値及び前月値と比較し変動が大きい等、必要に応じて調査客体に疑義照会を行い、「価格変動要因等整理表」に取りまとめた。

作成した都道府県別結果表データ及び価格変動要因等整理表については、定められた期日までに農林水産省に納品した。

(6) 調査客体への謝礼支給

ア 確認方法

平成23年分の調査票等を配布した平成22年11月から12月までに調査員の訪問にて確認を行った。

イ 謝礼支給

民間事業者は、金融機関の口座の聞き取る事務手続きの煩雑さを考慮及び調査客体に直接手渡すことにより、謝礼の気持ちを表せることから、クオカードによる謝礼支給を基本とし、一般農産物生産者価格は、最大年間3,600円分、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は、最大年間4,300円分を謝礼支給した。なお、前年同様、現金振込を希望した調査客体には、同額を現金振込と

した。

調査客体への謝礼支給の状況は以下のとおり。

		調査客体数	支払金額（円）
謝礼支払い	クオカード	2,475	9,828,400
	現金振込	821	3,298,800
受領辞退		139	562,700

4 調査客体への対応状況

平成22年10月末現在の農業物価統計調査における調査客体のうち、回収率50%を想定して抽出した調査客体に対して、民間事業者の対応状況について把握を行った。

(1) 実施状況

①事務局からの調査協力依頼状況、②事務局への問い合わせ等の対応状況、③事務局からの督促対応状況、④事務局からの疑義照会等対応状況、⑤事務局全体の感想について、アンケートを実施（平成22年11月19日発送、平成22年12月10日締切り）

	対象数	回答数	回収率(%)
合 計	630	414	65.7
農 産 物	400	257	64.3
生産資材	230	157	68.3

(2) 集計結果

① 調査協力依頼状況

調査の協力依頼について「郵送」（71客体）、「訪問」（236客体）、「電話」（95客体）で行われたと回答のあった調査客体のうち、「訪問」又は「電話」で協力依頼があったと回答した調査客体から、時間帯については、「不都合があった」との回答が11件あった。

対応態度についても、「どちらかといえば悪い」との回答が7件あった。

② 調査員の対応状況

「調査員の面接・聞き取り」及び「調査員の電話・聞き取り」により調査が行われたと回答のあった調査客体（258客体）からの回答で、調査票を「記入しなくてよいといわれた」が5客体、「記入できるところだけでよいといわれた」が4客体から回答があった。

③ 問い合わせ等の対応状況

事務局に問い合わせを行ったと回答のあった調査客体（38客体）からの回答では、調査員に調査品目に対する知識を求める意見があった。1客体が「どちらかといえば悪い」との回答があった。

④ 督促対応状況

事務局から督促があったと回答のあった調査客体（119客体）からの回答では、③と同様に調査品目に対する知識を求める意見があった。2客体が「どちらかといえば悪い」との回答があった。

⑤ 疑義照会等対応状況

事務局から疑義照会があったと回答のあった調査客体（171客体）からの回答では、概ね問題はなかったが、「説明がわかりにくい」「わかりづらい」という意見が7客体、「説明が長い」という意見が15客体あった。また、2客体が「どちらかといえば悪い」との回答があった。

アンケート全般的に批判的な回答は、調査客体と民間事業者のコミュニケーション不足と調査に対しての理解不足や農業・調査品目についての専門的知見の不足等が招いたものと考えられる。

また、「産地状況等を求められるため、行政全体を把握するべき所での調査をしたらどうか」、「国が責任を持って実施すべき。」との意見もあった。

【事務局からの調査協力依頼状況】

問1 調査の協力依頼は、どのように行われましたか。

	回答調査対象数		訪問		電話		郵送		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	236	57.0%	95	22.9%	71	17.1%	12	2.9%
農産物	257	100.0%	134	52.1%	64	24.9%	51	19.8%	8	3.1%
生産資材	157	100.0%	102	65.0%	31	19.7%	20	12.7%	4	2.5%

問1-1 調査協力依頼の時間帯に問題はありましたか。

	回答調査対象数		特に問題ない		就業時間内で不都合があった		就業時間外で不都合があった		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	331	100.0%	310	93.7%	9	2.7%	2	0.6%	4	1.2%	6	1.8%
農産物	198	100.0%	186	93.9%	8	4.0%	1	0.5%	1	0.5%	2	1.0%
生産資材	133	100.0%	124	93.2%	1	0.8%	1	0.8%	3	2.3%	4	3.0%

問2 調査協力依頼の事務局の対応態度は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	331	100.0%	219	66.2%	105	31.7%	7	2.1%	-	0.0%	-	0.0%
農産物	198	100.0%	135	68.2%	59	29.8%	4	2.0%	-	0.0%	-	0.0%
生産資材	133	100.0%	84	63.2%	46	34.6%	3	2.3%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」、「悪い」と回答があった場合の具体例

- ・電話での協力依頼であるので身元の確認ができないので不安な事がある。
- ・調査内容が理解しにくかった。

問3 調査の協力依頼の事務局の説明内容は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		わかりやすい		どちらかといえばわかりやすい		どちらかといえばわかりづらい		わかりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	331	100.0%	168	50.8%	141	42.6%	16	4.8%	4	1.2%	2	0.6%
農産物	198	100.0%	105	53.0%	82	41.4%	9	4.5%	1	0.5%	1	0.5%
生産資材	133	100.0%	63	47.4%	59	44.4%	7	5.3%	3	2.3%	1	0.8%

問3で「どちらかといえばわかりづらい」、「わかりづらい」と回答があった場合の具体例

- ・事務局が内容を理解していない感じだった。
- ・事務局が調査先の事情を理解せず、一方的に説明した。

問4 調査の協力依頼は、どのような方法がよいですか。

	回答調査対象数		訪問		電話		郵送		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	128	30.9%	152	36.7%	111	26.8%	9	2.2%	14	3.4%
農産物	257	100.0%	77	30.0%	92	35.8%	70	27.2%	7	2.7%	11	4.3%
生産資材	157	100.0%	51	32.5%	60	38.2%	41	26.1%	2	1.3%	3	1.9%

問4で「その他」と回答があった場合の具体例

- ・引き続き調査する場合は電話でかまわないと思います。職員の移動等により、調査員が変更となる場合は訪問いただいた方が間違いがないと思います。
- ・電話をいただいてから郵送がよいと思います。
- ・産地等の担当が変わったときは訪問が良い。継続なら電話が良い。
- ・FAX又は電話
- ・Eメールによる依頼

問5 事務局の調査の協力依頼について、お気づきの点がありましたらご自由にお書き下さい。

- ・電話協力依頼は、今の時代良くない
- ・調査依頼時には出来るだけ訪問していただき、より正確な情報が提供できる様に内容についての説明を受けたい。
- ・調査員の方はもう少し幅広く知っていた方がよい

【調査員の対応状況】

問1 調査は、どのような方法により行われましたか。

	回答調査対象数		調査員の面接・聞き取り		調査員の電話・聞き取り		その他(FAX等)		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	111	26.8%	147	35.5%	132	31.9%	24	5.8%
農産物	257	100.0%	62	24.1%	91	35.4%	87	33.9%	17	6.6%
生産資材	157	100.0%	49	31.2%	56	35.7%	45	28.7%	7	4.5%

問1-1 訪問の時間帯に問題はありましたか。

	回答調査対象数		特に問題ない		就業時間内で		就業時間外で		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	258	100.0%	228	88.4%	15	5.8%	-	0.0%	3	1.2%	12	4.7%
農産物	153	100.0%	132	86.3%	11	7.2%	-	0.0%	2	1.3%	8	5.2%
生産資材	105	100.0%	96	91.4%	4	3.8%	-	0.0%	1	1.0%	4	3.8%

問2 調査員の対応態度は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	258	100.0%	175	67.8%	81	31.4%	1	0.4%	-	0.0%	1	0.4%
農産物	153	100.0%	105	68.6%	46	30.1%	1	0.7%	-	0.0%	1	0.7%
生産資材	105	100.0%	70	66.7%	35	33.3%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3 調査員の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありましたか。

	回答調査対象数		なかった		記入しなくてよい(白)		記入できるところだけ		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	258	100.0%	243	94.2%	5	1.9%	4	1.6%	-	0.0%	6	2.3%
農産物	153	100.0%	141	92.2%	4	2.6%	3	2.0%	-	0.0%	5	3.3%
生産資材	105	100.0%	102	97.1%	1	1.0%	1	1.0%	-	0.0%	1	1.0%

問4 調査員の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書きください。

- ・一度、訪問していただいたので気軽に話げできました。
- ・調査商品の知識は多少有ったほうが良いと思う。時期等。
- ・調査員には調査に対する内容が良く理解できていないのでこれまでの経験から内容の説明をしました

【事務局への問い合わせ等の対応状況】

問1 事務局へ問い合わせ等をされましたか。

	回答調査対象数		した		しなかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	38	9.2%	366	88.4%	10	2.4%
農産物	257	100.0%	27	10.5%	224	87.2%	6	2.3%
生産資材	157	100.0%	11	7.0%	142	90.4%	4	2.5%

問1-1 問1で「した」と選択された場合、どのようなことで問い合わせられましたか。

	回答調査対象数		調査の内容に係る		調査に対する		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	38	100.0%	26	68.4%	7	18.4%	3	7.9%	2	5.3%
農産物	27	100.0%	20	74.1%	4	14.8%	1	3.7%	2	7.4%
生産資材	11	100.0%	6	54.5%	3	27.3%	2	18.2%	-	0.0%

問1-1の内容の具体例

- ・時期(調査日)とか、単価について、どの様にして出すのかとか。
- ・調査票の不明な点の問い合わせ
- ・前回の調査内容

問2 事務局へ問い合わせ等されたときの電話のつながり具合は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		すぐつながった		どちらかといえば		どちらかといえば		待たされた		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	38	100.0%	23	60.5%	13	34.2%	1	2.6%	-	0.0%	1	2.6%
農産物	27	100.0%	16	59.3%	10	37.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	3.7%
生産資材	11	100.0%	7	63.6%	3	27.3%	1	9.1%	-	0.0%	-	0.0%

問3 事務局の対応態度は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	38	100.0%	25	65.8%	11	28.9%	1	2.6%	-	0.0%	1	2.6%
農産物	27	100.0%	18	66.7%	8	29.6%	-	0.0%	-	0.0%	1	3.7%
生産資材	11	100.0%	7	63.6%	3	27.3%	1	9.1%	-	0.0%	-	0.0%

問3で「どちらかといえば悪い」、「悪い」と回答があった場合の具体例

- ・当方の申し入れに対してすぐに結論が出せなかった

問4 問い合わせ等に対する事務局の説明内容は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		わかりやすい		どちらかといえば		どちらかといえば		わかりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	38	100.0%	20	52.6%	14	36.8%	2	5.3%	-	0.0%	2	5.3%
農産物	27	100.0%	17	63.0%	9	33.3%	-	0.0%	-	0.0%	1	3.7%
生産資材	11	100.0%	3	27.3%	5	45.5%	2	18.2%	-	0.0%	1	9.1%

問5 問い合わせ等に対する事務局の回答までの時間は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		短かった		どちらかといえば		どちらかといえば		長かった		その場での回答が	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	38	100.0%	21	55.3%	14	36.8%	2	5.3%	-	0.0%	-	0.0%
農産物	27	100.0%	16	59.3%	10	37.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
生産資材	11	100.0%	5	45.5%	4	36.4%	2	18.2%	-	0.0%	-	0.0%
無回答												
			件数	構成比(%)								
			1	2.6%								
			1	3.7%								
			-	0.0%								

問6 事務局の問い合わせ等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書き下さい。

- ・何がどこまで知っての話か専門的な語句が知らない人もいるのでは
- ・電話の対応も良かったです。

【事務局からの督促対応状況】

問1 事務局から調査票の提出に対する督促がありましたか。

	回答調査対象数		あった		なかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	119	28.7%	278	67.1%	17	4.1%
農産物	257	100.0%	74	28.8%	170	66.1%	13	5.1%
生産資材	157	100.0%	45	28.7%	108	68.8%	4	2.5%

問1-1 問1の電話の時間帯は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		特に問題ない		就業時間内で		就業時間外で		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	119	100.0%	108	90.8%	6	5.0%	-	0.0%	2	1.7%	3	2.5%
農産物	74	100.0%	66	89.2%	4	5.4%	-	0.0%	2	2.7%	2	2.7%
生産資材	45	100.0%	42	93.3%	2	4.4%	-	0.0%	-	0.0%	1	2.2%

問2 事務局の対応態度はいかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	119	100.0%	74	62.2%	41	34.5%	2	1.7%	-	0.0%	2	1.7%
農産物	74	100.0%	44	59.5%	26	35.1%	2	2.7%	-	0.0%	2	2.7%
生産資材	45	100.0%	30	66.7%	15	33.3%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問2で「どちらかといえば悪い」、「悪い」と回答があった場合の具体例

- ・内容がわからないものに一方的に話をした
- ・一方的なFaxが多かった
- ・数字の入力ミスということがハッキリしていても、どうなのかの問い合わせがあった。

問3 事務局の説明の中で、調査票の記入を軽視するような発言はありませんでしたか。

	回答調査対象数		なかった		記入しなくてよい(白)		記入できるところだけ		その他		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	119	100.0%	110	92.4%	1	0.8%	3	2.5%	-	0.0%	5	4.2%
農産物	74	100.0%	67	90.5%	1	1.4%	2	2.7%	-	0.0%	4	5.4%
生産資材	45	100.0%	43	95.6%	-	0.0%	1	2.2%	-	0.0%	1	2.2%

問4 事務局の督促に対する説明時間は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		短かった		どちらかといえば		どちらかといえば		長かった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	119	100.0%	80	67.2%	30	25.2%	5	4.2%	-	0.0%	4	3.4%
農産物	74	100.0%	48	64.9%	17	23.0%	5	6.8%	-	0.0%	4	5.4%
生産資材	45	100.0%	32	71.1%	13	28.9%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問5 事務局の督促の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書き下さい。

- ・提出日の2~3日前に毎回電話をいただいた方が忘れなくていいと思う。
- ・Faxの到着と受取り確認をすべき

【事務局からの内容照会等対応状況】

問1 事務局から調査票について内容照会等がありましたか。

	回答調査対象数		あった		なかった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	171	41.3%	231	55.8%	12	2.9%
農産物	257	100.0%	105	40.9%	145	56.4%	7	2.7%
生産資材	157	100.0%	66	42.0%	86	54.8%	5	3.2%

問1-1 問1の電話の時間帯は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		特に問題ない		就業時間内で		就業時間外で		わからない		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	171	100.0%	158	92.4%	7	4.1%	-	0.0%	-	0.0%	6	3.5%
農産物	105	100.0%	96	91.4%	6	5.7%	-	0.0%	-	0.0%	3	2.9%
生産資材	66	100.0%	62	93.9%	1	1.5%	-	0.0%	-	0.0%	3	4.5%

問2 事務局の対応態度はいかがでしたか。

	回答調査対象数		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	171	100.0%	108	63.2%	61	35.7%	2	1.2%	-	0.0%	-	0.0%
農産物	105	100.0%	70	66.7%	35	33.3%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
生産資材	66	100.0%	38	57.6%	26	39.4%	2	3.0%	-	0.0%	-	0.0%

問3 事務局の調査票についての内容照会の説明はいかがでしたか。

	回答調査対象数		わかりやすい		どちらかといえば		どちらかといえば		わかりづらい		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	171	100.0%	97	56.7%	66	38.6%	6	3.5%	1	0.6%	1	0.6%
農産物	105	100.0%	58	55.2%	44	41.9%	2	1.9%	-	0.0%	1	1.0%
生産資材	66	100.0%	39	59.1%	22	33.3%	4	6.1%	1	1.5%	-	0.0%

問4 事務局の内容照会の説明時間は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		短かった		どちらかといえば		どちらかといえば		長かった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	171	100.0%	82	48.0%	71	41.5%	14	8.2%	1	0.6%	3	1.8%
農産物	105	100.0%	52	49.5%	40	38.1%	12	11.4%	-	0.0%	1	1.0%
生産資材	66	100.0%	30	45.5%	31	47.0%	2	3.0%	1	1.5%	2	3.0%

問5 事務局の内容照会状況等の対応について、お気づきの点がありましたらご自由にお書き下さい。

- ・もっとしっかり説明して形式的でなく本当に正確に知りたいとしたことを通すべき
- ・データを提供しているだけなので、詳しい話をされても担当者ではないので困りました。
- ・記入ミスの確認、ていねいな対応だった

【事務局全体の感想】

問1 事務局への全体的な感想は、いかがでしたか。

	回答調査対象数		満足であった		どちらかといえば満足		どちらかといえば不満		不満足であった		無回答	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
合計	414	100.0%	146	35.3%	211	51.0%	21	5.1%	4	1.0%	32	7.7%
農産物	257	100.0%	96	37.4%	126	49.0%	15	5.8%	4	1.6%	16	6.2%
生産資材	157	100.0%	50	31.8%	85	54.1%	6	3.8%	-	0.0%	16	10.2%

問2 事務局についてお気づきの点がありましたらご自由にお書き下さい。

- ・調査票の提出がおくれた時、督促のFAXがありましたが、電話の後のFAXでも良いと思います。
- ・Web上での調査を充実させれば良いと思う。利用が中途半端なのだと思う。
- ・信用というものが調査協力には一番必要なものなので、理解してもらう行動が大事だと思う(今まで以上に)
- ・一方的に調査用紙を送りつけ、回答を求めて来ただけであり、不満足であった。
- ・親切な対応で、わかりやすい質問をしていただき、ありがとうございます。今後ともよろしく願います。
- ・青果物の貴重な資料になるので、今後も十分な対応をしていきますのでよろしく願います。
- ・1年もの長い間調べた内容をホームページではなく用紙教えてほしいです。
- ・調査員、事務局に付いては、特に問題はないが、こちらの業務が急がしく、調査に協力ができにくい状態である。